自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			北　区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要			令和6年度
1－1　実施状況について			
	法人名称		社会福祉法人　北区さつき会
	開所曜日		月曜日から金曜日まで（年末、祝日を除く）
	開所時間		9時00分から17時30分まで
	同一場所で実施している その他の事業		指定特定相談支援、指定一般相談支援 指定障がい児相談支援
	事業所の特長		個々の相談員がこれまでの経験を活かし、丁寧にケースに対応しています。障がいを抱える人々を地域の一構成員として捉えた上で、社会資源をフル活用し、ネットワーク作りに重点を置いた取り組みをしています。
1－2　職員の状況			
			常勤職員 / 非常勤職員 / 計
			専任：0人
			兼務：4 / 4人
			計：4人 / 0人 / 4人
1－3　専門資格の保有状況			
			社会福祉士　2名 精神保健福祉士　3名
1－4　ピアカウンセリングの実施体制			
			障がい名 / 実施曜日 / 実施時間
1－5　センター業務についての理念・基本方針			
			常に当事者目線に立ち、障がい者自身及び家族の感情を推し量りながら、適切な支援をチームで行なうことを基本方針としています。
2　相談支援の状況			
2－1　相談支援実績			
①相談者数			月当たり相談者数：8.75 / 年間実相談者数：105
②相談受付件数及び支援件数			年間相談受付件数：778 / 年間支援件数：778
③受付方法別件数			電話：449件 / メール：75件 / 来所：29件 / 訪問：213件 / 同行：12件 / その他：0件 / 合計：778件

④支援件数の内訳

		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	12	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	0	17
	聴覚	6	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	1	12
	肢体	42	2	8	23	0	3	0	0	0	0	1	0	79
	内部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	61	2	10	25	0	3	0	2	1	3	1	1	109
難病		5	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		95	5	26	3	4	12	13	9	1	0	2	4	174
精神障がい		194	6	31	57	2	9	36	12	21	12	4	6	390
発達障がい		51	1	5	3	3	0	2	0	0	0	0	0	65
高次脳機能障がい		4	0	3	0	0	0	10	0	0	0	0	0	17
そ の 他		7	0	2	1	1	0	0	2	1	0	0	1	15
合計		417	14	79	90	10	24	61	25	24	15	7	12	778

2－2　相談支援に関する分析	
	相談件数は昨年度と比較すると大きく減少した。その要因は電話による問い合わせや関係事業所への連絡対応をこれまで計上していた結果であり、相談内容を精査すると内容的には今年度の件数が実数に近い。 精神障がいの件数がこれまで同様に高く、一人ひとり継続して関わることが多い。発達障がい者については福祉サービス利用に関する相談が多く、相談支援専門員に繋いだり、希望の事業所を紹介する相談がほとんどであったため、一人当たりの相談件数は低くなっている。 中途障がいである高次脳機能障がい者の相談内容は、収入の減少による経済的な悩みが多くなっている。

事業所名			北　区障がい者基幹相談支援センター	
3　業務に対する自己評価				
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	障がいの種別に関わらず、特性に合わせた対応を心掛け、適切に支援できている。 また、関係機関に対しても具体的な病状の共有や配慮の共通化を図る助言をしている。	障がい種別にとらわれず、特性に応じた支援を行なっているが、支援者によって情報の伝え方や受け取り方が異なるため、支援者間での共通理解を深め方向性がずれないように工夫をしていきたい。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	昨年度と比較して、全体的に減少してしまった。 後半では相談員が事務所以外で活動し、よろず相談的なアウトリーチを行ったことによって、気楽に相談できる体制を実施したところ、連日来談者が増えた。	継続的に相談しやすい環境を整えるために、今後は地域に出向くことを心掛けて、基幹センターの役割を周知していきたい。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	一人の相談支援専門員では、対応が困難なケースがあり、その場合は後方支援として基幹センター相談員が状況を共有して、区健康課と協働したり、関係機関の調整を図ることもあった。	すぐに連携が取れるように日頃から区やその他関係機関の役割を理解し、つながりを維持していきたい。 また、連携後は協働してケースに関わり、役割分担をしながら本人が不安なく移行できるように心掛けたい。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	相談支援専門員が専門資格を土台にして経験値も高くなってきたため、どの機関と協働し、連携しながら支援体制を構築していけば良いかについて理解できるようになってきている。	”つながる場”の活用が進んでいないことは、北区の福祉を支える基幹的な相談支援体制が未だに脆弱であることを示しており、今後はさまざまな総合相談機関同士が親交を深めて連携をとっていけるよう、有機的に繋がっていきたい。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	触法障がい者に対する支援については事務所内でも検討しており、障がい故の犯罪であったとしてもしっかりと過去を戒めて生活を考えていくことが必要と考えている。また、被害に遭われた方々のことも留意しつつ、再犯が起こらないように慎重に対応している。	障がい者が被害者にならないように、本人の理解度に合わせた対話を重ねて信頼関係を築いて行くことに重点を置き、安心して生活できる生活環境を確保したい。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	基幹センター業務は平日夜間や休日も社用携帯に転送し、対応できる体制を整えている。また、全体で周知する内容はグループメールで迅速に共有できるよう対応している。	夜間、休日であっても必要に応じて対応できる体制を今後も活かしつつ、より持続可能な安心できる仕組みづくりを目指していきたい。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	今年度は登録申請はゼロであった。	次年度に向けて、地域生活拠点事業の周知を図り、登録を促進したい。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	今年度の選定人数は68名であった。 相談支援専門員の適正と照らし合わせて、契約後、利用者が意欲的に福祉サービスを利用し、地域社会で安心安全に過ごせるよう配慮した。	相談支援専門員の数が絶対的に少なく、選定依頼を受けても割り振りしづらい状況が続いている。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	制度の歪みの中で、相談支援専門員から解釈上の問い合わせが来ることが多かった。 高齢障がい者に対する障がい福祉サービスの利用方法について、介護支援専門員から助言を求められることも増えてきている。	初任者研修修了者は年々増えてきており、経験値を積み重ねて様々なケースに対応できるよう、後方支援していきたい。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	3	「つながる場」への参加は少なく、ケースを通した連携の機会はなかった。	8050問題など、親子共依存となっているケースは年々増えてきており、親の介護と合わせて、効果的なサービス提供に向けた話し合いの場を持ちたいと考えている。

事業所名			北　区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	専門部会やイベント、研修の委員会において、積極的に諸会議を開き、成果物を残すことが出来た。	本会が形骸化しており、イベントや研修、諸会議で話し合われた課題が話し合えないため、より議論を重ねられる体制を再構築する必要がある。	
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	5	専門部会を中心に、事例検討会を実施している。今年度のテーマは、「無意識の支援を見つけてみよう」で、経験豊富なベテランから技術を学ぶ機会を企画した。	事例検討のできる会議を増やして、事業所同士が自然に繋げられる企画を取り入れたい。	
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	小規模な就労系支援事業所での作品を他事業所とを結びつけ、新たな商品開発に対する助言を行なった。	新規事業所を中心に、自立支援協議会の知名度が低いため、活動を積極的に紹介しながら、参加を促していきたい。	
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	地域移行に関する相談は無かったが、府外から北区に移り住みたいと考えている障がい者からの相談を多く受けた。居住支援法人と協働して住宅探しに協力することも多かった。	施設等から地域移行に向けた相談があれば積極的に受け入れて、対応していきたい。	
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	グループホーム入居の相談は多く、比較的軽度な障がい者には一般アパートを進め、親と子の仲介役を行うことがありました。	包括支援センターと協力して、数十年間引きこもり状態にある障がい者を見つけ出すアウトリーチを推進したい。	
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	虐待対応に基幹センターが招聘されたのは今年度は0件であったが、虐待防止研修には積極的に申込んで自己研鑽に励んだ。	虐待ケースで訪問することがないため、学びとして記憶していても、実際には段取りや連携、家族支援をどのように展開していくか周知していきたい。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	基幹センターに相談があるケースは、家庭ではなく通所している事業所などが多く、指定の相談窓口を紹介して対応した。	最近は家族からの虐待よりも事業所内で起きる虐待の相談の方が多いため、虐待の起こりやすい状況を精査して、事業所に対して注意喚起していきたい。	
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	3	経済的虐待などによって、成年後見人選任申立を支援することがなかったが、これまでの20名近くの経験を踏まえ、初動のための手続きの流れなどを支援した。	少なくとも事業所内では虐待の構造を情報共有して、具体的な手続きの流れを確認できるように支援していく。	
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	事例検討では相談支援専門員がいるケースで環境改善がみられ、本人も意欲的に社会参加を進めているケースなど、いわゆる成功事例を積極的に取り上げ、支援のヒントを探った。	自立支援協議会の研修やイベントに積極的に参加し、相談支援に従事する機関などと障がい特性への対応方法を話し合う場を作りたい。	
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	今年度のインターバル受け入れは13名で、北区内の特定相談支援に従事する相談支援専門員からの依頼も多かった。反面、初任者研修終了後に一件も関わりの無いまま5年後に現任研修を受講している者も数名おり、指導助言に困惑する場面もあった。	インターバル研修を終えた数名が、兼業で福祉業務に従事しながら、他の事業所で非常勤として働き、研鑽を続けており、今後もこのような取り組みを推進していきたい。	
3－8　その他の取組み					
		事業所間の連携促進に加え、地域のインフォーマルな社会資源や企業とのつながりにも力を入れており、地域のイベントや区役所での複数の当事者の会にも積極的に参加し、当事者の方や家族、地域の方々の声を直接聴く機会を大切にしてきた。現場での対話を通して、本当に必要としていることを把握し、日々の相談支援や社会資源の活用に反映するように努めてきた。			

事業所名				北　区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				○　児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援や放課後等デイサービスが5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の全てを網羅した支援が求められるようになったが、実際にそれら5領域に対する解釈は事業所ごとにまちまちで、一貫性がなく、保護者が事業所を選択する際に違いがわかりにくくなっている。 ○　就労系事業所や共同生活援助の職員要件が不十分なため、障がい特性に対する対応力がほとんどなく、いわゆる「気づきの支援」ができる事業所が少ないように感じている。 地域生活において社会不適応行動が見られる障がい者の工夫や改善に繋げることができないため、福祉サービスでありながら定着しづらい現状が散見される。 ○　地域コミュニティーを単位とした防災対策では、他区他市から通所している利用者が災害時に支援が受けられないことが分かった。帰宅困難者が多い北区において、何らかの対策が必要と感じている。 ○　制度の狭間に置かれている方からの相談もあり、必要な資源に結び付いていないケースが少なくない。制度やサービスに関する情報が十分に届いていないことが要因で、保健、医療、福祉、教育、就労など分野を超えたコーディネート機能を強化する必要がある。 紙媒体だけでなく、サイネージやホームページ、地域の集会などに出張するなど多様な手段を用いて発信することが効果的と思われる。 ○　医療ケアの必要な方が利用する事業所が北区内にないため、他区の事業所を活用するケースが多い。就労系事業所は大阪市内で断トツに多いものの、車いすで通所できる事業所はほとんど無い。社会資源の配置バランスの偏りを是正したいが家賃が高く、対応が難しいとの意見もある。社会的弱者にやさしい街づくりを目指してほしい。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		令和7年7月23日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	特に意見なし
			2　相談支援の状況について	特に意見なし
			3　業務に対する自己評価について	「65歳以上の高齢障がい者の訓練等給付についてどのように検討を進めていくか」との質問に関し、介護保険制度を利用しながら横出しサービスとして就労継続支援を利用する高齢障がい者が増えてきているにも関わらず、介護支援専門員が支援できない現状があり障がい者福祉サービスの周知を図る必要があると認識している。「障がい者手帳の所持や心療内科等への受診」を理由に、65歳以降になってから障がい者福祉サービスを利用する方が増えてきている。しかしその多くは障がいによる社会不適応とは言えず、高齢によって退職からの不安で障がい福祉サービスを希望しているものであって、目的が曖昧で個別支援計画作成は難しく、多くなれば事業所の雰囲気も変化し、若年層の利用者が入りづらい状況になりかねないと危惧しており、今後の高齢障がい者の動向を慎重に見ていきたいと回答する。
			4　区における地域課題について	特に意見なし
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				コロナ禍の後、基幹相談支援センターの活動も大きく変化した年になりました。自立支援協議会活動は今年に入って徐々にコロナ禍以前の状況に戻りましたが、実務の効率化を重視するようになってたんぱくな会議が多かったように思います。 自立支援協議会の内容やイベント活動が形骸化する中で、いかに区民として生活する障がい者に寄り添うことが出来るのかを改めて考えさせられる1年であり、課題を明確にできた1年でもありました。 最近はハイブリッド型とか5領域の導入など、新しいスタイルの事業所も増えてきており、基幹センターもそれらに対応できる形を模索し、福祉課とともに自立支援協議会のあり方を見直しする時期になっていると確信できました。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	都島区障がい者基幹相談支援センター

1 相談支援事業の概要

令和6年度

1－1 実施状況について

法人名称	特定非営利活動法人あるる
開所曜日	月～金
開所時間	9:00～17:30
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、移動支援事業、生活介護事業
事業所の特長	自立生活センターとしての活動背景があり、障がい当事者自身が主体となって事業所運営、活動、取り組みなどをおこなっています。区保健福祉センターと近い距離にあり連携もしやすく、相談者にとっても訪問や相談しやすいセンターです。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	0	1	1 人
兼務	3	1	4 人
計	3 人	2 人	5 人

1－3 専門資格の保有状況

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
脳性麻痺	月～金	10:00～17:30
脳血管障害	月・水・木・金	10:00～17:30

1－5 センター業務についての理念・基本方針

◎これまでの活動を通じて構築してきた支援ネットワークの中核的役割を担うため、支援方針の見立て、支援のチーム作りを大切にし、専門的知識を必要とする困難ケースや、地域の障がい者の緊急の事態にも対応していくよう努めていきます。
◎地域の相談支援事業所にも情報提供や、後方支援をできるよう努めていきます。そして、行政機関、福祉サービス事業所、地域包括支援センターや子ども支援機関、医療機関、地域の支援の方々とも、さらに連携を強化していきます。
◎区自立支援協議会では専門部会を中心に活動してきていますが、引き続き様々な取り組みを通じて、地域の関係機関・団体と共働し、地域の障がい者が安心安全にいきいきと暮らせるよう取り組んでいきます。
◎これまで当センターで取り組んできた入所施設や精神科病院からの地域移行取り組みの経験を活かし、今後さらに地域移行が進むよう、地域移行支援のコーディネートの取り組みも進めていきます。
◎権利擁護の取り組みとして、引き続き養護者による障がい者虐待の通報・届出の受理、そして被虐待者および虐待者の支援に努め、また障がい者差別の解消に向けた取り組みとしての相談対応にも引き続き取り組んでいきます。
◎以上の取り組みを、障がい当事者が主体となって運営するセンターとして、障がい者の権利が守られ、社会参加ができるよう、障がい者の立場に立ちきって進めていきます。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	20.83	250

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1845	1845

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1281 件	125 件	134 件	238 件	58 件	9 件	1845 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	24	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	肢体	77	2	10	2	0	0	1	6	4	0	0	2	104
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	101	4	10	2	0	0	1	6	4	0	0	3	131
難病		23	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	31
重症心身障がい		11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
知的障がい		192	8	14	42	0	11	8	5	4	0	25	31	340
精神障がい		562	61	126	111	1	26	58	5	21	4	5	79	1059
発達障がい		131	12	6	19	0	10	9	2	4	0	2	24	219
高次脳機能障がい		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
そ の 他		30	0	13	0	0	0	1	0	0	0	0	8	52
合計		1051	87	170	174	2	47	77	18	33	4	32	150	1845

2－2 相談支援に関する分析

基本相談（委託相談支援）から一定期間を経て計画相談に移行となるケースが多い一方で、サービスにつながらずに委託相談として長期に関わっているケースもあります。計画相談については、区からの依頼や特別なケースを除き、原則として増やさない方針とし、計画相談支援事業所につなぐまでの支援や計画相談支援の対象とならないケースへの対応をおこなっています。
相談の入り口は、地域の方（障がいのある子どもの保護者）からの相談をはじめ、病院、地域包括支援センターや見守り相談室、都島オレンジチーム、区の子育て支援室や精神保健福祉相談員、就業・生活支援センター、触法ケースなどの相談で大阪府地域生活定着支援センターからなど、多岐にわたります。
障害種別の割合では精神障がいの方が過半数を占めていますが、区からの選定依頼では児童ケースの割合が多いことが特徴です。また、外国にルーツを持つ方のケースも少しずつ増加しており、言語面やそれぞれの文化の違いなど、対応の必要性が高まっています。

事業所名			都島 区障がい者基幹相談支援センター	
3　業務に対する自己評価				
3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	3障がい及び難病患者等のケースに関して、その障がい特性に詳しい実際に支援されている方等のスーパーバイズも受けながら、決して自分たちだけで抱え込むのではなく、支援のチーム作りをして取り組んできました。ケースを通じて、関係機関のネットワークの構築と連携に注力してきました。当事者団体（頸損連絡会）とも連携しており、市内（各区基幹や病院等）からも相談を受けることがあります。	障害があるということがわからずこれまで何の支援も受けられず、生活が困窮状態に陥ったことで行政とようやくつながることができたケースであったり、高齢の親と障害のある本人だけの孤立した世帯のケースの相談も年々増えてきている状況です。そのため、専門機関との連携の強化もより一層必要となってきています。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	相談の対応方法は様々ですが基幹センターとして継続して支援にあたっているケースだけでなく、毎月10件前後の新規ケースもあり、月当たりの平均相談件数は150件以上となっています。 既存の事業所との連携も密にとっており、事業所側で支援方法に対して検討しているケースについての相談を受けて基幹センターとして介入することも増えています。	引き続き、包括センターや就業・生活支援センター等の他支援機関や区役所とも連携し、ニーズの取りこぼしが無いようにしていく必要があると考えます。依然として地域に、どこにもつながっておらず埋もれているケースは多数存在すると考えられます。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	障害当事者が主体となって活動する自立生活センターとして委託相談支援を取り組んできた背景があるため、障害を肯定的に捉え、本人ストレングスに着目したピアカウンセリングも通じて相互にエンパワメントし、医療モデルでなく社会モデルでとして捉え、どんな障害で、どれだけ重度であっても、あたりまえに地域で社会資源を活用した自立生活が送れることを根底に取り組んでいます。そうした観点を計画相談支援事業所にも伝え、その方に必要な専門機関ともチームとなって支援に取り組んできています。	地域には近年、相談支援事業所や福祉サービス事業所が増えてきています。新たに参入される事業所は、障害福祉以外の他分野からの参入も多くなっています。その中には特に就労支援事業所の急増もあり、障害者支援では本人主体、福祉サービスの利用だけでなくインフォーマルな社会資源の活用も踏まえた本人の機会損失にならない視点、権利擁護、ストレングス、エンパワメントの視点が必要であることなど、今後より一層、行政とも一緒になって事業者に啓発していく必要性が高くなっています。
3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	3	医療的ケア児者や精神障がい者及び強度行動障がいを伴う方に対する障がい特性の理解及びこれに応じた支援技法などに関する研修は受講し、相談支援に活かせるように努めています。 支援の困難なケースに関して、アセスメントをしっかり行い、支援方針の見立てをし、支援関係機関や支援者のチームを作り、支援方針を共有しながら相談対応を進めていけるようリーダーシップを取り、支援者間の連携、支援ネットワークを一層強化できるよう取り組んできています。 介護保険との併給ケースで都島オレンジチームや包括支援センター等からの相談、見守り相談室から複合的な課題を抱えたケースの相談も多くあり、つながる場や地域ケア会議、児童に関しては要対協ケース会議に積極的に参加し、複合ケースや困難ケースに対応してきました。	ケース状況によってはケアマネジャーや地域包括支援センター、医療機関や教育機関、行政機関等様々な支援機関との連携した支援が必要です。複合的な課題や問題が長期化している事例に関しては、相談支援部会やつながる場を積極的に活用することで課題の整理や支援のネットワーク構築に努めていく必要があります。そのためには区との更なる連携が必要と考えます。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	大阪府地域生活定着支援センター（よりそいネットおおさか）から直接、個別ケースの相談を受け、対応したり、よりそいネットおおさかの定期学習会にも参加しながら連携体制を強化してきました。 また、相談支援部会とも連携し、大阪刑務所の見学に参加し理解を深め、触法障がい者等への支援に適切に対応できるよう取組んできました。	触法障がい者等の支援に関しては、基幹センターと、大阪府地域生活定着支援センターよりそいネットおおさかや、保護観察所、弁護士等司法関係者、市区行政も一緒になって、支援に関する検討会議を持ったり、連携体制を構築していく必要があると考えます。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	職員間でスケジュールの共有をし、職員の誰かが当センターに居るよう努めています。また、やむを得ず不在になる場合は区保健福祉センターにも伝え、そして夜間・休日・年末年始等の緊急対応は、携帯電話へ転送するなどして、２４時間対応の体制を整えています。	職員それぞれが多忙を極め、訪問等の外出も多く、職員の誰かが当センターに居るよう努めているが、ケースの急な対応も多く困難な状況にあります。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	現在、都島区では3事業所が地域生活支援拠点の登録をしていただいてますが、それ以降なかなか増えない状況です。緊急ケースには、登録されていない事業所も様々に取組みはされていますが、拠点登録してさらにネットワークが強化されていくよう努めていきます。	地域生活支援拠点自体を知らない事業所も多いと思われるため、市とも連携しながら、地域生活支援拠点の説明会など継続して実施していく必要があると考えます。そして、登録事業所の連携強化にも引き続き努めていきます。
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	毎月2回（内臨時1回）、都島区役所で選定会議を開催しています。月1回では、会議直後に選定として依頼が来るケースが長い期間選定出来ない状況があったため、昨年から臨時選定会議として開催することもあります。 緊急性が認められるケースや障害特性等の内容に応じては選定会議を通さずに選定する場合もありますが、中立・公平性の観点は充分留意した上で選定にあたるようにしています。	区内の事業所は当初に比べると増加し、選定会議も開催できるようになりましたが、一人体制の事業所もあり、新規ケースの受け入れ困難な事業所も多くあります。 また、選定会議を開いても出席していただいている事業所は全体の半数ほどなので、多くの事業所に参加していただける方法を考えていかなければならない思っています。

事業所名				都島区障がい者基幹相談支援センター	
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	地域の指定相談支援事業所から制度利用や障害特性に応じた支援について相談があった場合、情報提供や支援方法について提案・助言を丁寧に行うよう努めています。ケースによっては関係機関や相談者との間に入る等の対応も行ってきました。また、新設されたサービス提供事業所の情報提供も行っています。	今後も引き続き区基幹センターとして地域の指定相談支援事業所のバックアップに努め、相談支援部会とも連携し後方支援していきます。また、大阪市の計画相談事業所の増加もある一方で、相談員のバーンアウトや採算が取れない等により事業所の閉鎖も毎年一定数あることから、市としても相談支援体制を総合的にバックアップする取組みを実施していく必要があると考えます。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	地域福祉コーディネーター連絡会にて地域福祉コーディネーターや地域包括支援センターおよびブランチの方々と連携が取れており、中野まちづくり協議会（地域活動協議会）、都島区社会福祉施設連絡会（高齢・こども・障害）役員会に参画し、他分野の相談支援機関等との連携強化に努めています。複合的課題があるケースや困難ケースに関して「つながる場」を活用し、地域の支援者全体で役割分担しながらケースの支援を進めていくことが出来ました。年々他機関との連携が必要なケースや支援方針等を検討する機会が増加していると感じています。	障害者が65歳に到達し、介護保険と障害福祉サービスを併用するケースや介護保険サービス利用者が新たに障がい福祉サービスを併給することになったケースなど年々増加していることから、より一層、区基幹センターと包括支援センター・オレンジチーム・見守り相談室等との交流の場や勉強会を継続しながら、高齢と障害の双方の制度の理解を深め、支援方針のすり合わせ等もより密に行っていく必要があります。
3－4　地域自立支援協議会の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	都島区地域自立支援協議会では委員長や部会長を一部担い、区事務局と協力してその運営をおこなっています。本会議・運営会議と、4つの専門部会(相談支援部会・地域当事者部会・こども部会・事業所部会)の取り組みを中心に活動しています。地域当事者部会では、小中学校に向けた福祉教育プログラム、多様な障害当事者が参加する「なかまとつながる地域の輪」も開催しました。 相談支援部会では、事業所が抱える課題共有など取り組んでいます。また、選定会議については月に2回、（内臨時1回）開催もしています。 そのほか、合理的配慮啓発セミナーを開催しています。	自立支援協議会のホームページにおいては、各部会の取り組みの報告やお知らせ、内容としても具体的な活動内容や自立支援協議会そのものについて区民へ周知していきたいと考えます。 また、「自立支援協議会だより」を作成しており、都島区社協や、区役所保健福祉センターなどに設置し周知活動をしているが、その認知度は低いため、事業所や区民へのさらなる周知が必要である。
	b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	5	個別事例の取り扱いについて、協議会の要綱の改定と、運用方法を定めました。 相談支援部会にて、相談支援事業所が抱える実際のケースを基に、本人に関わる支援機関（訪看、生保ケースワーカー）にも参加してもらい、事例検討会をおこないました。	部会ごとに個別事例から抽出される地域課題を市の施策として上げていますが、その課題をどう解消、解決していけるのかが課題であると考えます。
	c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	相談支援部会と連携・協力し、合理的配慮啓発セミナーを開催しました。合理的配慮の義務化もあり、あらゆる事業者に関係することなので、障害当事者自身をはじめ、地域の障害福祉サービス事業所、高齢分野、また福祉関係以外の地域の方にも呼びかけ、70名を超える方に参加頂けました。 また、地域当事者部会としては、京橋地区交通バリアフリー基本構想の見直し検討会では、自立支援協議会の委員として参加し、事前の調査内容を基に意見提出しました。障害者が社会参加しやすいまちづくりを訴え、京橋公園の入り口は車いすで通りやすくなりました。	合理的配慮に関しては、まだまだ認知度が低く、多くの方に啓発周知していきたいと考えます。 バリアフリーに関しては、京橋周辺だけなく、区内の実地調査や課題整理と改善への働きかけ、見直しのサイクルを引き続き行いながら、当事者の声を聴く、届ける仕組み作りにより強化して取り組んでいきます。また、地域から声を届けるのは当然必要ですが、市の福祉局としてもバリアフリーの重要性を訴えかけて頂く必要があります。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	いくつかの区基幹センターや障害者団体とも一緒になって、これまでに地域移行された当事者の方や支援者の取り組みなどを聞く場をつくり、ピアによるサポートも学べるような学習会開催も取組んできました。 また、事故病気等で大阪急性期総合医療センターを経由して、大阪府立障がい者自立センターに入所されている方の介助支援体制も含めた生活づくりのコーディネート、相談等にも対応してきました。	障害者支援施設に入所されている方や施設職員に障がい者の地域生活を知ってもらうための取り組みが必要であり、各区の基幹センターや関係団体、行政も一緒になって取組んでいく必要があると考えています。
	b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	利用者や家族からの相談の中で、将来的な親元からの自立や生活力の向上に向けた支援の必要性が見られる場合には、福祉サービスの利用や地域資源の活用など、段階的な支援につながるよう努めています。 特に長期的な視点から「8050問題」への意識を持ち、関係機関と連携しながら、本人の希望や状況に応じた体験や情報提供を行うよう心がけている。ここ数年は、精神や知的の方のインフォーマルな社会資源の活用として、交流の場づくりにも取り組んできました。	親亡き後ではなく、親が元気なうちの自立生活に向けて、本人だけでなく、親や親族、学校や地域にも、障害者の地域生活・自立生活を知っていただく必要があると考えています。

事業所名			都島 区障がい者基幹相談支援センター	
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	職員は虐待防止研修を定期的に受けるようにしており、都島区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議にも参画し、関係機関とのネットワーク作りにも努めています。また、虐待通報や届出があった障害者や養護者への支援こそ重要であることも常日頃から職員間で意識向上を図り取組んでいます。	8050問題等の高齢の親が障害のある子を抱えているケースは、親は気付いていないが介護放棄（ネグレクト）状態になっていることがあり、今後こういったケースは更に増えてくると考えられます。また、支援拒否によるセルフネグレクトの方への支援は多機関が連携し支援をおこなっていけるような体制構築がより一層必要となってくると考えます。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障害者差別解消に関連する相談では、相談者本人は差別と感じていなかったり、嫌な思いをしたなどの相談もあるため、より丁寧に聞き取りするよう心がけています。 また、地域の中に合理的配慮、建設的対話が根づくよう、地域向けにセミナー開催も行いました。	府条例だけでなく、差別解消法も事業者による合理的配慮の提供が義務化されましたが、地域の中ではまだまだ知られていないため事業者への啓発をより一層すすめていく必要があります。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	日々の相談対応やケース検討を通じて、本人の意思決定が困難な場面や、権利侵害のリスクが高いと判断される状況については、必要に応じてあんしんさぽーと事業等の活用や、成年後見制度の申し立ての支援を行い、後見選任後の後見人との連携を行ってきました。また、関係機関との連携を図りながら、本人にとって適切な支援につながるよう努めています。	施設や病院での入所や入院が長期化している方の中には、親が高齢となったり親族関係がなくなったりしている方も多く、そうした方たちの財産管理・金銭管理・契約関係、そして成年後見制度の申し立てなど、施設や病院だけでおこなうには困難なケースが増えていると考えられます。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	地域包括支援センターと共催で介護保険分野と障がい分野の垣根を越えた連携・交流ができるよう研修会を開催しています。 都島オレンジチームとの連携の交流会（事例検討・意見交換）も継続して開催し、互いの業務・支援内容を知る機会とし、高齢と障がい複合世帯ケースの日々の連携を円滑・迅速に図れるようにしています。	区内の相談支援事業所とケアマネ事業所とが一緒になって研修会や事例検討会を開催することで、家族複合ケースや介護保険併給ケースにも対応できる地域の相談支援事業所の人材育成にもつながったり、地域全体のネットワーク体制の強化にもつながることを実践から感じています。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	大阪府の相談支援従事者研修ではファシリテーターとして協力し、初任研・現任研では地域の相談支援事業所の主任相談支援専門員とも連携しインターバル受け入れをおこない、地域の相談支援事業所の職員増員に向けて取り組んできました。	地域の中に主任相談支援専門員を増やしていき、相談支援従事者研修のインターバルでは、主任相談支援専門員、区役所、基幹センターが連携して対応を行っていく必要があると考えます。
3－8　その他の取組み				
		■福祉教育 地域の小中学校で、実際に障害当事者が学校訪問し、車いす体験やレクリエーションスポーツ「ボッチャ」や当事者の地域生活の様子を伝えるなど、都島区社会福祉協議会と協働し、学校生徒・教員との交流を継続しています。 ・都島中学校…2024/5/24に訪問。対象者：2年生 内容：ボッチャを通しての交流や自分たちの自立生活についての話をクラスごとに分かれて講話しました。 ・関西大学…6/18に訪問。対象：1回生(約10名) 地域の小学校や特別支援学校に通っていたときの体験談や自立生活についての話を中心に90分程度講話しました。 ・近畿社会福祉専門学校…7/4に訪問。対象：2回生（約40名） 自立生活や当事者活動で大切にしていることなどを中心に90分程度講話しました。 ・佛教大学…7/26に訪問。対象：2回生（約30名） 自立生活や当事者活動で大切にしていることなどを中心に90分程度講話しました。 ・大阪総合福祉専門学校…10/22,11/5に都島区民センターにて交流。 対象者：2回生（約60名30名ずつを2回に分けて交流） 学生とのボッチャ交流や質疑応答などを実施しました。 ・近畿社会福祉専門学校…11/11に訪問。対象者：2回生（約40名） 自立生活や当事者活動で大切にしていることなどを中心に90分程度講話しました。 ・友渕中学校…12/13に訪問。対象者：2年生 自立生活や当事者活動で大切にしていることなどを中心に3クラスに別れて講話しました。 ・中野小学校…2025/1/22に訪問。対象者：3年生 ボッチャを通しての交流や自立生活についての話を4つのグループに別れて講話しました。	
		■広げよう地域の輪 地域住民の方々に向けた、障害啓発研修会「広げよう地域の輪」を実施しました。 日時：2/8（土）　13:30～15:30 場所：都島区民センター 参加者：都島区社会福祉協議会職員＋あるる職員　20名近く 今年度は都島区社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置訓練に一緒に参加させていただきました。 あるるは基幹相談支援センターとして、災害時障害当事者から相談を受けつけた想定で、ニーズ受付班にボランティアに依頼するなどの連携訓練を中心に行いました。 ■基幹センターだより（あるる箱） 地域の障害者や家族、関係機関に向けた情報提供のため機関紙「あるる箱」の発行を行いました。 その中で、基幹センターだよりとして、障害福祉の制度や有用な情報を掲載しています。 ・2024年夏号（vol.84）2024年6月21日発送 ・2024年秋号（vol.85）2024年10月23発送 ・2025年冬号（vol.86）2025年1月24日発送	

事業所名				都島 区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				都島区内の障害福祉サービス受給者数は年々増加しており、特に障害児が多く、選定ケースでは児童が過半数となっています。放課後等デイサービスは年々増加を続けています。グループホームは増加傾向にありますが、ショートステイは＋2件と微増で、まだまだこういった社会資源が足りていない状況は続いています。 地域生活支援拠点の登録は進んでおらず、強度行動障害のケースや緊急対応が必要なケース・医療的ケアが必要な方の受け入れ対応可能な事業所が限られている現状があります。 指定相談支援事業所の個所数、相談員の増減はほぼ横ばいで、まだまだ一人体制の事業所も多く、選定会議の出席や新規ケースの受け入れ可能な事業所に偏りが生じてしまうといった現状が続いています。 区自立支援協議会においては各専門部会の取り組みがおこなわれており、事業所間の情報交換や関係機関とのネットワークも深まり、障害福祉サービスへの繋ぎやニーズの掘り起こし、地域課題に少しずつ取り組んできました。都島区基幹相談支援センターと区保健福祉センターとの連携や、医療機関、地域包括センターや地域福祉コーディネーター、就労支援機関との連携もこれまで年々深まっており相談支援対応にも活かされてきています。生活困窮者自立支援事業、要援護者見守りネットワーク強化事業においても課題整理を共に行い、さらに区内相談支援体制の充実につながるよう連携を深めていきます。 8050、障害親子など世帯全体の支援が必要なケースも増加傾向にあり、その支援には多くのリソースを割くことから、センター全体としてケース対応に遅延が生じつつあります。また、外国籍のケースが増加し、言語、文化の壁があり、コミュニケーションが困難な場合もあります。相談員から制度等の説明をしても理解が難しいこともあるため、外国籍対応においては、市として一括的な支援体制を検討してほしいと考えます。
5　自己評価を終えて				
5－1　区地域自立支援協議会での報告				
	報告日			2025年8月22日
	出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
		2	相談支援の状況について	
		3	業務に対する自己評価について	
		4	区における地域課題について	・3-6-c 成年後見制度利用の申立てのサポートもするというところで、成年後見制度の現在の制度は、申し立てを行い審判が確定し、後見人の選任されると最期までやめられないことや、後見人の変更が困難であること、面会や意思決定支援が後見人によってはきちんとなされないことなど、制度そのものに疑問があるため、基幹としてはどう捉えるのか。また、利用しやすいものになるよう国にも訴えかけてほしいとの意見。 ・3-5-b 親亡き後問題について、そういう不安が出る前に早期の支援や親子共に安心できる仕組みが必要で、そういった地域課題についてどう向き合っていくかを協議会として検討していく必要がある、という意見。 同問題においては、（知的障害の子を持つ）委員から、2024年7月千葉県、2025年1月福岡県で起こったような事件のことを挙げ、未だにこういった「親に、子である障害児者が殺される」という最悪の状況があることを行政や国は深刻に捉えてほしい。支援が行き渡るように、悲観しなくて良い社会を求める、という意見。 ・3-3-c 課題が多く複雑な世帯ケースが増加しており、単一の事業所、単一の機関だけでは解決、支援が難しいため、そういったケースは協議会の中でケース検討したり、また協議会で出来た繋がりを活用して支援にあたっていく必要がある、という意見。
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
				基幹相談支援センターとしては、指定相談支援事業所の継続的な後方支援と、事業所の新規創出や既存事業所の相談員の増員、育成に向けた取り組みが必要だと感じます。 委託相談、計画相談ならびに他の福祉サービスにおいても、ひとつひとつのケースや事案から見えてくる課題から、それを地域課題と認め、そこの解決に取り組んでいくことが出来なければ、個別ケースにおいて同様の課題が後を絶たず、繰り返され続けるのだと感じます。 自立支援協議会においては、そうした地域課題の解決に向け、サービス事業者はどうあるべきか、どこまで出来るか、また区はどう関わるのか、市はどうするべきか議論し、課題解決に向けた方策、新たな仕組みの創出など提案していきたい。 頂いた意見は大きくは2つ。1つは成年後見制度の在り方を基幹センターとしてはどう考えているか、2つ目は、協議会における個別ケースや地域課題への向き合い方を検討していきたいという意見があった。 基幹としては、成年後見制度の被後見人における周囲の支援者は、後見人が単に「生活費を持ってくるだけの人」といった認識でなく、後見人がどういう役割を持つ存在か理解を促し、その上で、後見人が意思決定支援に、支援者、福祉職とチームで関わっていくように（面談や意思決定支援が薄い後見人であれば）働きかけていく必要があると改めて感じています。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	福島区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要	令和6年度
1－1　実施状況について	

法人名称	社会福祉法人　大阪市手をつなぐ育成会
開所曜日	月曜日～金曜日
開所時間	9:00～17:45
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、施設入所支援事業、 生活介護事業、短期入所事業、共同生活援助事業
事業所の特長	当事業所は、地域療育等支援事業の頃から相談支援事業に携わっている。また、法人において様々な事業を実施しているため、サービスの利用につなげること、それぞれの事業の立場からの意見を聞くこと、専門的な助言を受けることができる。

1－2　職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	1	0	1 人
兼務	3	1	4 人
計	4 人	1 人	5 人

1－3　専門資格の保有状況

相談支援専門員 3名，社会福祉士 3名，精神保健福祉士 1名，
介護福祉士 2名，公認心理師 1名
〈重複計上〉

1－4　ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5　センター業務についての理念・基本方針

障がい児や障がい者およびその家族がひとりで悩みを抱える事のないよう、それぞれの思いを聞き取り、解決に向けての情報提供等を行います。また、ご本人自身が自分の暮らしを具体的にイメージし、希望を持った生活が送れるようご本人に寄り添って、一緒に考え支援します。
ご本人が望む暮らしに必要なサービスをコーディネートできるよう、区役所をはじめとする各関係機関と連携・協力を図り、フォーマル・インフォーマルな社会資源の把握・活用に努めます。

2　相談支援の状況

2－1　相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	24.6人	144人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	831件	1068件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	592 件	29 件	71 件	67 件	20 件	52 件	831 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	15	3	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	23
	聴覚	5	11	19	4	0	0	15	3	5	11	0	2	75
	肢体	35	10	4	9	0	6	0	0	0	0	4	5	73
	内部	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	計	62	24	23	15	0	7	16	3	5	11	4	9	179
難病		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		86	17	14	8	0	20	7	3	3	4	25	22	209
精神障がい		77	43	22	50	1	24	6	9	0	25	9	14	280
発達障がい		4	2	0	4	0	4	0	0	0	0	0	3	17
高次脳機能障がい		11	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	15
そ の 他		61	52	37	32	0	47	36	55	1	2	5	36	364
合計		305	141	96	109	1	102	65	71	9	42	43	84	1068

事業所名			福島区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			受付件数は前年度に比べて約18%増だった。障がい別に見ると、精神障がいや知的障がいの件数が多いのは例年通りである。今年度は手帳を持っていない人と関わることが多かったため、「その他」が多くなっているのが特徴である。 相談内容の「不安解消」「家族・人間関係」「家計・経済」「生活技術」等が前年度に比べて多くなっているが、集中して関わるケースによるところが大きい。 受付ルート別に見ると本人からの件数が最も多い。他にも行政・障がい福祉サービス・高齢者機関とも連携しながら対応していることが数として表れていると考えられる。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	各専門機関と効果的な連携できるよう各機関の役割を把握し、総合的な支援体制を意識しながら、利用者にとってより良い支援を目指している。	今後も包括的支援体制の「断らない相談支援」を意識しながら運営していく。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	業務委託における想定件数60件/月に対して、実績は69.25件/月となっている。想定件数よりもやや多い。	アクセス向上のため、センターの移転を検討している。また、様々な機会を通じて周知等を行なっていく。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	障がいや病気の特性への配慮は基本だが、同じ人でも状況などによって理解度に変化が生じることもあるので、その状況に応じたコミュニケーションを取るようにしている。	
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	配置している職員について、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師を取得している者を配置している。 訪問の同行や面談の同席、関係者会議への出席など、他機関と連携しながら複合的なケースに対応している。	それぞれの専門機関の強みを生かした有機的な連携が深化していくよう努める。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	触法障がい者等への支援が必要になった際には、関係機関と連携し適切に対応できるようにしている。	
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	職員の常駐を基本とし、不在時の電話は施設内のスタッフで対応している。時間外や休日に入る電話は留守番電話・携帯電話で対応している。	
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	登録事業所は増えていないが、グループホーム連絡会や障がい児通所事業所連絡会などへの参加・支援などを通して連携体制が構築できるよう努めている。	
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定ケースは14件だった。選定会議では、個人情報等に留意しながら課題や支援の方向を考え、選定された指定特定相談支援事業所がスムーズに支援を開始できるよう努めている。また、一つの事業所に偏らないよう空き状況を確認している。	事業所の量的不足が大きな課題である。現状では区内だけで賄うことは難しく、近隣区の事業所を含めた連携が必要である。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	・各種施策、最新情報、研修、区内にできた障がい福祉サービスの情報等を相談支援事業所部会等を通して提供している。 ・個別ケースに対して、特定相談支援事業所と連携して対応するようにしている。	今後も連携しやすい土壌を作り、課題が深刻化・複雑化しないように努める。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	「つながる場」をはじめ、関係機関との会議や研修への参加、高齢/障がい児者なんでも相談会（地域包括支援センターやブランチと共催）の開催など、顔の見える関係づくりを心がけている。	地域共生社会に向けた重層的支援体制を意識しながら、基幹センターとしての役割を果たしていく必要がある。

事業所名			福島区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	・〈市民への啓発活動〉…区民まつり・障がい者週間・ヒューマンシアターなどのイベントで障がい理解にかかる紙芝居や作品展を開催したり、区内事業所の自主製品販売などをした。 ・〈障がい者スポーツの振興〉…「スポーツ・レクリエーションひろば」の共催 ・〈事業者向け研修〉…障がい者虐待防止に関する研修の開催	地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めながら活性化に努める。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	支援が終了したので開催にまでは至らなかったが、個別事例を「つながる場」で検討し対応することを模索したケースがあった。	
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	部会で課題が見えた点について自立支援協議会に提案している。	
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	・施設入所者へ成年後見制度の利用支援や、施設職員に対して移行に関する助言等を行なった。 ・区内の障がい者支援施設職員に対して、大阪市施設入所者地域生活移行促進事業についての説明を行なった。	
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	実際の「8050問題」については関係機関と連携しながら対応している。予防的には、ひきこもりや統合失調症の親の会などと適宜連携している。	
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待が疑われるケースに関して、区保健福祉センターと連携して対応した。権利擁護の視点を持って業務し、適切な対応・連携するよう努めている。また、研修に参加し、視点がずれていないか確認するようにしている。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	・差別に関する相談は無かったが、日々の相談の中に差別に当たるものがないか意識しながら業務をしている。 ・イベント等でパンフレットを配布し、啓発活動を行なっている。	
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	成年後見制度について、制度の説明、申立て書等の書き方の支援、申立代理人へのつなぎなどを行っている。	
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	2月19日、福祉サービス事業者へ向けてトラウマインフォームドケア研修「こころの傷を見逃さないために～トラウマのめがねをかけてみる～」を開催した。	
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	・相談支援従事者インターバル研修について、初任者研修4件、現任研修4件を受け入れた。また、協議会の受け入れや説明をしている。 ・新設事業所とには同行や後方支援をすることで、円滑な事業運営ができるよう努めた。	
3－8　その他の取組み				
		・統合失調症家族会に向けて、基幹センターの紹介やグループホームの紹介・見学 ・福島区地域保健福祉ビジョン策定委員会 ・大阪市障がい者ピアサポート研修　講師・ファシリテーター ・コミュニティサロン「サロンつばさ」の開催 ・グループホーム連絡会の設立に向けた協力		

事業所名				福島区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				・相談支援事業所やグループホームといった社会資源が不足している。 ・大型マンションの増加で子育て世帯や出生率が増加していることに伴って、障がい児を支援する事業所は増えている。障がい児通所事業所連絡会などへ協力することで事業所同士のつながりが活性化するように努めているが、合意形成が難しい。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		7月9日（水）
		出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について
			2	相談支援の状況について	・目指している目的・目標はあるか。その目的・目標に対して実績はどうだったかという振り返りをしてみてはどうか。
			3	業務に対する自己評価について	・困難ケースはどのくらいあるか。 ・周知活動をしていても、自分事として捉えられない限り関心を持たれにくい現状がある。住民への周知も大切だが、支援機関への更なる周知が必要だと思う。 ・親から「どこに相談していいかわからない」という悩みをよく聞く。日頃利用している事業所への周知が必要だと感じる。また、気軽に相談できる手段を拡充してほしい。
			4	区における地域課題について	・大型マンションは町会に入っていないことも多いが、アプローチはしているか。 ・インターネットで基幹相談支援センターの周知をしたり、ネット・SNSで相談できればいいのではないか。
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				・相談件数は前年度を上回っており、いわゆる8050問題といわれるケースや複合的な課題を抱えたケースなどに対して他機関との連携で対応してきた。相談ルート別に見ると行政や高齢者関係機関の件数が増えていて、数としても連携していることが表れている。一方で、委員のみなさんからは基幹センターの周知に関する意見も出ており、相談したいと感じた時に基幹センターのことが思い浮かぶような取り組みも検討していきたい。 ・事業所同士の横のつながりを持ちたいという意見をもとに、障がい児通所事業所連絡会やグループホーム連絡会の運営に協力した。ただ、事業所の主体的な行動には至っていない状況なので、各事業所が自主的に運営できるよう、必要に応じた支援や環境づくりに努めていきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			此花区障がい者基幹相談支援センター			
1 相談支援事業の概要			令和6年度			
	1－1 実施状況について					
		法人名称	特定非営利活動法人燦然会			
		開所曜日	月曜日～金曜日 （祝祭日除く）			
		開所時間	9:00～17:30			
		同一場所で実施している その他の事業	なし			
		事業所の特長	令和6年度より、此花区障がい者基幹相談支援センターを受託し、当法人としては此花区を含め、４区において障がい者基幹相談支援センターを運営している。 区役所のすぐ近くにあり、アクセスしやすい場所に事務所を設置している。 関係機関との連携しながら対応している。			
	1－2 職員の状況					
				常勤職員	非常勤職員	計
		専任		3	1	4 人
		兼務				0 人
		計		3 人	1 人	4 人
	1－3 専門資格の保有状況					
			主任相談支援専門 1名 ・ 相談支援専門員（現任） 1名 ・ 相談支援専門員（初任者） 2名 社会福祉士 2名 ・ 精神保健福祉士 2名 ・ 公認心理師 1名 ・ 介護福祉士 2名 (数字は延べ人数)			
	1－4 ピアカウンセリングの実施体制					
			障がい名	実施曜日	実施時間	
	1－5 センター業務についての理念・基本方針					
			次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。 1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。 2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。 3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。 4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化に取り組む。 5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。			
2 相談支援の状況						
	2－1 相談支援実績					

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	35.1人	297人

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1,267件	1,277件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	994 件	11 件	168 件	56 件	13 件	25 件	1267 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	30
	聴覚	13	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	18
	肢体	84	0	2	0	0	0	0	0	0	2	3	14	105
	内部	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	計	131	0	3	0	0	0	0	1	0	3	3	17	158
難病		23	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	27
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		207	0	0	1	0	0	0	2	1	2	3	22	238
精神障がい		454	0	11	12	0	1	0	0	0	0	0	65	543
発達障がい		19	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	23
高次脳機能障がい		3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
そ の 他		247	0	1	0	0	1	5	1	1	0	1	27	284
合計		1084	0	18	13	2	2	5	4	3	5	7	134	1277

事業所名			此花区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			相談件数は精神障がいの方からが最も多いが、身体障がい・知的障がい・発達障がい等さまざまな種別の方からの相談がある。 相談内容について、福祉サービスに関する相談が最も多いが、医療に関する相談、不安への傾聴、年金に関する相談など多岐にわたっている。 相談経路としては、本人や家族からはもちろんのこと、福祉サービス事業所、医療機関、ケアマネジャーなどの高齢機関、行政機関等々さまざまである。 複合的な課題を抱える世帯についての相談も多く、関係機関との情報共有や支援方針の検討が必要となる場合があり、対応に時間がかかるケースもあった。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	相談者の気持ちに寄り添いながら適切に支援が実施できるよう心掛けている。 相談内容に応じて適切に関係機関に繋ぐことができるよう、専門機関との連携に努めている。	客観的には支援が必要な状態にもかかわらず、支援を受けずに生活を続けているという相談が複数あった。他の専門機関と連携しアウトリーチしていくことも必要である。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	業務委託上、大阪市が想定している相談件数を大幅に上回っており。 大阪市が想定する件数　：　60件／月 当センターの相談件数　：　約105件／月	相談支援事業所やその他サービス事業所の新規開設があったが、依然として社会資源が不足している状態が続いている。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	虐待防止や意思決定支援等の研修に積極的に参加し、権利擁護の視点を意識した支援を心がけている。 障がい特性や周囲の環境等を踏まえて適切な支援が提供できるよう、他の相談機関や専門機関との連携に努めている。	相談内容が複雑化してきているため、今後も他の専門機関との連携が求められる。 適切に相談・連携できるよう相談員のスキルの向上が求められる。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する職員を配置している。 関係機関が開催しているケース検討会議に積極的に参加し対応している。 また、日ごろから関係機関との関係性の構築を行っている。	複合的な課題を抱えるケースの相談が増えてきているため、専門的な資格を有する職員を配置するにとどまらず、資質の向上に努める必要がある。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	触法障がい者に関する相談は指定相談支援事業所の後方支援という形での相談があり、地域定着支援センター等との連携を図ったケースがある。また、拘留中にケース会議を実施する等も行った。	刑法改正により懲役刑・禁固刑から拘禁刑に一本化されることにより、受刑者の特性に応じた更生プログラムが実施されることとなるので、司法関係機関との連携が求められてくると思われる。 触法障がい者の帰住先の確保は課題になるので、居住支援法人等との連携を行ってい
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	緊急連絡網やフロー図を作成し、平時から備えている。 必要と思われる利用者に対しては、業務用携帯電話の番号を教えるなどの対応をしている。	今後も引き続き緊急時が発生した際に対応できるように日ごろから体制整備を行っていく。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	どのサービス種別においても、事業所が少なく、また、事業所の規模が小さい傾向にあり、地域生活支援拠点等まで各事業所が手に回らないのが現状ではないかと考えている。連携体制や支援力の向上に関しては、事業所数が少ないため、連携しやすい状態であるし、協議会においても多くの事業所が参加しており、部会内での研修にも積極的に参加していただいている状況である。	希望される事業所があれば相談を受け、登録事業所が増加するよう努めていきたい。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	個人情報保護を一層強化する観点から、令和6年度より選定方法を変更した。 毎月の相談支援事業所部会にて、相談支援事業所の対応可能な人数を確認し、早急に対応が必要なケースにも対応できるようにしている。	此花区内の相談支援事業所が少ないため、近隣区の相談支援事業所にも相談支援事業所部会に参加していただいている。 依然として近隣区の協力を依頼している状態が続いている。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者からだけでなく、福祉サービス事業所等からも随時、個別の相談を受付ており、必要な時は情報提供や助言を実施している。 また求めに応じ、ケース会議への参加も行い、助言等を行っている。 情報提供として、部会において放課後等デイサービスやグループホームの空き情報を共有したり、報酬改定や制度改正などの情報提供を行っている。	区内相談支援事業所には一人事業所が多いので、今後もさまざまな情報提供を行っていくとともに、個別の相談にも迅速に対応し、抱え込みなどの解消に努めていく。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	地域ケア会議やつながる場等の会議依頼があった際には、積極的に参画している。 また、各専門相談機関との連携を図り、日頃から顔の見える関係づくりを行うため、専門相談機関相談員勉強会に参加するなどしている。	複合的な課題を抱えるケースの相談が増加しており、ますます他分野の関係機関との連携が求められてくるため、引き続き関係機関との連携強化を図っていく。

事業所名			此花区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	こども部会の就学座談会やわいわいひろばの開催、日中部会の区役所庁舎内での物販、グループホーム部会の被災シミュレーション等、部会ごとの取り組みが定着してきている。 区役所庁舎内での物販は、区内にある高等学校から協力を得ながら、物販も行うことができている。また、令和7年度からはこの取り組みからのつながりで、ボランティア実習の受け入れなどにもつながりが広がっている。 前年度より声が上がっていた此花区内の社会資源を知ってもらうイベントも次年度の開催に向けて検討している。	部会毎に横のつながりができているので、部会を超えて共通する課題に対する取り組みを実施していきたい。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	秘密保持の誓約書を取るなど個人情報の保護の徹底をし、個別事例検討会議をつながる場と共催にて実施した。	事例検討会議の開催依頼があれば、個人情報の保護の徹底をし、開催を行っていく。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	区内には社会資源が少ないため、新たな社会資源の開発は難しいため、既存の取り組みの改良に取組んでいる。 （例） ①日中事業所部会区役所庁舎内での物販で高等学校に協力いただいたことから、令和7年度にはボランティア実習の受け入れに広がるなど、学生に障がい者の日中の活動を知ってもらうなど啓発的な側面にもつながる。 ②こども部会において多くの保護者が直面する就学先選びについて、先輩ママの思いや経験を聞き、同じような悩みをもつ保護者と共有することで今後の見通しを立てる参考にしていただくことを目的に、「小学校就学いろいろ座談会」を開催。	現在あるネットワークを活用し、改良しながら地域に合う形の資源開発が重要と思われ、事業所数は少ないが、これまでのつながりをさらに強化していき、住みやすい地域を目指していきたいと思う。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	障がい者支援施設等からの地域移行に関する相談があった場合には、迅速に対応できるように体制を整えているが、相談件数はほとんどない状態である。	施設訪問の依頼があれば、積極的に参加し、顔の見える関係づくりを行う。 また、施設入所者地域生活移行促進事業の依頼があれば対応していきたい。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	親元からの自立等に向けた相談が入った場合には、使える制度の制度の説明など行い、具体的な方法の提示を行っている。 体験の機会の提供としては、大阪市一人暮らし体験支援事業の問い合わせはなく、GHの体験利用等の活用は行っている。	どのような生活方法があるのかわからない方が多いため、引き続き丁寧に制度の説明や暮らしをイメージできるように相談に応じたい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	大阪府・市が開催する虐待研修には参加し、日ごろから職員の意識の向上に努めている。区役所から通報や事前の相談があった際には、速やかに連携を図り、対応している。	今後も引き続き、区役所等関係機関との連携強化を図り、迅速かつ適切な対応を行っていく。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	差別や合理的配慮に関する相談は少ない状況であるが、相談があった際には丁寧に傾聴し、関係部署と調整を行うなどし、対応している。	次年度、協議会部会において、合理的配慮の研修や意思決定支援の研修を実施する予定である。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	成年後見制度の利用が必要な方がいる場合には、制度の説明を行うだけでなく、申請の援助等を行っている。 協議会において「あんしんさぽーと事業」の説明を行うなどし、利用促進に努めた。	各種制度の周知を改めて行っていく。 また、制度利用となる際には、申し込みの援助等を行っていく。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	3	ミニ研修は実施しているが、事例検討会はほとんど実施できていない状況である。 相談支援事業所部会にて困りごとの共有をし、意見交換を行っており、個別で相談を受け、対応している。	相談支援事業所部会において、意見を聴取し勉強会等を開催していく。 ベテランから初任者の方まで参加者が幅広く、統一した研修を実施することが難しいのではないかと考えており、内容を決定するのに苦慮しているところである。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れは、大阪府実施のものはもちろんのこと、他県で開催されているものも積極的に受け入れ、対応している。 新規開設や職員の増員に関しては、研修の案内をするなどしている。	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れは今後も積極的に行い、当センターが何かあれば気軽に相談できる場所になるように努めていく。

事業所名				此花区障がい者基幹相談支援センター
	3－8　その他の取組み			
				・西淀川区地域自立支援協議会と共催で報酬改定の研修を行った。 ・部会の垣根を越え、次年度開催予定である「未来の話展」（此花区内の社会資源を知ってもらうイベント）の実行委員会を開催している。 ・統合失調症の家族教室において、家族向けに障害福祉サービスの研修会を実施。 ・専門相談機関相談員勉強会において、障がい者基幹相談支援センターの業務等について研修実施。 ・此花区こころの健康講座の開催に協力をした。
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				○社会資源・人材不足 今年度は相談支援事業所が1事業所増えたが、依然として他区の相談支援事業所の協力が不可欠な状態が続いている。 その他の障害福祉サービス事業所も少なく選択肢が限られている。作業内容や送迎対応の有無等により他区の就労支援事業所を利用している利用者も多い。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		令和7年7月9日
		出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について 桜島地域は住民が少ないが、相談はあるのか。 →桜島地域からの相談はそれほど多くないが相談はあり、区内のどの地域からの相談も対応している。
			2	相談支援の状況について ・受託法人が変わって引き継ぎなど大変だったと思うが、さまざまな対応をしていただいた。
			3	業務に対する自己評価について ・成年後見制度やあんしんサポート事業の利用促進についての現状を教えてほしい。 →昨年度から引き続いているケースがあり、多機関とケース会議としたり、計画相談支援事業所の後方支援として本人情報シート作成補助や診断書作成に関して病院との調整などを行っている。 あんしんサポート事業については、部会等でも説明の機会を設けるなど周知は行っているが、実際に利用に結びついたかは把握できていない。
			4	区における地域課題について 部会内の横のつながりができてきており、今後も継続して基幹センターに調整役を担ってほしい。
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				多職種連携を図りながら、相談業務を進めることができたと思う。 地域課題に「社会資源の乏しさ」が毎年、挙げられているが、立地的な面でも今後もなかなか資源の増加にはならないのではないと思われるため、各部会のつながりの強化を図ることにより補っていく必要があると思われるので、今後も各部会の活性化に努めていきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	中央区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和6年度

1－1 実施状況について

法人名称	社会福祉法人　大阪府肢体不自由者協会
開所曜日	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く）
開所時間	午前9時～午後5時30分
同一場所で実施しているその他の事業	特定相談支援（計画相談）・一般相談支援（地域移行・地域定着）・障害児相談支援
事業所の特長	運営法人は、当センターのほかに相談支援事業所を大阪府下に複数持っており、法人内の相談支援ネットワーク会議の中で事例検討等を行うことにより知識や支援ノウハウを共有している。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	5	1	6 人
兼務	0	0	0 人
計	5 人	1 人	6 人

1－3 専門資格の保有状況

相談支援専門員のほか、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を保有した職員を配置している。

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
肢体不自由	月～金（祝日除く）	9:00:～17:30（原則予約）

1－5 センター業務についての理念・基本方針

○障害者の権利擁護に積極的に取り組む。
○ケアマネジメントの手法に基づく、利用者の立場に立った総合的な支援を行う。
○地域ニーズに合わせた社会資源の改善と開発に積極的に取り組む。
○利用者が安心して地域生活が送れるように強固な支援ネットワークの構築に努める。
○障害者の地域移行支援に積極的に取り組む。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	44.8人	335人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1066件	1245件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	695 件	73 件	145 件	137 件	15 件	1 件	1066 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	18	4	0	4	0	0	0	0	1	1	1	0	29
	聴覚	9	5	9	0	0	0	0	2	0	4	0	1	30
	肢体	164	6	11	16	2	3	3	16	6	26	8	2	263
	内部	3	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	6
	計	194	15	21	21	2	3	3	19	7	31	9	3	328
難病		39	10	29	18	0	0	5	1	2	1	2	0	107
重症心身障がい		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
知的障がい		117	7	2	15	5	4	5	0	9	3	6	3	176
精神障がい		258	27	37	161	0	3	18	18	6	4	19	13	564
発達障がい		16	2	0	6	1	0	1	0	1	1	0	0	28
高次脳機能障がい		1	0	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	23
そ の 他		9	2	0	1	0	0	1	0	1	0	2	1	17
合計		635	63	110	223	8	10	33	38	26	41	38	20	1245

2－2 相談支援に関する分析

令和6年度は新規の退院ケースのほか、これまで継続的に関わっていた利用者についても高齢化や状態悪化等により入院を強いられるケースもいくつか見受けられた。退院される際には福祉サービスのほか、地域医療を担う医療機関との緊密な連絡調整が必要な場合も多く、福祉分野のみならず医療分野との連携の重要性を改めて感じた。また、件数としてはさほど多くはないが高次脳機能障がいの方の支援に携わることが続いたため、職員が「大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修」を受講するなどスキルアップを図るとともに、大阪府障がい者自立相談支援センターの依頼で「高次脳機能障がい大阪市圏域地域別実践研修会議」に医療や福祉関係者らと参加している。

事業所名		中央区障がい者基幹相談支援センター		
3 業務に対する自己評価				
3－1 適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	医療関係者と共に支援するケースも増えており、病院訪問やオンラインによるカンファレンスに参加するなど関係日々連携に努めている。	今後も各専門機関との連携を図り、支援の質の向上に努める。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	月当たりの受付件数は平均88.8件であり、大阪市の想定している件数（75件/月）は上回っている。近年は医療や健康に関する相談が増えており、医療従事者との連携が増えている。	相談内容は年々複雑化しており、各機関とのネットワークの大切さを感じている。最近では中央区在宅医療拠点と数回にわたり意見交換の場を持つなど連携を深めている。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	相談員からの一方通行の支援とならぬようご本人と一緒に考え、エンパワメントの視点を持ちながら歩調を合わせて支援することを心がけている。また、いわゆる交通整理ののち、必要に応じて計画相談支援事業所など関係機関につなげている。	職員がストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ支援するのは勿論であるが、相談支援従事者研修のインターバル（課題実習）でも、その大切さについて伝えている。
3－2 専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	主任相談支援専門員のほか、社会福祉士、精神保健福祉士等を配置し、多様な相談に対応している。	法人で資格取得支援制度を設け、資格取得勧奨を行っている。今後もより専門性の高い人材を育成し、適切に配置していく。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	令和6年度は触法障がい者への支援について、以前からの継続ケースを除き、顕著な動きは見られなかったが、例年、保護観察所等関係機関からの協力要請があるため、適切な支援介入ができるよう体制は整えている。また、職員が高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」との意見交換会に出席し研修を受講するなどスキルアップを図っている。	これまでも大阪地方検察庁再犯防止対策室の依頼で拘置所を訪問したり、保護観察所から相談で面談の場を設けたりしたが、中には本人の強い拒否もあり支援が滞ってしまうケースもある。円滑な支援ができるよう関係機関との連携を強めたい。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	原則、休日や開所時間外は職員の携帯電話への転送で対応している。また、災害等の緊急時対応についてはBCP（業務継続計画）を策定し、内容の見直しも含め、法人全体で定期的に協議している。	現在使用している緊急連絡網等や緊急時のマニュアル等を適宜見直していく。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	令和6年度は地域生活支援拠点等の指定を希望する事業者の申し出はなかったが、体制整備につながるよう地域自立支援協議会の活動を通じて連携体制の構築、支援力の向上を図った。	今後も地域自立支援協議会の活動を通じて事業者の連携を強化し、面的な整備・充実に取り組んでいく。
3－3 地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定等により地域の指定相談事業所にお願いしているケースにおいても福祉サービスの調整にとどまらない場合があることから、必要に応じ適宜連携している。また、相談支援従事者現任研修でも実践例への助言を行っている。 令和6年度選定件数（のべ166件）	今後も区保健福祉センターからの依頼に応じて、指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っていく。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域の相談支援専門員からの個別の相談に対応するだけでなく、同報メール等により、研修の案内など相談支援に有益な情報を共有している。	これまで同様、地域の相談支援事業者からの相談に誠実に対応するとともに地域自立支援協議会相談支援部会では事例検討の実施を原則とし、相談支援専門員が互いにスキルアップし、支え合う仕組みにしていきたい。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センターとの連携会議に定期的に参加し、取組の一環として昨年に続き「介護と障がいの合同研修」を実施した。 また、総合的な支援調整の場（つながる場）にも積極的に参画し、令和6年度は支援会議に4回出席した。	今後も区役所の「つながる場」の担当者と連携を図り、積極的に参画していきたい。
3－4 地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	令和6年度は本会と相談支援・児童・日中活動系部会を合わせて計6回開催したほか、令和7年1月には消防署協力のもと区内の障がい福祉事業所参加の全体研修会「救急救命の基礎知識」を実施し、AED（自動体外式除細動器）の使い方等を学ぶ機会を提供し活性化に努めた。	案内通知や情報提供の方法等を工夫することによって参加してもらいやすい状況を作り、これまで以上の活性化を図っていく。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	令和6年度は自立支援協議会として初めて「つながる場」が開催され、スーパーバイザーの助言を受けながら、相談支援事業者をはじめとする各支援者と当該事例の今後の支援方策等について検討の場を持った。	地域自立支援協議会での個別事例の取り扱いのみならず、「つながる場」の仕組みの周知等も考えていきたい。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	令和6年度は職員が相談支援部会を代表し大阪市交通バリアフリー基本構想変更検討のためのワークショップ（難波地区・京橋地区）に参加し、他区基幹センターや行政、地域住民等とさまざまな意見を交換した。	今後も左記のような行政の取り組みに協力するとともに、「4 区における地域課題について」に記したような社会資源の状況等についても議論する場を設けていきたい。

事業所名		中央区障がい者基幹相談支援センター		
3－5 地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	病院の担当者と連携を図り、退院や地域移行に関わる個別のカンファレンスに参加している。また、後方支援として地域の相談支援専門員と共に病院等を訪問できる体制を整えている。	後方支援として地域の相談支援事業者に同行したり、共にカンファレンスに出席することもある。今後も連携しながら取り組んでいきたい。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	グループホームや生活介護等さまざまな福祉サービスの体験利用などを通じ、経験を積んでいただいている。また、自立生活についてのイメージを描いてもらいやすいよう、ご本人だけでなく親御さんにも丁寧な説明や情報提供を心掛けている。	区内の体験施設が少ないため、いかに地域の関係機関や事業所とネットワークを築き、協力を得ながら支えられるかが課題である。
3－6 権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	大阪府や大阪市が主催する虐待防止に関する研修受講のほか、法人内に虐待防止・身体拘束適正化委員会を設け、月一回の定例会議を開くなど職員の意識向上に努めている。	迅速な対応ができるよう行政をはじめ、関係機関との連携を図るとともに関連する研修も積極的に受けていきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	令和6年4月からの事業所による合理的配慮の提供が義務化されたことで、障がい者差別に関する問題への関心が高まり、合理的配慮の提供に関する相談や問い合わせがあり、障がい者差別解消法に関する情報提供等を行った。	令和6年度は内閣府主催の障害者差別解消法の研修にて企業の取り組み事例等を学んだ。引き続き研修などにより職員の意識向上を図るとともにこれまで同様、必要に応じて各関係機関や大阪府の広域相談員とも連携しながら対応していく。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	あんしんサポートに比べ成年後見制度へつないだ実績はまだまだ少ないが、大阪市成年後見支援センター等に協力を仰ぎながら取り組んでいる。	今後も関係機関と連携しながら適切につないでいくよう努める。また、関連研修の受講などに当センター職員のスキルアップを図る。
3－7 地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	おもに自立支援協議会相談支援部会の仕組みを活用し相談支援事業者から事例を募り、皆で検討することによってスキルアップにつなげている。また、令和6年7月には障がいのある方の就労支援についての勉強会を実施した。	3-3-bにあるように相談支援部会における事例検討にさらに力を入れていきたい。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修におけるインターバル（課題実習）の実習者受け入れを行い、対面その他オンライン等によってもフォローアップしている（令和6年度受入れ：初任・現任合わせて14名）	相談支援事業者はまだ潤沢とは言えないため、今後も地域自立支援協議会のしくみを活用しながら取り組んでいきたい。
3－8 その他の取組み				
		・制度周知や障がい者理解のための講師派遣（学校での講演会） ・法人内の取り組み「友の会行事」等に協力		
4 区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
		・生活介護など非就労系の日中活動場所の不足 ・就労継続支援A型をはじめとする就労系事業所の質の確保 ・重度訪問介護等の長時間介護の担い手不足 ・医療的ケアを担える社会資源の不足（ヘルパーや住まいの場など） ・グループホーム等を含む住まいの場の安定的確保（特にバリアフリー住宅など） ・計画相談を担う相談支援専門員の不足 ・日本以外の国にルーツを持つ障がいのある方の支援 ・区内在住障がい者の高齢化 **→高齢福祉分野の支援者との連携強化（合同研修の実施など）** ・医療と福祉の相互理解の促進 **→中央区在宅医療拠点との意見交換会の実施など** ・障がい福祉にとどまらない多職種連携による幅広い相談支援体制 **→総合的な支援調整の場（つながる場）の積極的活用 など**		

事業所名				中央区障がい者基幹相談支援センター
5 自己評価を終えて				
5－1 区地域自立支援協議会での報告				
	報告日			令和7年5月22日
	出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
		2	相談支援の状況について	
		3	業務に対する自己評価について	相談者が障がい福祉事業所等の情報を求めて基幹センターを訪ねた場合、より適切に情報を提供する体制を整えてほしい。
		4	区における地域課題について	令和7年度の就労選択支援制度開始を控えている中、就労支援事業者が非常に多い中央区においては、事業者の実態把握の仕組みづくりが特に必要ではないか。また、その際には各事業所の仕事内容や支援体制など、詳細が具体的にわかる形での情報収集が望ましい。
5－2 一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
				令和6年度は病院からの退院支援が相次ぐなど、これまで以上に医療関係機関とのより緊密な連携の重要性を感じた。今後は個別ケースにとどまらない医療職との連携や情報交換を目的としたネットワークづくりが急がれる。また、「4 区における地域課題について」では、中央区は就労支援系の事業者数が非常に多い区であることから、各事業者の詳しい実態の把握を望む声が協議会委員各位から上がった。この課題については、関係機関の力も借りながら、より効果的な情報収集の仕組みを考えていきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			西 区障がい者基幹相談支援センター			
1 相談支援事業の概要			令和6年度			
	1－1 実施状況について					
		法人名称	特定非営利活動法人燦然会			
		開所曜日	月曜日～金曜日 （祝祭日除く）			
		開所時間	9:00～17:30			
		同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業			
		事業所の特長	地下鉄中央線・阪神なんば線九条駅下車すぐのキララ九条商店街内に事務所を設けています。西区はオフィスビルやマンションの高層化が目立ちますが、商店街内に設置することにより、地域とのつながりや地域への参加を目指し、取り組んでいます。			
	1－2 職員の状況					
			常勤職員	非常勤職員	計	
		専任	0	1	1 人	
		兼務	3	1	4 人	
		計	3 人	2 人	5 人	
	1－3 専門資格の保有状況					
			主任相談支援専門員1名・相談支援専門員(現任3名、初任1名） 公認心理師 1名・介護福祉士 4名・保育士 1名 (数字は延べ人数)			
	1－4 ピアカウンセリングの実施体制					
			障がい名	実施曜日	実施時間	
			精神	開所日	開所時間	
	1－5 センター業務についての理念・基本方針					
			次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。 1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。 2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。 3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。 4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化（専門部会の創設等）に取り組む。 5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。			
2 相談支援の状況						
	2－1 相談支援実績					
	①相談者数		月当たり相談者数	年間実相談者数		
			37.0人	201人		
	②相談受付件数及び支援件数		年間相談受付件数	年間支援件数		
			1278件	2587件		

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	974 件	6 件	94 件	103 件	71 件	30 件	1278 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	19	1	12	0	0	0	0	2	3	1	0	11	49
	聴覚	3	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11
	肢体	78	20	23	18	0	13	13	2	3	2	19	22	213
	内部	45	17	18	23	0	13	10	1	11	9	6	20	173
	計	145	41	57	41	0	26	23	5	17	12	25	54	446
難病		14	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4	21
重症心身障がい		5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	8
知的障がい		87	14	22	37	3	28	4	2	15	19	5	23	259
精神障がい		388	125	200	373	3	249	50	43	82	16	37	141	1707
発達障がい		60	4	5	6	0	5	1	2	0	0	0	5	88
高次脳機能障がい		5	0	3	2	0	0	0	0	1	0	0	2	13
そ の 他		16	6	9	5	0	1	3	1	1	0	0	3	45
合計		720	190	297	467	6	309	81	53	116	47	68	233	2587

事業所名	西区障がい者基幹相談支援センター
2－2　相談支援に関する分析	
	相談支援については、精神障がいの方の相談が圧倒的に多い。もちろん、その他身体、知的、発達、難病などの各種障がいについて者・児問わず相談多数。毎日のように新規ないし継続支援の利用者から電話や来所の相談があり、状況に応じて訪問や同行対応も実施している。 相談経路に関しては、本人や家族は元より、区役所（地域福祉、保健活動、生活支援等）、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援相談窓口、社会福祉協議会（地域支援、見守り相談室等）、医療機関、民間企業等からの相談件数も多い。 相談内容に関しては、通所サービスをはじめとした就労の相談、グループホーム等住居の相談等、福祉サービスにも関わる内容のほか、特に精神障がいの方については「不安の傾聴」や「人間関係の問題」についての相談もあり、長時間・期間に及ぶ傾聴対応も度々あり。その他医療や健康に関する相談、障がい年金を含む経済的な相談も多い。 「複合的課題のある事例」としてよく例示される「8050問題」に該当するケースについても複数対応あり。両親が他界もしくは施設入所したことを発端に、対象者が急に1人で生活しなくてはいけなくなる事案については、他機関と連携を密に取りながら、「初めて福祉サービスを利用する不安」と付き合いながら、時間をかけて信頼関係を構築していく支援を展開した。 虐待事案について、障がい者虐待の対応だけでなく、高齢者虐待の養護者が障がい者である場合の養護者支援から支援に介入するケースもある。そのようなケースについては他機関と共に、本人と関係を築きながら、医療受診から徐々に福祉サービス等必要なサービスを介入させ、世帯構成員がそれぞれに関係を回復して生活できるよう支援を行った。 相談のなかにおいて気になったのは、過去に障がい福祉サービスを利用していたが、担当していた相談支援専門員の心無い一言でひきこもりとなったケース、グループホームの支援者との関係がうまくいかずに一般住宅への転居（住宅入居支援）を希望されたケース等、障がい福祉事業者の対応の不味さゆえに状況が悪化した事案等である。地域の支援力の向上に努めないといけないと感じており、今後も地域自立支援協議会などを活用して、地域の事業所等へ働きかけていきたいと考えている。 また65歳を迎える障がい者の介護保険に関する相談もあり、介護保険分野（地域包括支援センターやケアマネジャー）との連携も不可欠と感じている。 障がい児分野においても相談は多く、特に発達障がいのケースが多い。親の支援も必要な事案もあり、子育て支援室やこども相談センターからの相談も増加にある。 差別解消・合理的配慮に関する相談については、地域への啓発活動ほか、企業の配慮がなく社会参加が阻害された事案について、福祉局と確認をしながら、相談者と企業それぞれの間に入り、問題解決を行ったケースもあった。

3　業務に対する自己評価				
3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	相談には適切に対応し、日頃より専門機関との連携に努めている。 上記記載のとおり、区保健福祉センターはじめ、地域包括支援センターや生活困窮窓口、医療機関や民間企業などと連携に努めており、各機関から相談に至るケースも多い。	個別相談においては、早急な対応が求められるケースがある一方、時間をかけた長期での対応が必要なケースもある。 複合的課題を有するケース等、課題内容も多岐にわたるものが多いため、今後も各専門機関との連携を取りながら、加えて既存の連携に満足することなく幅広く連携の輪を広げながら、適切かつ円滑な相談支援の実施に努めたい。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	区の状況等を鑑みても、当センターにおける相談については適切なものとなっている。 西区の想定する相談受付件数：75件／月 に対し、令和6年度は106件／月となっている。	西区の人口においては、年々増加しており、今後も増加が見込まれるものとなっている。 人口増加に伴い、障がい者・児の相談件数も増加すると見込まれるため、適切に対応できるよう、体制強化や連携強化に今後も努める。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	ストレングスやエンパワメントの視点を踏まえた適切な支援を実施している。 センター内においては、積極的に研修を受講の上、他の職員にも内容を共有している。必要に応じてケース会議を行い、ストレングスやエンパワメントの視点で支援を行えているか確認を行っている。その上で適切に相談支援事業所や他の専門機関につなげている。 地域においては、相談支援部会を中心に各計画相談支援事業所と連携を図り、研修会や事例検討会なども活用して、相談支援にあたってストレングスやエンパワメントの視点で多角的に認識できているかを共有している。 その他、他機関などにおいても連絡会や研修を通じて、障がい者支援における視点の共有を実施している。	ストレングスやエンパワメントの視点を踏まえた支援を引き続き行えるよう、以下の通り取り組む。 ・センター内職員の積極的な研修への参加 　所内におけるケース会議 ・地域の相談支援専門員との交流の機会 　事例検討や研修機会の企画 ・他機関向けの障がい者支援における研修 ・民間事業者に対する研修　　等
3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	相談支援専門員のほか、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の配置を行い、必要な支援ネットワークを構築。複合的課題を抱える事例、問題が長期化しているような事例に対して、日頃より培った関係機関や専門機関などとの連携を駆使し、速やかにチームで対応できるよう取り組んでいる。（8050問題、虐待事案、長年支援者が安定しないケース等）	複合的な課題を抱えた事例、問題が長期化している事例への対応には、各関係機関や専門機関の連携が不可欠である。 現在参加している他機関連携会議については、定期参加を継続し、また必要に応じて新たなつながりを求めて企画・運営し、今後も支援者間のネットワーク構築に努めていく。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応している。 大阪弁護士会が主催する「意見交換会」の参加、「更生支援計画」の研修参加、その他弁護士や触法障がい者にかかる支援機関との顔の見える関係づくりについても努めている。	触法障がい者の支援については、取り立てて他の課題を抱える事例と異なる態度で望むことなく、日頃より行っている他機関との連携を基盤としたうえで、司法分野（矯正施設、保護観察所、地域定着支援センター等）と連携して対応していきたい。 触法障がい者が地域で生活するためにも、まずは必要となる帰住先の設定について、居住支援の拡充についても取り組んでいきたい。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	必要と思われる利用者に対しては、夜間・休日も連絡が取れるよう、職員の業務携帯電話を知らせている。 緊急を要する事案について、速やかに対処できるよう、行政の虐待対応担当者はじめとした他機関に対し、業務携帯電話を伝えている。	今後も緊急時の対応が速やかにできるよう、日頃より備えていく。 虐待ケース：区役所担当者との連携（対応の確認などについても話し合う） 急変が予想されるケース：障がい福祉サービス事業所、医療機関などとの連携に努め、非常時には対応できる住居等も開拓していきたい。

事業所名			西 区障がい者基幹相談支援センター	
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	地域生活支援拠点事業については、西区に現在1か所である。当該相談支援事業所とは相談支援部会等において連携を密にとっており、区内相談支援専門員の質の向上、繋がりづくりに寄与している。 登録事業所の増加について、希望される事業所については相談を受けることもあり、登録事業所が増加するよう努めている。	今後も西区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めていく。 令和7年度は、強度行動障害の支援にあたる中核的人材がいる生活介護事業所が地域生活支援拠点等に登録している。
3－3　地域の相談支援体制強化の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	区保健福祉センターからの依頼に応じ、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っている。 基本的には、相談支援部会において選定会議の場を設けている。 迅速な対応が必要なケースについては、随時選定を実施。選定する事業所についても公正かつ適切に行っている。	今後も西区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っていく。 基本的には相談支援部会における選定会議にて行い、迅速な対応が必要なものについては随時選定を行う。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	個別の相談に随時対応し、必要な時は情報提供や助言を実施している。また求めに応じ、ケース会議への参加も行い、助言等を行っている。 西区内障がい福祉サービス事業所のエントリーシート管理及び情報提供も継続している。	今後も、指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者全体への様々な情報提供を行い、個別の助言・情報提供にも対応していく。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	下記関係機関等とは、定期的な会議や連絡会なども活用し、日々連携を強化している。 ・地域包括支援センター ・社会福祉協議会 （見守り活動、ボランティア活動グループ） ・生活困窮者自立支援窓口 ・就業・生活支援センター ・医師会 ・大阪弁護士会ひまわり ・関西引きこもり支援者実践研究会等 「つながる場」に対しては、随時要請において会議や研修への参画を積極的に行っている。	現在行っている、他分野の各関係機関との会議への参加や連携強化を継続していく。 「つながる場」への参加も積極的に行う。 65歳を迎える障がい者の介護保険に関する相談もあり、介護保険分野（地域包括支援センターやケアマネジャー）との連携も不可欠と感じている。令和7年度においては、相談支援部会と居宅介護支援事業所連絡会とで合同の交流会を企画している。
3－4　地域自立支援協議会の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	区地域自立支援協議会の事務局会議、各部会(相談支援、就労・日中活動、グループホーム、子ども)については打ち合わせも含め、その運営に積極的に参画し、様々な取り組みを提案し、協議会の活性化に努めた。 また、防災マニュアル、コミュニケーション支援ボードワーキングと運営会議にも積極的に取り組んだ。	今後も、地域自立支援協議会の事務局会議や各部会の運営に主体的に参画し、様々な取り組みの提案を行っていく。 合理的配慮に向けた取り組みであるコミュニケーション支援ボードの医療機関用の作成についても検討、その他様々な取り組み提案を行っていく。
	b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	当該年度、協議会において、個別事例の個人情報共有を行っての関係機関の連携及び対応を行うケースはなかった。 相談支援部会においては、個人情報の開示は行わず、相談支援専門員が対応に困っているケース等について、関係機関との連携やアセスメントや視点を広げるスキルアップとなる事例検討を定期的に行った。	個別事例検討会議があった際は、情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努める。 相談支援部会においては、関係機関との連携を含め、各相談支援専門員のスキルアップを図れるよう定期的に事例検討会等を行う。
	c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	協議会において既存の社会資源である障がい福祉サービス事業所に関しては、新設された事業所には必ず連絡を行い、協議会部会への参加を促し、各部会や合同研修などを通じてそれぞれの質の向上、意識の向上を図っている。その他、社会資源として、救急カードやエントリーシート、コミュニケーション支援ボード、防災マニュアルを作成や普及を図っている。	今後も、障がい福祉サービス等については、各部会における勉強会や合同研修の実施等により各事業所の質の向上を図る。これまで、様々な社会資源の開発を行ってきたが、今後も協議会で協議の上、必要な社会資源の開発に努める。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	障がい者支援施設等からの地域移行に関する問する相談があった場合、地域移行を行う一般相談支援事業所につなげたり、当該事業所に対する助言や後方支援等を行った。	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組の一つとして、強度行動障がいの中核的人材と共に、地域の支援力の底上げと受け入れ事業所の増加に向けて取り組む。地域移行に向けた相談があった場合は、適切にコーディネートを行う。
	b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持って、若い年代から様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいる。まさに8050世帯の相談も多く、親元からの自立に向けて様々な体験等が行えるよう支援している。また、ボランティアグループが主催する勉強会において若い年代の障がい者・児の親に向けて自立等に向けた講座を行った。	今後も、親元からの自立等に向けた相談に応じ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいく。また、若い年代を始め様々な年代の親や本人に、自立に向けて将来について一緒に考える機会等を設ける。
3－6　権利擁護の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	毎年、全職員が虐待対応にかかる研修を受講し常日頃から職員の意識の高揚を図るなど取り組みに努めている。虐待通報・届出のある被虐待者については、8050世帯であったり、複合的な課題を有する世帯である場合が多く、速やかに関係する他機関との連携を図っている。	今後も、他機関との連携強化を図り、職員全員が虐待研修等を積極的に受け、虐待防止・権利擁護の取り組みに努める。

事業所名				西　区障がい者基幹相談支援センター	
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	障がい者差別・合理的配慮に関する相談に対し、当事者の話を十分に傾聴するとともに、相手企業にも充分聞き取りを行い、大阪市福祉局の担当者にも対応について確認を行いながら、障がい者差別解消に向けた取組みに努めた。それにより障がい当事者からも相手企業からも今後安心できるとの感想を頂いた。	今後も、障がい者差別に関する相談があった場合は、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行う。
	c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	ひきこもり、8050事案等、権利侵害が発生しやすい状況が考えられる場合、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の情報提供と説明を行い、速やかに利用ができるよう支援を行っている。また、それらの手続き途中で、計画相談支援事業所に引き継ぐ場合、途切れなく支援を継続できるよう対応している。	8050世帯や複合的な課題を抱えるケース等、権利侵害が発生しやすいケースについては、その状況を踏まえ、適切に速やかに成年後見制度やあんしんさぽーと事業等の利用につなげられるよう支援を行う。
	3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	相談支援部会や自立支援協議会合同研修、区役所保健福祉課保健活動グループとの共同研修会において、相談支援に関わる様々な研修、勉強会、事例検討会を開催し、地域の相談支援事業者の人材育成に努めている。	今後も、相談支援部会における事例検討、勉強会、合同研修等を定期的に開催し、人材育成に努める。また、初任者研修を終えた相談支援専門員等を対象に計画相談の基礎的な勉強会等を行う。
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れについては、依頼があるものに対し全件受け入れ、課題への対応だけでなく、日頃の業務の悩みなども含め対応している。各相談支援事業所や各関係機関との連携等を通じ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいる。	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れは今後も積極的に行い、地域の相談支援専門員との顔の見える関係づくりを大切にし、相談支援事業所にとって相談しやすいセンターとして役割を果たしていく。相談支援事業所の新設や増員に関しては、既存の相談支援事業所のみではなく、他の障がい福祉サービスを行っている事業所等にも働きかけを行っていく。
	3－8　その他の取組み				
				1．地域自立支援協議会における活動 〇防災マニュアルワーキング；図上訓練マニュアルの作成 〇コンビニ向けのコミュニケーション支援支援ボードの配布 〇救急カードの配布 〇エントリーシートの管理・新規事業所へのエントリーシート案内と、地域自立支援協議会への参画案内 〇合同研修の実施(虐待研修・認知行動療法3回研修) 〇講演会の実施(ひきこもり講演会) 〇救急救命、高所や煙の中からの救助訓練への参加(就労日中活動部会主催で西消防署にて実施) 2．他機関連携 〇区役所保健福祉課保健活動グループとの共同して精神保健支援研修会の実施 〇西区つながるプロジェクトへの参加と共同での防災に関するシンポジウム企画実施 〇西区全地域合同防災訓練、地域の防災訓練への参加 〇高齢者障がい者支援者連絡会への定期参加 〇そよかぜ連絡会の定期参加と、啓発活動への参加 〇西区医師会全体ミーティングへの定期参加 〇関西引きこもり支援者実践研究会への定期参加 〇統合失調症家族会において、西区障がい者基幹相談支援センターのピアサポーター職員の語り 〇大阪弁護士会主催意見交換会への参加 〇居住支援法人主催の研修会への参加 〇難波支援学校の進路相談会への参加、難波支援学校の進路担当教師の協議会への参加セッティング 〇ボランティア活動グループ主催の障がい者の家族向け親元からの自立勉強会講師 〇ケアマネ連絡会における障がい福祉サービスの説明講師	
4　区における地域課題について					
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
				・昨年度と引き続きになるが、ひきこもりについて西区では地域の特性上、経済的余裕のある世帯も多く、8050問題と重なって表に出ていないケースがまだまだあると思われる。地域包括支援センターや地域の見守り相談員、さらに、訪問診療や訪問看護師、地域の医療機関などとの一層の連携強化を図り、隠れたニーズの発見に力を入れる。 →現在、関西引きこもり支援者実践研究会に定期参加し、生活困窮窓口と共に、西区における家族支援や居場所づくり等の具体策を考えていく。 ・人口は増加し続けており、今後も障がい者の相談の増加が見込まれる。複雑多様化する課題を抱えるケースも増加する中、相談支援専門員や各障がい福祉サービス事業者には、支援力、質の向上が求められるため、各部会や合同研修の企画・実施などを行う。 ・強度行動障がいのある障がい者への適切な支援に対応できる地域づくりのため、中核的人材と連携する。 ・地震や豪雨災害への防災対策として、障がい福祉サービス事業所、区役所、各関係機関と共に、防災に関する意識を向上する取組みを行う。 →西区全域の合同防災訓練への参加、障がい者には救急カードの配布の継続、支援者向けに西区独自で作成した防災マニュアル(支援者向け・利用者向け・図上訓練)の情報提供、防災に関する情報発信、西区つながるプロジェクトのシンポジウム継続 ・障がい者理解や差別解消に係る啓発活動の継続。そよかぜ連絡会でのイベントや啓発活動、医療機関等への合理的配慮を促す取組等を行っていく。 ・触法障がい者が地域で適切に安心して暮らせるための取り組み。 ・65歳を迎える障がい者が、介護保険に適切に引継ぎができるよう、地域の居宅介護支援事業所との連携と取り組み。 ・教育現場と障がい福祉の連携、ネットワーク構築	

事業所名				＿西＿区障がい者基幹相談支援センター
5　自己評価を終えて				
5－1　区地域自立支援協議会での報告				
	報告日			6月23日
	出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特にご意見なし
		2	相談支援の状況について	特にご意見なし
		3	業務に対する自己評価について	特にご意見なし
		4	区における地域課題について	「教育現場と障がい福祉の連携、ネットワーク構築」について ◯質問　就労・日中活動部会部会長より 具体的には何をするのか？→具体的には決まっていない。地域の学校の先生と、障がい児通所支援の事業所で一緒に勉強会や交流会を行いたいと考えてはいるが、福祉と教育の温度差もあり、区役所の担当を通じて、小さな交流会からでも実施できればと考えている。 ◯意見1　就労・日中活動部会部会長より 18歳までは障がい児の支援で、その後は者の支援となる。児から者へ、途切れない支援のために自立支援協議会として、子ども部会と就労･日中活動部会含めて教育現場の意見を聞く機会があればと思う。 ◯意見2　知的障がい者相談員より 支援学校高等部では入学してすぐに卒業後の事を考えるように言われる。親と教師のギャップもある。小学校中学校の先生たちは障がい福祉サービスについては知らない。学校の先生たちにも障がい福祉サービスを知ってもらう機会があればと思う。 ◯意見3　知的障がい者相談員より 高等部卒業する時にはほとんど全員進路が決まっている。しかし、新しい環境で一ヶ月経った時には辞めて家にいますという人もいる。今まで学校以外とのつながりがなかったので、どこに相談していいかわからず、次のステップに進めていないままの人もいる。 →障がい者就業･生活支援センターより 働いてうまくいかなかったが再度就職したい場合など就ポツに相談してくれたらと思う。 ◯意見4　知的障がい者相談員より 昨年、ボランティアグループでの活動でグループホームの入居を含めた、親元からの自立に関する話しを基幹相談支援センターよりしてもらった。 多くの親は障がいのある子どもの自立のタイミングがわからない。いつまで子どもが家にいるのか、いつ手放せるのか、強度行動障がいがある場合、どのように自立させて家を出ていけるようになるのかわからない。保護者の不安に寄り添いながら、自立に向けての情報提供し相談できる場の機会を今年度も設けたいので協力してもらえたらと思う。 ◯西区役所　担当者より 現状、自立支援協議会と教育のつながりがない。課題の認識はしているので、今後学校と園との連携について協議会で取り組めたらと思う。
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
				相談支援事業の概要、相談支援の状況、業務に対する自己評価に対して、委員の皆様より特にご意見はなかった。 業務に関しては、相談支援の実施、様々な取り組みに対して、基幹相談支援センターとして期待される役割は、概ね果たせていると思う。 他の相談支援機関との連携の強化は常に図っており、年々ネットワークを広げていることは評価していただけたのではないかと思う。 自立支援協議会も活発に行われており、参加者も増えている。 今回、委員の皆様よりいただいた質問及びご意見は、教育と福祉の連携、児から者へ途切れることなく支援が移行・引き継がれること、親からの自立に関するものであった。 現在の8050問題、ひきこもり等に関する課題も、学校在籍時や移行期、そこから間もない時期などから起因する事案も多い。 つまり、今回上がったテーマは今後の地域課題を解決するために必ず必要となるものである。委員の皆様よりいただいたご意見より、地域自立支援協議会でも、協議し取り組んでいきたいと考える。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	港区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要	令和6年度
1－1　実施状況について	
法人名称	社会福祉法人　精神障害者社会復帰促進協会
開所曜日	月曜日～金曜日
開所時間	9時～17時30分
同一場所で実施している その他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業（ふっききょう）
事業所の特長	法人として、精神障がい者を主とした支援を展開してきている。基幹センターにおいては、他分野で経験を積んだ職員の配置や精神保健福祉士、社会福祉士の配置を行う等、幅広く支援の実施を行うことができている。法人が実施している事業としては以下のとおり。 ◆受託事業：精神障がい者スポーツ・文化芸術推進事業（大阪府）・茨木市精神障害者移動支援事業者養成研修会　◆協同組合事業：エルチャレンジ　◆施設運営事業：ふれあいの里・地域活動支援センター（生活支援型）・就労継続支援B型・共同生活援助・指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業

1－2　職員の状況	常勤職員	非常勤職員	計
専任	0	1	1 人
兼務	4	1	5 人
計	4 人	2 人	6 人

1－3　専門資格の保有状況
主任相談支援専門員1名、相談支援専門員(4名)、精神保健福祉士(5名)、社会福祉士(3名)、介護福祉士(1名)、看護師(1名)　※重複あり

1－4　ピアカウンセリングの実施体制	障がい名	実施曜日	実施時間
	精神	不定期（要望に応じて業務時間内に対応）	不定期（要望に応じて業務時間内に対応）

1－5　センター業務についての理念・基本方針
当法人の原点である「精神障がい者の社会参加と社会復帰を支援する」という基本理念を踏まえ、「人権」についての視点を常に持ち、精神医療保健福祉に関する行政の施策及び全ての障がい者施策、各種法令における施策を推し進めるという使命を深化させ、実行していきたいと考える。この基本的理念を礎とし、平成23年7月に成立した改正・障害者基本法では、「全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」等、目的や基本原則が盛り込まれているが、この理念の実現のため、今なお人権侵害の渦中にある障がい者の権利擁護を支持することを今まで以上に追求していくことが、基本方針である。

2　相談支援の状況

2－1　相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	73.6	175

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	239件	2875件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	2176 件	51 件	229 件	296 件	93 件	30 件	2875 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	128	0	16	9	0	1	65	25	0	3	2	13	262
	聴覚	32	0	1	27	0	4	1	10	0	1	0	1	77
	肢体	68	0	38	6	0	0	4	10	0	0	0	6	132
	内部	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	計	236	0	55	42	0	5	70	45	0	4	2	20	479
難病		22	0	6	3	0	0	0	1	1	0	1	1	35
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		319	8	123	129	1	13	67	38	17	11	9	62	797
精神障がい		612	7	138	334	0	26	68	36	21	10	3	109	1364
発達障がい		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	4
高次脳機能障がい		39	2	1	0	0	5	3	6	0	0	0	6	62
そ の 他		67	2	4	3	0	2	3	3	4	0	1	45	134
合計		1296	19	327	511	1	51	211	129	44	25	17	244	2875

事業所名			港区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			昨年度に比べ全体的な相談件数は増加傾向（1.25%増加）にある。相談受付方法に関しては、昨年度と比較すると、電話が1.2%増加、訪問が、1.7%増加、同行が2.5%増加している。身体障がいや知的障がいのある方の相談が増加しており、総合相談としての機能が周知され障がい者基幹相談支援センターの認知が定着して来ていると分析をする。親亡き後の家計・経済に関する支援も増えており、より専門的な専門職との連携を図りながら支援を実施した。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	難病等の相談を受けた場合は、医療機関や専門機関に助言を受けながら、その病気について勉強に努め、本人や家族などに丁寧なヒアリングを行っている。	難病相談支援センターなどとの専門相談や情報交換などを通じて、より地域での生活について、適切な助言および支援ができるように連携を図っていくように努める。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	新規相談の相談も増えており、また他の都道府県からの転居やサービス利用においての相談も多かった。港区で生活や社会資源を利用希望するニーズが増えており、さらなる相談件数の増加も見込まれる。	職員の安定的な配置と適切な専門相談への紹介や引継ぎなどを展開し、基幹センターとして新たな相談や、困難ケースへの対応を行えるようなスキルアップや体制整備に努める。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	特に若年者の相談においてはこれから経験を積んでいくという視点を常に持ち、かかわりの中でアセスメントの実施、センター内での定期的な事例共有や事例検討を行う事で、支援の目標の確認を行っている。そのうえで、他機関へ繋いだり、支援の中心を他の相談支援事業所や専門機関に渡していくように務めた。	分野や専門職の専門性の違いからくる視点の違いから連携の難しさを感じることもあるため、それぞれの専門性の理解を行ったうえで本人中心の支援が展開できるように、より一層の区での他分野との連携作りを実施していくことが今後の課題となる。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	みなまるネットや見守りコーディネーター会議、つながる場へ参画しネットワークの構築に努めている。支援困難なケース対応については、専門的な支援機関も交えて複合的に支援できるような体制の構築に努めた。	複合的な課題や支援困難とされるケースに関して、それぞれに何が課題となっているのか、何がどのように困難なのかを整理する力を培うよう努める。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	触法障がい者の支援については、弁護士等とも連携の上、更生支援計画の作成や支援の実施を行った。	更生支援計画に基づいて支援を実施するが、マンパワー不足や本人へのモニタリングのスキル不足から、再犯防止と生活支援の両立が難し型事例がある。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	緊急連絡体制の確保が必要な利用者へは事前につながる番号を周知している。その他の相談対象者へは留守番電話への切り替えにおいて伝言を残していただき適宜、確認を行い必要に応じて折り返しを行う。	周知の方法が個々のケースに応じて、直接の周知であるため、ホームページ等において相談問合せの対応を行うよう努める。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	自立支援協議会を通じて、顔の見える関係を構築し、拠点整備に向けての連携体制をの構築を行った。さまざまな研修や部会企画を通じて充実に向けた取り組みを行った。	令和6年度の新規登録事業所は0件であったことから、あらためて区内の事業所への呼びかけや制度理解に努める。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	月に1回選定会議を行い、個人情報に十分注意しながら受け入れ可能な事業所へ依頼をしている。区内区外の事業所に、積極的に選定受託して頂いていることで滞りなく相談支援体制が構築できていることから選定漏れが生じたことはなく、適切に相談支援事業所へつなぐことができた。	今後も選定について、公正かつ適切に行えるよう、区との連携に努める。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	地域移行支援については、障がい者基幹相談支援センターの付随する指定特定相談支援事業所において、精神科病院からの地域移行支援を実施している。 指定特定相談支援事業者へは相談支援部会への積極的な参加をしてもらい、スキルアップを目的とした部会運営を実施することができた。	今後は、実際の支援事例研究を行い、指定一般相談支援事業の指定を取っている事業所との情報交換の場を設け、地域移行及び定着支援へのスキル向上を目指していく。 指定特定相談支援事業者への後方支援としてはケースにおける後方支援の充実や相談しやすいセンターづくりに引き続き努めていく。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	高齢・児童等分野関係なく、地域ケア会議やつながる場など積極的に参加することが出来た。また「みなまるねっと」においても、連携強化をテーマに事例検討等を通して、役割の明確化と今後の活動についての検討を継続した。	今後も更なる連携強化を図るべく、自立支援協議会を中心に高齢分野や子ども子育て分野、インフォーマルな社会資源との連携を図っていく。

事業所名		港区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	自立支援協議会を中心に、相談支援部会・児童連絡会・ヘルパー連絡会の活性に努めた。また虐待防止・防災等毎年基礎となる研修の他に、近隣区の基幹相談支援センターとの共催における研修を港区において実施した。	地域課題の抽出について検討できる機会をどのように設けていくかについて、区自立支援協議会の委員長や事務局とも密な検討を重ね実施していくことに努める。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	自立支援協議会における相談部会にて、個別事例の検討を行った。また、つながる場を活用し、個別事例検討を実施した。	個別事例を扱う検討について、事例提供表などの整備を行い。もっと有効な検討の場としての活用が行えるように港区独自の仕組みを整備していくように努める。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	令和6年度は新規グループホームやインフォーマルな住居サポート支援の社会資源が充実してきており、より当事者が選択しやすい環境が整備されてきている。	課題：区内既存の事業所は他区に比べ数が少ない為、区内の事業所等がバーンアウトしない為の方策を継続して検討していく。 またエリア別の社会資源を含めた地域診断を実施していく必要がある。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	2	障がい者施設等から直接依頼がある等対応したケースはほとんどなかった。地域移行の推進に関しては、基幹相談支援センターの周知をするべく、「福祉の広場」「区民まつり」等を活用し、地域や施設等の交流に努めた。	区保健福祉センターと協力をして、区内の施設入所支援支給決定者の数や傾向を把握し、その施設へのアウトリーチを含めたアプローチを行い、ニーズ把握に努めたい。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	地域包括支援センターやオレンジチーム、ブランチなど高齢者支援機関との連携を行い、8050問題の解決に向けた支援を実施。また予防の視点からは、さまざまな啓発イベントや研修会に参加をし連携しやすい体制を構築した。	地域住民からの相談が極端に少ない事から基幹センターの役割や存在を住民に知ってもらう事は引き続きの課題であると考える。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	法人内での研修を年1回以上実施し、また虐待防止委員会を設置すること、外部で開催される研修への積極的な参加を定期的に行う等して、職員の意識の高揚を図り、適切な対応が出来るよう努めた。	虐待の発見時には早期相談、通報等が必要な為、迅速かつ的確な動きが出来るよう、継続して意識の高揚に努める。またチームで判断や対応ができるよう人体制の整備は引き続き必要である。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	相談があった際は、相談者の話しを傾聴し、適切な相談窓口に繋ぐなど対応した。また障がい者差別解消法に関する研修への参加や法改正の内容の周知共有にも努めた。	今後も障がい者差別であると判断した内容については、必要に応じて助言や対応策の提案を行えるように、職員間で研修などを通じて意識を高める。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	成年後見人との定期的な検討や会議への出席、またあんしんサポートが抱える対応困難事例について適宜、ケース検討の場へ参画をするなど行った。	ひきつづき、権利擁護の専門家・事業者との密な連携や課題検討を行う事で、港区における権利擁護の特色や利用しやすい仕組みづくりを整備していく必要がある。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	相談支援部会において、相談支援専門員の振り返りということで、改めて相談支援の基本姿勢を確認する場を設けた。また部会員より事例検討の事例提供をしていただき、相談支援におけるスキルアップの機会を設けた。	港区に参画する相談支援事業者の意識の高さから部会の参加率が非常に高い一方で、区内の事業所の少なさから、ある程度の参加機関の整理などは今後必要になってくる。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	主任相談支援専門員を配置し、インターバルの受け入れを5名行った。相談支援部会において、報酬改定の周知などを行い、円滑な相談支援事業所運営が取り組めるように働きかけを行った。	区内の相談支援事業所の新規開設には至らず、他区からの事業所（港区エリアがサービス提供地）からの参画に頼らざるを得ない状況のため、引き続き区内事業所開設への働きかけを検討していく。

事業所名				港区障がい者基幹相談支援センター
3－8　その他の取組み				
				(1)　ミーティングの実施／毎朝ミーティングに加え、毎月１回時間を多くとり、ケースの進捗状況などを共有し、また相談支援記録の質を上げることで、担当者が不在であっても、対応可能な体制作りに努めた。 (2)　法人内研修（毎月１回実施）／意思決定支援、障がい者差別解消法、虐待防止法、相談支援の基本姿勢、合理的配慮、ピアサポート、事例検討、また制度やサービスについての理解を深め、相談の精度を高める研修などに取り組んだ。 (3)基幹内研修／不定期開催ではあるが、必要に応じて事例検討や地域課題の整理時間などを設け、相談支援体制の強化や組織強化に努めた。 (4)　外部研修　／随時参加 (5)法人年次報告書の発行／基幹相談支援センターの取組み等の周知、法人の活動内容についての発信。 (6)港区障がい者地域自立支援協議会の委員として、港区政会議（部会など）への参加。 (7)　見守りネットワーク委員会定例会の参加をし、地域の見守りコーディネーターと共に、地域の心配世帯の早期発見を目的としたアウトリーチを図った。 (8)　みなまるネット（港区保健福祉課・地域包括支援センター・見守り相談室・オレンジチーム・生活困窮者自立支援担当・基幹センター）において、「つながる場」の活用方法などの研修を開催した。 (9)　こころの講座（平成27年より毎年参加）　実行委員 (10)　つながる場（総合的な相談支援体制）の充実に際し、顔の見える関係だけではなく、より具体的な支援に一歩前に進める体制つくりのための意見交換。（区内の情勢や今後の推移を見据えた上で見えてくる課題などを提示） (11)大阪市障がい者差別解消推進協議会/基幹相談支援センター代表として令和4年度より参画。 今年度においても協議会の委員として参画。 (12)大阪府相談支援従事者養成研修のインターバル受け入れ、初任者研修の演習リーダー、現任者研修の演習ファシリテーター、障がい者ピアサポート研修の講師・ファシリテータを受託。
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				大阪湾に面する区の一つとして、大規模災害発災時に活きる個別避難計画策定と避難訓練の積極的実施が必要である。 →災害時の対策については、引き続き自立支援協議会において研修を開催し、より具体的な地域単位での防災の取り組みを実施していく。インクルーシブな防災の取り組みに対して、地域の社会資源でカバーできない課題への取り組みを、区としてどのように整理するのか自立支援協議会を中心に区政と検討する機会を引き続き持つ。 港区は他区に比べ社会資源が少ないが、令和6年度においては、共同生活援助や、インフォーマルな住居支援事業が新規開拓を進めて行っており、開設に当たり基幹相談支援センターへ事業説明にお越しいただいたりと顔の見える関係を構築している。開設後の支援については、令和6年度崩壊背における、地域連携推進会議などを活用して、質の高い居住系支援を港区内で担保できるように仕組みづくりをしていく必要があると考える。 他のサービスについては、引き続き十分とは言えない数となっているため、より多くの指定障害福祉サービス事業者やインフォーマルな障がい者支援を実施する事業者との連携や自立支援協議会への参画の仕組みづくりを進めていくことを行っていく。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		令和7年6月24日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	5名配置ではあるが、配置基準人数として基幹センターとして委託されている業務遂行は十分にできていると自己評価されるか？ →電話回線について配置基準人数分の数だけ業務携帯に代表電話が転送される仕組みになっている。すべての職員が電話相談対応中でも、追加出かかってきた着信については取り損ねる場合があるが、留守番電話に切り替わる。日によっては相談が集中しすぐに対応できない場合もあるが、相談という観点からは十分に対応できるよう体制を整えている。
			2　相談支援の状況について	昨年度に比べて相談件数が増加しているのは、基幹センターが障がい福祉分野以外にも機能理解が進んだという事なのでしょう。 →専門職の間では周知されているが、一般区民や地域の見守りを実施していただいている町会関係者等への周知はまだまだ不十分と自己評価している。
			3　業務に対する自己評価について	虐待等の緊急対応が増えたという事も、虐待防止法の周知が行き届き、通報や相談がしやすい環境であったり、虐待の芽となる事象に気づきやすくなった証。次にどのような取り組みをしていくかが課題。 →件数が増えたのは良い面と悪い面がある。良い面は虐待に気づきやすい見守り体制が充実している事。悪い面は虐待の予防や養護者支援が十分でない事。これからは養護者支援にも重点を置き対応を進める必要性を感じている。
			4　区における地域課題について	居住系事業が増えてきている。GH等において地域連携会議の進め方についても議論が行われている。指定障がい福祉サービス事業外の居住系支援を実施するインフォーマルな資源が設置されている事もあり、この地域連携推進会議の適応外となる事業者へ風お通しよく顔の見える関係作りや体制を鑑みて、将来的には居住系支援事業所部会の設置を目指すことも検討していく必要があるかと思う。 →ぜひ、協議会において積極的に議論していきたい。
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				改めて、相談件数等について数値化することにより昨年度との比較ができ、どのようなケース対応が多く、港区としての地域課題であるかという事を考える地域診断を整理する足掛かりとなった。 また居住系支援を実施する事業者が多く参入され、港区内での生活を希望する障がい当事者にとっては選択肢が増えたこと、緊急時の住まいの場についての確保が以前と比べてしやすい状況となった。一方で、どのような運営実態をされているかなど質の担保を維持・向上するための取り組みを区全体で考えて行く必要があるという課題が浮き彫りになった。 港区では親と同居する障がい当事者も多く8050問題について早期介入をし、今のうちから取り組むことを意識した働きかけが求められる。そのためには家族支援にも目を向けて啓発や相談しやすい環境を作っていくことも基幹相談支援センターとしては多職種連携をより一層進めていく必要があると再認識できた。 最後に、区の担当者とも協力をしながら障がい者数、指定障がい福祉サービス利用者数、相談支援利用者数、地域移行支援利用の可能性、対象者の掘り起こし（施設入所支援支給決定者数や精神科病院等への長期入院者数）を進めていくことが引き続きの課題であると考える。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	大正区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要	令和6年度
1－1　実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人障害者自立生活センター・スクラム
開所曜日	月曜日～金曜日
開所時間	9:00～17:30
同一場所で実施しているその他の事業	特定相談支援事業、一般相談支援事業、障害児相談支援事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、移動支援事業
事業所の特長	2003年の団体設立以来、障がい者の当事者による地域支援に取り組む自立生活センターとして、身体障がい者を中心とした地域自立とエンパワメント活動に力を入れ、ほぼ毎年、ピア・カウンセリング講座を開催しつつ、自立生活プログラムも継続的に開催してきている。

1－2　職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任			0 人
兼務	5	2	7 人
計	5 人	2 人	7 人

1－3　専門資格の保有状況

主任相談支援専門員1名
相談支援専門員5名（現任研修4名・初任者研修1名）、うち社会福祉士1名・介護福祉士1名。
精神保健福祉士1名

1－4　ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
視覚障がい	月曜日～金曜日	9:00～17:30
肢体障がい	月曜日～金曜日	9:00～17:30
精神障がい	木曜日	9:00～17:30

1－5　センター業務についての理念・基本方針

必要があっても福祉サービスの利用に至っていない障がい者（児）の潜在的なニーズを受け止め、地域での生活を確保するとともに、一人でも多くの障がい者が社会参加していけるように支援します。また、障がい者の地域生活と社会参加を確保するための社会資源の創造にも努めます。これまで、培ってきた経験と地域で作り上げてきた関係機関との連携を深めます。
　障がい当事者の地域生活、エンパワメントにおいてピアサポートの重要性を踏まえ、ピア・カウンセリングや社会生活力の向上を目的としたILPにピア相談員が積極的に参画します。

2　相談支援の状況

2－1　相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	14．1人	71人
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	621件	621件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	200 件	114 件	304 件	2 件	0 件	1 件	621 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚									1				1
	聴覚		1											1
	肢体	12		2	7				3	3			1	28
	内部													0
	計	12	1	2	7	0	0	0	3	4	0	0	1	30
難病														0
重症心身障がい														0
知的障がい		18	2		254		2			3				279
精神障がい		21	2		276			1			1		1	302
発達障がい		5												5
高次脳機能障がい														0
そ の 他		1	1		1								2	5
合計		57	6	2	538	0	2	1	3	7	1	0	4	621

事業所名			大正区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			相談件数の総計が昨年よりも減る結果となりました。大阪市による件数算出で「1日のうちに同じ人が同じ内容（上記2−1④の分類が同じ）との方針通りに集計した結果です。知的障害で特定個人の方が毎日のルーティンを守るために原則1日に3度センター来所は継続しています。 精神障がいの電話相談も継続しています。週2日の電話予約はかなり一杯です。 令和7年に入って、「つながる場」への出席、区の精神保健担当との同行支援っすることも出てきています。 今後も連携した相談体制の拡大をはかります。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	課題の多いケースについては、区の精神保健担当や発達障がい者支援センター、難病団体の相談窓口等と連携し、必要な場合には速やかにケース会議の開催を働きかけています。自己決定支援も、本人の合意のもとに進めています。	
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	新規ケースの発掘に向けて地下鉄大正駅の所定箇所に当センターのパンフレットを置いてもらい周知を行いました。	他区センターの周知の取組等を聞き取り、参考にしてより知られるセンターにしていきます。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	必要と思われるケースにつては、計画相談支援事業所や専門機関を交えたケース会議の開催を呼びかけるようにしています。	
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	年度後半以降、大阪市からのアドバイスも受け、関係機関と同行した訪問について周知をして、アウトリーチにつながるような機会を増やすように努めています。	連携の中で関わりを持ったケースのフォローを行いつつ、計画相談支援に結びつけるように動いていきます。 引き続き、多様な専門研修を各スタッフが受講しながら、他機関連携のケース会議に出席したり、同行訪問等の対象にアプローチしていきます。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	触法障がい者や医療保護入院を要する等のケースについては、計画相談支援事業所につながるまでの間の支援や計画相談支援事業所等に依頼する場合も、何か課題が出てくれば、連携して取り組む旨を伝え、継続的な関わりを持つようにしています。	触法のおそれのあるケースへの対応を区役所等とも連携して関わりを持つようにしていきます。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	緊急連絡は担当スタッフの携帯により受電できるようにし、必要な連絡先もマニュアル化しています。	
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	事業所登録への情報提供には心がけています。登録時事業者との連携は継続的に実施しています。	いま一度区内の登録対象事業所に働きかけ、整備の充実に向けて取り組みます。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	計画相談の事業所選定には、区の保健福祉センターの担当者とも相談しつつ、各事業所の特性や力量等を踏まえて、公平性が保たれるように行っています。	
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	新年度の国による報酬改定等の情報を適宜提供しながら、今後予想される各サービスの動向や課題にも関心を持てるように相談支援事業所に対する情報提供は継続して行っています。 地域自立支援協議会の相談支援部会として位置づけ、新たに主任相談支援専門員となった相談員との連携を強めています。	
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	包括センターなど関係機関主催の地域相談会や地域ケア会議への出席依頼があればスタッフ間で予定調整をして応じ、「つながる場」については、緊急な会議開が多いが、優先的に出席するように調整しています。	

事業所名		大正区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	組織強化の一環として、新たに主任相談支援専門員となられた方も、交えた運営会議を設置して地域課題の具体的な取り組みや集中して取り組むべき課題について検討してきました。	
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	5	地域課題の検討につながる個別事例を協議会で共有化し、必要な連携づくりに努めています。	
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	運営会議等の設置により地域課題を明確化し、集中して取り組むべき課題について先かけた取り組みを検討し、事業所へのアンケート調査や事業所向けの研修会も実施しています。	
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	5	コロナによる行動制限も解除されたことにより、ケース会議、来所面談、ILPの取組等、担当計画相談員と連携して、本人の意思決定を尊重しつつ、取り組んでいます。	
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	親元からの自立等に向けた相談ケースは、計画相談事業所へのアドバイス等を実施しました。 親御さんへのアプローチも通所事業を通じた助言等をお願いしつつ進めてきました。 体験を実施するべきケースの発掘に向けていくつかの相談を受けています。	自立体験が実施できるよう相談者のペースを図りながら長期・短期の計画を立てつつ進めていきます。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	他区に居住するケースについて、相談支援事業所と連携し、本人が金銭提供してっしまっていることを本人同意のもとに虐待通報したこと等、積極的な介入をしています。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	差別通報は本人と事業者との間での合理的配慮の話にまで至ったケースはありませんが、関係者からの事業所によるサービス提供内容への疑義の訴え等については事業者に連絡を訴えの内容を伝えてきました。	
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	安心サポートや後見制度利用にまですぐに持っていけないケースへの対応していますが、制度利用へに向けて後見支援センター等の情報提供は丁寧に時間をかけて行ってきました。 後見制度の利用と本人の意思決定支援について学ぶ研修会を開催しました。	
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	年度末に近隣区の基幹相談支援センターと共催で、事業所向けに後見制度の改正や本人支援の課題を振り返る研修会を自立支援協議会で企画して実施しました。	相談支援部会における事例検討の手法を区内の主任相談員とも協力して取り組みいます。 令和7年度は区の保健福祉の研修と自立支援部会の共催で「相談での巻き込まれ防止」の研修を企画します。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	区内の主任相談支援専門員と協力しながらインターバルを受け入れてきました。	事業所の職員像員を働きかけていきます。
3－8　その他の取組み				
		障がい当事者のエンパワメントと支援者として活躍してもらえる動機づくりのためのピアスクール研修を全8回の規模で開催しました。バリアフリーやジェンダー、違う障がいへの理解や共感等、多様なプログラムを用意して実施しました。 令和7年度は、そのステップアップである「ピアステップ」という連続研修を企画しています。		

事業所名				大正区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				子育ての部局との連携が取りにくいとの声を相談員から聞いている。とりわけ要対協対象ケースの対応で区や児童相談センターとの連携が相談員側から提案しにくい、しても十分な情報提供が得られないでどう動いたらよいのか戸惑うという。区内での対応をもう少し円滑にできる手立てを一緒に進めていけたら良いと思います。 また、市全体で取り組まれている災害時の要援護者の個別避難計画における相談支援員の役割や取り組むべきことも区内でもっと明確にして、何よりも要援護者本人がわかる避難計画作成を進めたいと考えます。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		
		出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について
			2	相談支援の状況について
			3	業務に対する自己評価について
			4	区における地域課題について
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				地域移行のコーディネート機能としての役割を支援施設も含めて周知し、協力関係を積み重ねていかないといけないと思いました。基幹の存在についての区内の事業所等も含めて訪問等を通じた関係づくりや相談を聞いて回ることも改めて必要だと感じました。 つながる場等での協力体制も、障害としての手帳取得や通院に結びついていない人たちとの基幹センターとしての関係づくりやアプローチの方法もスタッフ個々の力量に頼ることなく対応できるようにしていかなければならないと思いました。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			天王寺区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要			令和6年度
	1－1　実施状況について		
		法人名称	NPO法人ムーブメント
		開所曜日	月・火・水・木・金（祝日、年末年始除く）
		開所時間	9:00～18:00
		同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、生活介護事業
		事業所の特長	主任相談支援専門員、相談支援専門員と相談員の計7名体制。うち障がい当事者が4名就いており、2名はピア・カウンセラーで相談者が話しやすい環境を作っている。 また、男女の相談支援専門員を配置し各々役割分担をしており、様々な生活上の困りごとを抱える相談者の対応ができるようにしている。複合課題を抱えるケースにも積極的に対応している。

1－2　職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任			0 人
兼務	5	2	7 人
計	5 人	2 人	7 人

1－3　専門資格の保有状況

相談支援専門員4人（うち主任相談支援専門員1人）
社会福祉士2人、精神保健福祉士1人、保育士1人、介護福祉士1人
ピアカウンセラー2人

1－4　ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
脳性麻痺	火・水・木曜日	10時～18時
脳性麻痺	月・火・水・木・金曜日	10時～18時

1－5　センター業務についての理念・基本方針

障がい当事者が運営するセンターとして、地域の障がいを持つ方やご家族に寄り添った支援を心がけ、地域密着型のセンターを目標に活動している。昨今、高齢、ひとり親、生活困窮等の複合的な課題を抱える世帯が増えていることから、区役所や区内外の相談支援事業所、多職種事業所と連携をとりながら生活上の困りごとの軽減や、生きづらさをもっている方たちの支援に力を入れていきたい。すべての人が住みやすい社会を目指して、地域とのかかわりを深め天王寺区の地域力の活性化に努めたい。

2　相談支援の状況

2－1　相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	34.7	173

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1199	1199

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	736 件	145 件	76 件	158 件	66 件	18 件	1199 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	6										1		7
	聴覚													0
	肢体	70		5	4			4	8			4	1	96
	内部	20		6	8				2			2		38
	計	96	0	11	12	0	0	4	10	0	0	7	1	141
難病		76		7					2					85
重症心身障がい		3												3
知的障がい		132		76	4	9	7	12	10	12		16	1	279
精神障がい		359	2	99	35	2	8	26	36	4	1	6	6	584
発達障がい		31	1	9	15			9	1	2	1			69
高次脳機能障がい		13			1									14
そ の 他		10			2			1	4	7				24
合計		720	3	202	69	11	15	52	63	25	2	29	8	1199

事業所名			天王寺区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			ご本人、家族、障がい福祉サービス事業所、こども相談センター、行政機関、高齢者機関、医療機関、教育機関、就労機関、居住支援法人等からの相談を受けたり、連携を図ってきた。また例年同様、精神障がいのある方に関する相談が多かった。学齢期の方、触法や依存症の方に関する相談が散見されたり、就学や一人暮らしといったライフステージが変わるタイミングや、18歳や65歳等の制度移行の時期に相談件数が多くなる傾向があった。また、支援件数では福祉サービスについてが最も多かったが、医療機関に繋いだり同行する支援も多数行った。不安を強く訴えられ傾聴や助言する等その対応をさせて頂くことも多かった。計画相談に繋がるまでの支援や、福祉サービスを利用されていない方の支援も行った。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	障がい種別に拘らず、難病を含めた3障がいの相談に対応している。その都度、本人の障がい特性や生活・経済状況といった環境要因を見定め、必要に応じ専門機関へつなげ、連携しながら支援を行っている。また、新たな社会資源の情報収集の為、随時研修会や多事業所が集う交流会にも出来るだけ参加し、繋がりを強化している。	多岐にわたる相談に対応するため、様々な専門機関へ即時に繋げることができるよう、さらなる関係機関との交流や連携が必要である。さらに、相談者の中には対人関係に不安を感じ、特定の相談員との関係を望まれることもあるため、かかる負担を軽減する策を取ることが必要である。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	天王寺区は都市開発などもあり年々人口は増加傾向にあり、比例して障がいのある方や世帯も増えていると思われる。出来るだけ多くの方に基幹センターの存在や役割を知って頂くことが必要であるため、地域の学校や自治会等に福祉教育をさせて頂き広報活動にも努めている。	電話やメール、区役所や地域包括支援センターからのご紹介で基幹に繋がる方が多くその対応に追われ、あまりアウトリーチ型の支援ができていない。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	当事者や世帯の可能性を奪わないように、適度な距離を保ちながら強みを生かすような支援を行うようにしている。計画相談については、区内の事業所数も多くないことから、近隣区に依頼することも多いが、出来る限り多くの福祉サービス利用者に計画相談が付くようにしている。またセンター内だけで抱えることなく、利用者の最善の利益を図るため専門機関へのリファーは必要に応じ行っている。	その方や世帯のストレングスを積極的に見つけ、総合的な視点でどういった支援が必要なのか、適当なのか常に考えながら支援にあたるよう心掛けている。専門機関については多方面の情報を持ち合わせるようにしたい。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	3	主任相談支援専門員、ピアカウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士など、様々なケースに対応できる職員配置を行っている。 尚、基幹センターのみならず、高齢者機関、行政機関、医療機関、その他専門機関等と連携しながら困難ケースや長期化している事例に対して積極的な支援を行うように努めて	複合ケース、長期化しているケースに対応できる相談員が限られている。相談員育成には知識の拡充、他機関とのネットワーク構築、実践経験の積み重ね等、長期にわたる。長期的な育成プログラムを構築すると共に相談員へのメンタルヘルス対策を行い、人材定着にも努める必要性がある。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	福祉サービス機関だけではなく、行政機関、専門機関等が役割を分担して、ご本人が今までと変わらない地域生活を継続できるように各関係機関が連携しながら支援を行っている。	触法障がい者への支援ケース数が少なく、対応できる相談員に限りがある。再犯を未然に防ぐ必要性もあり、長期的な支援や各関係機関での細かな情報共有が課題となってくる。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	夜間や休日については、社用携帯にて連絡が取りあえる体制を整えている。尚、相談者の担当が不在の時には、別の相談員で対応が取れるように今までの経緯を記録に残して各相談員で情報共有している。	電話が頻回な相談者や緊急と捉えにくい事案で昼夜問わず連絡がある。相談員の業務割合や負担の軽減に努める必要がある。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	1	天王寺区では地域生活支援拠点の登録事業所はない。情報収集や知識拡充の為、他区で行われている研修にできるだけ参加をしている現状である。	今後も継続して研修会に参加を行うと共に、まずは自立支援協議会内での周知、情報共有、役割確認が必要となる。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	居住地、支援内容、本人の性別、障がい状況、家族関係を含めたその方の状態を考慮しつつ、選定依頼を行っている。 また、必要に応じて、基幹センターからご本人に連絡を入れて、相談員に関する希望やご本人状況のアセスメントを行い、公正かつ適切に偏りなく割り振るよう努めている。	前年度に引き続き、障がい児相談を希望される方が多かった傾向にある。時期によっては計画相談員を希望される方が重なり、近隣区の相談事業所に依頼することもあった。今後も新規事業所や相談支援専門員をどう増やしていくか、そして相談支援専門員の定着が課題である。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	2か月に1回、自立支援協議会の相談支援部会を開催し、外部講師を呼んでの研修、事例検討、法改正の共有等を行っている。 尚、新規事業所が開所された際には、基幹センターから連絡を取り、意思疎通を図っている。	基幹センター相談員と相談支援専門員の個別相談はあるが、事例検討となると業務過多な相談支援専門員が多い中、事例検討を行うにあたり、ケースの整理や書類準備に時間がかかり相談支援専門が事例検討を望まれていても踏みとどまってしまう現状がある。業務負荷にならないような事例検討の方法を検討していく必要がある。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	3	前年度に引き続き、つながる場開催時は積極的に参画していると共に、地域包括支援センター、相談支援事業所、生活保護課、生活自立支援相談等、必要に応じ同行面談や会議への参加など協力しながら支援に取り組んでいる。	複合化、複雑化した課題に対して、包括的支援体制を構築しながら支援を図ることが望ましいが、担当者異動による相談者、支援者共に一からの関係構築になる事や支援機関や支援者が増える事で密な情報共有不足が課題にあげられる。

事業所名			天王寺区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	予定に基づき計画的に開催することが出来た。本会、運営で各部会ごとに挙がった地域課題をもとに主催研修を行った。本会と運営会議の棲み分けが出来ていないとの意見も上がっており、次年度も継続して検討していく。	議題の整理により課題の抽出がスムーズとなったが事業所ごとに特に問題視している課題が違う傾向がある為、継続した共有が必要である。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	1	法定会議となった実名上げての個別事例の検討会議の開催はなかった。ただ、相談支援部会を中心に事例検討会は行ってきた。	支援の難しいケースについて適切な対応ができるよう、個別事例の検討会議の存在を各部会でも広く周知していく。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	2	主催研修などで区民の声を聴き、本会、各部会等で問題提起は行われているが、新たな社会資源の開発には至れていない。	地域課題の解決方法を具体的に検討していく必要がある。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	施設や病院に訪問し地域移行に向けた説明をクライエントや職員しながら地域で暮らす理解、意欲をもてるよう取り組んでいる。また大阪市内の施設と連携を図り、福祉サービスへ繋がりやすくなるようにしている。 今年度から市外の施設ではあるが、近隣に居宅介護事業所が少ない為、外出する機会がほとんど得られない環境下にある、当事者の方々の外出支援を、当基幹と市内の2基幹センターが協力し持ち回りで再開す	定期的に施設や病院の訪問を行っているが、直近では地域移行に繋げれていない。継続して関りを持って取り組みたい。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	相談にも対応しており、本人や親元にも自立生活への理解を深めるため制度説明や自立生活者の自宅訪問等をし自立生活への促しを行っている。また、必要に応じて法人が所有する体験室で宿泊体験等を実施している。	親離れ、子離れができておらず、最終的な一歩が踏み出せず何年たっても自立生活出来ない。また、体験宿泊等を検討するが、どこの事業所も介助者不足で対応が難しい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	全職員が虐待研修を受講している。虐待通報の窓口として適切な対応ができるよう会議などを通して共有化している。	虐待研修は毎年複数回行われているので、意識の高揚を図るためにも、今後も積極的に受講していきたい。 また基幹センターも通報窓口であることを区民や事業所にもホームページ、機関紙、福祉教育の場などで広報していきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	相談が入ったときは十分に傾聴し、また双方の話を聞いて、着地点がとれるよう図っている。込み入ったときは、大阪市の担当者にも入ってもらうこともある。	合理的配慮の提供が事業者にも義務化されている。あまり知られていないこともあるので、HPや機関紙に掲載するなど、広く周知したい。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	3	必要に応じ、適切に権利擁護の制度利用の支援に努めている。複数名の職員が成年後見制度の研修も受講し実践に活かせるようにした。	現在の制度のしくみがご本人の多くの責任や責務を回避するように出来ているからか、利用を拒む方も少なくない。必要な方にはなぜ必要なのか、ご本人が納得するまでじっくりと説明し、寄り添う必要がある。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	3	相談支援部会で勉強会と事例検討を2回ずつ行い、地域の相談員のスキルアップを図った。また日々の業務内でも各事業所からケースや事業所運営についての相談があった場合は、丁寧に聞き取り適切なアドバイスや情報提供ができるよう心掛けている。	現存する事業所が閉鎖しないよう、特に一人事業所の職員が一人で支援の難しい事例を抱えないように、日頃より相談支援部会等を通じて積極的にコミュニケーションをとる。各事業所間で顔の見える関係が作りやすいよう、部会を取り仕切る。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	3	令和6年度のインターバルでは初任者研修9名、現任研修7名を受け入れ、事例に対する助言や天王寺区の障がい者福祉に関する状況等の説明を行った。	区内の相談支援事業所の数は少しずつ増えているが、どこもいっぱいの所が多く、近隣区に依頼することも多い。また主任相談支援専門員が区内で1名しかおらず、対象となる方には声掛けをして増員し部会や相談支援の充実を図ることが必要である。
3－8　その他の取組み				
		・2019年度から行っている施設入所者へのアドボカシー事業（入所者に対しての地域移行の意欲喚起と情報共有）を今年度も他団体と協力しながら行った。 ・町内会から依頼を受け、区内の不法駐輪対応のボランティアを行っている担当者向けに、合理的配慮の説明会を行った。 ・社会福祉協議会からの依頼を受け、天王寺区内の小学校、中学校へ訪問し障がい者の自立生活の話や車椅子利用体験をしてもらう福祉教育の授業を行っている。 ・法人として、各大学に訪問し、障がい者福祉授業のゲスト講師を務め、障がいに対する啓発活動を行っている。		

事業所名				天王寺区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				・天王寺区の特徴として経済的に裕福な世帯も多く、孤立や支援拒否もある。啓発活動や他機関、多職種のネットワーク構築、アウトリーチ型の支援などの必要性を感じている。また反面、生活困窮している単身者の増加や、引きこもり等も懸念される。また、虐待の案件と思われるケースでも虐待と認められないケースもあり、障がい者やその家族が安心して過ごせるシステム作りが早急に必要だと考えられる。ご本人や家族に寄り添った支援ができるよう、各事業所のスキルアップや連携に努めていきたい。 ・天王寺区のフォーマルな社会資源の現状としては、相談支援事業所、生活介護等の不足が挙げられる。相談支援事業所に限っては、ここ数年で増加傾向にあるが、相談支援専門員1名の事業所もあり、安泰とは言えない。特に障がい児の計画相談の依頼がここ2，3年で急激に増えており、天王寺区の事業所だけで受け入れることができず、近隣区の事業所に受けてもらうこともある。また区内のGHがここ数年で急激に増えてきたが、企業参入も多く、全体的な福祉サービスとしての質について懸念する部分も多い。 ・天王寺区だけではなく、全国的な問題でもあるが、介助者不足で年々介護派遣が厳しくなってきている。特に大阪市の移動支援は他のサービスと比べても単価が安いこともあり移動支援と聞くだけで断られるケースもある。介助者の待遇や社会的地位を引き上げていくことが必要と感じる。また、介護時間数の問題であるが、コロナ禍では当事者が陽性で自宅療養となった場合、重度訪問介護等の非定型申請で介護時間数が加算されたが、コロナが5類になった事で非定型申請が受理されなくなり、利用者の自費か介護派遣事業所の持ち出しで負担しているのが現状である。大阪市にはコロナ禍と同様の対応を望むところである。この件に関しては区分4～6の方・インフルエンザも同様。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		令和7年7月16日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	基幹センターも虐待の窓口を担っていると知っている人はそれほど多くないと思う。具体的に何歳から何歳までか。 →18歳から65歳までを対象としている、HPや広報などでもっと周知を図りたいと説明した。 どういった経由で相談者は基幹センターに相談に来るのか。 →こどもセンターを含む行政を通しているケースが最も多く、地域包括センターや病院などからの紹介もあると説明した。
			2　相談支援の状況について	知的障がいに関する相談件数や内容について、児童と者を別々に知りたかった。児と者では相談する内容も変わってくるのかなと思う。 3-5-aの施設への訪問とは具体的にどういった内容か。 →入所者の話を傾聴したり聞き取りを行うアドボカシ―の取り組みと、移動支援の支給決定を持たない施設入所者に事業所持ち出しでヘルパーを派遣して余暇活動を楽しんで頂く取り組みを再開する予定、と説明した。
			3　業務に対する自己評価について	評価点は、どのようにしてつけているのか。評価項目のスコア表などあるのか。 →あくまで自己評価なので自分たちでつけている。期待どおりに対応できている場合を3として、それを上回る場合は4または5、下回る場合は2または1としている、と説明した。
			4　区における地域課題について	
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				令和6年度も自分たちなりに誠実に業務に携わってきました。例年通り、精神障がいに関する相談が最も多く、日々の業務からもメンタル面での不調を訴え、生きづらさを抱える人たちが増えていることを実感しています。また、個別事例に関する事業所からの相談も多く、一人相談員の事業所を始め少ない数の相談員で運営している事業所が自分だけでケースを抱えないよう、その都度、情報提供や助言を行ってきました。子どもから大人まで幅広い年齢層や多様な困りごとへの対応には、知識と経験が重要なので、センター内だけでなく区内の新人相談員さんの育成を積極的に行う必要があると思っています。また、各相談員がバーンアウトしないよう、相談員のメンタルヘルスにも力を注がないといけないと思います。 令和7年度も引き続き、各関係機関と連携を取ることは勿論ですが、センター内でのケース共有にも手を抜くことなく、頑張って行きたいと思います。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	浪速区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要	令和6年度
1－1　実施状況について	

法人名称	社会福祉法人スワンなにわ
開所曜日	月～金（土日祝の来所、訪問は予約にて対応。随時対応が必要な方に対しては24時間対応可能な連絡先を伝えている）
開所時間	9:00～17:30
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業、生活介護事業、就労継続支援B型事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
事業所の特長	当法人内には指定特定相談支援事業をはじめ、生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスなど、幅広い障がい福祉サービスを展開しています。また、高齢者福祉分野においても認知症対応型共同生活介護や高齢者デイサービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターのブランチを有しており、障がいのある方のみならず、地域の多様なニーズに応じた包括的な支援体制を整えています。こうした多機能な事業基盤を活かし、基幹相談支援センターとして、地域の関係機関と密に連携しながら、困難な事例への対応、地域移行・地域定着支援、相談支援従事者への支援などを総合的に実施しています。法人内外の専門職との連携も強く、複雑な課題を抱える方々にも柔軟かつ適切な支援を提供できる体制を整えています。

1－2　職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	1		1 人
兼務	4	5	9 人
計	5 人	5 人	10 人

1－3　専門資格の保有状況

主任相談支援専門員1名、相談支援初任者6名、社会福祉士2名、介護福祉士5名、サービス管理責任者4名、社会福祉主事1名

1－4　ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5　センター業務についての理念・基本方針

浪速区障がい者基幹相談支援センターは、あらゆる障がい種別の方を対象に、一人ひとりが本来備えている力を最大限に引き出すことを使命と考えています。そのために障がい当事者のニーズに即した在宅福祉サービスのご利用支援、地域の社会資源の活用サポートなど必要な情報提供を一体的に行っていく。また、その家族や支援者のサポートを含め、障がい当事者の地域自立と社会参加を図っていきます。

2　相談支援の状況

2－1　相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	31.8	153

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1166	1693

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	748 件	66 件	116 件	192 件	42 件	2 件	1166 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	6	6	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	16
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体	44	10	10	5	0	8	14	0	0	6	7	0	104
	内部	5	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
	計	55	20	17	5	0	8	14	2	0	6	7	0	134
難病		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		84	43	28	23	29	43	57	4	0	34	41	0	386
精神障がい		235	144	149	106	5	38	102	12	12	3	18	0	824
発達障がい		38	66	28	104	22	56	10	0	1	3	4	0	332
高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		4	0	7	0	0	0	1	0	0	4	0	0	16
合計		417	273	229	238	56	145	184	18	13	50	70	0	1693

事業所名			浪速区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			令和5年度の相談件数799件に対して令和6年度は1166件と約1.5倍に増えている。月平均で約97件の相談受付がある。障がい別では精神障がいが他の障がいに比べて2倍以上の件数があり、浪速区の課題として捉えている。難しい案件で時間がかかっている件が少なからずあるが、基幹職員と関連機関が連携してそれぞれ対応し、計画相談や在宅サービス等につなげていっている。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応している。円滑な相談支援の実施に努めるため、専門機関との連携を心がけている。	難病の指定種別が多岐にわたるため、基幹相談支援としても知識や技術の習得に研鑽を継続する。実例対応の際は、適宜適切な資源に繋げられるようにする。また要医療的ケア児への対応なども母子を含めた家族支援を行う。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	令和6年度は相談受付件数が1166件あり、月平均97件の件数があった。件数だけでなく質的負荷も高まっている状況にあるので、他機関との連携やケース会議等を通じて対応の質を確保しつつ、適切な件数管理に努めている。	地域実情として精神障がいをお持ちの独居単身者や計画相談支援を希望されたものの、その後なかなか支援に繋がらないケースなどアフターフォローが必要な方への対応に務める（各指定特定相談支援からの相談も含む）。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	3	相談者の意思や希望を尊重しながら、ストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、最も適切な支援となるように他の専門機関と連携し、個別のニーズに応じた支援体制の構築に努めている。	例えば、ASLをお持ちの方等で、ご自身で意思決定ができているものの、それを第三者に表明することが困難な方の対応、要医療的ケア児や不登校児等、保護者意向はあるものの、当該本児の希望が確認できないものや乖離があるケースへの対応。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	3	主任相談支援専門員の配置、相談支援専門員の増員や支援ネットワークを構築していき体制を整えながら、問題が長期化している困難ケースにも積極的に対応している。	指定特定相談支援事業所が抱える困難事例（家族支援が必要な方やヤングケラー等）に対して、今後、基幹相談支援センターとして、主任相談支援専門員の配置を増強し、特に日の浅い初心者相談支専門員やいわゆるひとり親方の相談支援専門員をバックアップしながら地域課題の解決に努める。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	関係機関と連携して体制を整え、適切な対応が出来るよう努めている。	触法や虞犯の方の支援を整える（いわゆる介前の交通整理）だけでなく、地域移行・定着支援、地域生活定着支援センターとも連携し、再犯防止向けた取り組みを行う。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	緊急時には対応できるよう体制を整えている。夜間・休日において緊急時でない場合は予約制の対応となっている。	地域の医療機関、1次医療圏・2次医療圏を含め包括的な連携体制を構築することに努める。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	定期的な連絡会や事例検討会、研修等を通じて、区内の相談支援事業所や関係機関との連携体制の構築を図り、支援力の向上を目指している。	新規事業所の登録への働きかけを、より積極的に行なっていく事を検討する。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	相談支援事業所の選定については公正かつ適切に行われている。	今後の課題として、相談支援事業所の支援内容や実績を整理・共有し、本人の希望や課題に応じたより的確なマッチングを公正かつ適切に行えるよう努める。また、選定の透明性や関係機関との情報共有体制の強化にも引き続き取り組んでいきたい。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	3	メールによる情報提供など配信している。助言についても適時行っている。	相談支援事業所に対する国や市からの通知の掘り下げや意見交換など行えるよう検討していく。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	3	必要な利用者には地域包括支援センターや他機関と連携を行っている。つながる場への参画も積極的に行っている。	引きこもりケースや8050問題、ヤングケアラーなど制度のはざまにいる方々を取り残さないように施策の活用に努める。

事業所名			浪速区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	本会は昨年度1回しか出来なかったが、その本会で上がった意見を反映させ、年度内に部会立ち上げの基礎をつくり、各部会の活性化に努めている。	本会を定期的に行えるよう体制を整えていく。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	部会においては個別事例などの課題を共有している。必要に応じて関係機関と連携を行い対応に努めている。	令和6年度は本会での共有など行えなかったため、7年度では定期的に本会を開催して適切な対応が出来るように努める。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	協議会等を通じて地域の生活困窮課題に対する意見交換を行う中で、緊急的な食糧支援の必要性が明らかとなったことから、当法人において生活困窮者への一時的な食糧支援を実施できる体制を整備した。	協議会等を通じて地域の課題を共有し、必要な社会資源を改善・創出する取り組みを検討していく。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	大阪市施設入所者地域生活移行促進事業の利用を希望された施設利用者へ、地域移行に関する情報提供をしながら外出体験などを6か月間毎月１～2回行なった。結果的には本人の希望により現在入居してる施設の利用を継続することになったが、GHなど外部の生活については知ってもらえた。	単に地域移行・地域定着という制度の枠組みに留まらない、その人のその後の生活を見据えたコーディネイトに努める。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	親元からの自立支援に関する相談には、親子の将来像をともに考える支援に努めている。本人の意思を尊重しながら、地域との接点づくりや、生活訓練・グループホーム体験、通所による日中活動の充実など、自立に向けた体験機会を得られるよう取り組んでいる。	ご本人だけでなく、ご両親の支援も視野に入れ家族支援（包括的な支援）を実施してゆく。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待通報や届出があった場合は、関係機関と連携して適切な対応に努めている。虐待防止研修にも積極的に参加し、虐待についての意識を高めている。	障がい者虐待防止法の研修を定期的に行うことで、啓発・意識づけ・抑止を行う。実際、通報や相談があった場合は、迅速に対応できるようにする。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい当事者や家族の感じている差別・不当な取扱いに対して丁寧に傾聴するように努め、必要に応じて、制度的・法的・地域的な支援や連携を図り、解決・改善向けた対応が出来るよう努めている。	障がい者差別解消法の研修を定期的に行うことで、啓発・意識づけ・抑止を行う。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	権利侵害を受けやすい状況を把握し、金銭管理の困難さや対人関係でのトラブル、契約や意思決定に関する課題が見られる場合には、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用を含めた適切な権利擁護支援につなぐよう努めている。	金銭管理のみが必要な方その障がい特性上、金銭管理のみにとどまらず身上監護も含め権利擁護が必要な方個別に照らし合わせて、適宜適切な対応を行う。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	2	部会にて事例検討などを行い、相談支援事業者の支援の向上に努めている。	地域の人材育成に向けた研修会や勉強会の開催は十分に行なえていないので、今後は積極的に開催できるように努める。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	2	相談支援従事者研修におけるインターバルについては主任相談支援専門員が担当し、助言など行なっている。相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけに対しては積極的に取り組めていない。	主任相談支援専門員が相談支援業務の実務に精通することで、初任者やいわゆる「ひとり親方」で業務にあたっておられる各相談支援専門員のサポートを行う。
3－8　その他の取組み				
		・地域のイベント「福祉ふれあいまつり」、「なにわ桜まつり」、「浪速区民まつり」に浪速区障がい者基幹相談支援センターのブースを作り参加。 ・浪速区役所と地域包括支援センター共催で、居宅介護支援事業者向けに障がい福祉制度について学ぶ研修会に参加。各班に分かれてグループワークなど行い、障がい福祉制度と介護保険制度の理解をお互い深める。		

<table>
<tr><td colspan="3">事業所名</td><td colspan="3">浪速区障がい者基幹相談支援センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">4　区における地域課題について</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3">〇障がい者支援の充実
障がいのある方が地域で自分らしく安心して暮らせる環境を整えるため、相談窓口である障がい者基幹相談支援センターの認知度向上を図るとともに、相談支援機関や事業所等との連携を強化し、相談支援体制を充実させることが求められる。
また、個々の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供や自立支援の推進が重要となる。
（提案・提言）
－ 区役所、障がい者基幹相談支援センター、関係相談支援機関、事業所等が連携し、情報や課題を共有することで、福祉サービスの向上と相談支援体制の充実を図る。
－ 障がい者基幹相談支援センターの認知度向上に向けた広報活動を強化する。

〇児童支援の必要性
近年、転出入率の高さや外国人住民の増加により、子育て世帯が地域とのつながりや交流の機会を持つことが難しい状況が続いている。
児童虐待に関しては、相談や通告をもとに、学校園・保育施設・こども相談センター・区役所等が連携し、区要保護児童対策地域協議会において情報を共有しながら適切な支援を進めている。
（提案・提言）
－ 地域との関係が薄く、子育てに不安や悩みを持つ保護者が増えているため、気軽に参加できる子育て世帯向けの交流機会を提供することが必要だと考える。
－ 子育て世帯が求める情報を、広報紙・区のホームページ・SNS等を活用して発信し、迅速な情報共有を図ることで、個別の支援ニーズに適切に対応していくことが重要だと考える。

〇高齢者支援と健康促進
健康寿命の延伸に向け、地域主体の健康づくり活動や認知症予防の取り組みが進められていますが、特定検診の受診率は市内24区の中でも低い傾向にあり、意識啓発が必要です。
高齢者が健康づくりや仲間づくり、生きがいづくり活動へ積極的に参加できるよう、以下の取り組みを強化する必要がある。
（提案・提言）
－ 食事サービスや「いきいき百歳体操」等の情報発信の強化。
－ 高齢者支援窓口（ブランチ）などの情報提供を充実させ、より多くの高齢者に支援策が届くようにする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">5　自己評価を終えて</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">5－1　区地域自立支援協議会での報告</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">報告日</td><td colspan="3">令和7年7月1日</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="4">出席者からの意見</td><td>1　相談支援事業の概要について</td><td colspan="3">（特になし）</td></tr>
<tr><td></td><td>2　相談支援の状況について</td><td colspan="3">・相談される方の年齢層であったりとか、相談ルート、あとどのような相談が多いのかっていうのを教えていただけたらと思います。
・相談支援状況支援件数の内訳「福祉サービス」のところは、どういったサービスの割合が多かったのか、もしデータがあれば教えていただきたい。</td></tr>
<tr><td></td><td>3　業務に対する自己評価について</td><td colspan="3">・3-1-A　3障がい及び難病患者等というところであまり触れられてこない強度行動障害という領域に関して、全国的にも地域の中での受け入れというところがなかなか厳しい現状もあるのではないかなと感じています。浪速区内での現状というところも把握された中で、今後難病等も含めて支援の在り方を考えていく必要があるんじゃないかなと思いました。
・3-3-A　選定については公平に取り組んでいただいていると感じています。</td></tr>
<tr><td></td><td>4　区における地域課題について</td><td colspan="3">・生活困窮の課題に対しても、提案・提言があって良かったんじゃないかなと思いました。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3">基幹相談を受託した当初に予想していた相談数より、多くの件数に対応していることが集計によりわかった。自己評価で前年度の事を振り返ることにより、これまでの取り組みの成果や課題などが具体化することができた。協議会においては出席者から貴重なご意見もいただき、今後の運営についての指針がより明確になった。これからも地域全体の支援力向上に資するようなネットワークづくりや、計画相談・サービス事業所との連携強化を通じ、支援の質の向上を図っていきたい。</td></tr>
</table>

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			西淀川 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要			令和6年度
	1－1 実施状況について		
		法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会
		開所曜日	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝日、年末年始〔12月29日～1月3日〕は休日）
		開所時間	午前9時～午後5時45分
		同一場所で実施しているその他の事業	風の輪（指定特定・一般・障がい児相談支援事業） 風の輪ホームヘルプ（居宅介護事業・行動援護事業・移動支援事業）
		事業所の特長	平成18年度から保健福祉圏域において、平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターとして大阪市より委託を受け、長年にわたり区内における障がい児者相談支援体制の充実に努めてきている。相談支援専門員はじめ各種資格を有した職員を配置し、法人の理念である本人主体の支援を実践している。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任			0 人
兼務	3	2	5 人
計	3 人	2 人	5 人

1－3 専門資格の保有状況

事業所の職員は、相談支援専門員・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士等いずれかの資格を保有している。加えて令和元年3月より主任相談支援専門員を配置した。

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

法人の基本方針である本人主体の支援を実現していくために、 サービスの紹介や調整、表面的な対処だけではなく、常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持って関わっていく。本人や相談者の気持ちに寄り添い、問題を解決し、障がいのある人とその家族が地域で安心していきいきと生活ができるような環境づくりを行っていく。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数

月当たり相談者数	年間実相談者数
44.8人	194人

②相談受付件数及び支援件数

年間相談受付件数	年間支援件数
1788件	1788件

③受付方法別件数

電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
1131 件	122 件	113 件	290 件	122 件	10 件	1788 件

④支援件数の内訳

		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	5	0	5	0	0	0	2	6	0	0	0	0	18
	聴覚	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	肢体	61	0	19	5	0	18	4	2	8	0	0	0	117
	内部	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	計	70	0	29	5	0	18	7	8	8	0	0	0	145
難病		27	0	1	2	0	1	4	0	1	0	0	0	36
重症心身障がい		6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	7
知的障がい		158	7	41	59	1	32	56	49	41	2	8	0	454
精神障がい		309	14	92	283	0	77	142	88	31	2	7	1	1046
発達障がい		24	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	27
高次脳機能障がい		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
そ の 他		18	9	7	4	0	5	4	21	1	0	0	2	71
合計		612	32	170	354	1	133	214	168	82	4	15	3	1788

2－2 相談支援に関する分析

全体的に受付件数が増加している。同法人が前年度まで此花区センターを受託していたこともあり、此花区で相談を受けていたケースが西淀川区に異動した職員に継続して相談したいと希望されて相談につながっていることも要因と考えられる。
受付方法としては、継続してメールは増えているが、同時に訪問や同行等も増えてきている。
相談の傾向としては、継続して「福祉サービス」の相談が一番多いが、前年度と比較すると「健康・医療」「家計・経済」「就労」についての相談が増加しており、「不安解消」の相談が減るなど、漠然とした不安や相談よりも、目的を持って相談につながるケースが増えてきているように思われる。一方で、金銭面における法律相談や病院・家族との調整など相談員だけでは対応しにくいケースも増えているため、ケースに対応する時間も労力も力量も求められる。

事業所名			西淀川　区障がい者基幹相談支援センター	
3　業務に対する自己評価				
3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	障がいや難病の特性に応じて、本人や相談者の気持ちに寄り添いながら適切に支援を実施している。引き続き、月2回精神科訪問看護事業所看護師との相談の機会を設け、本人や家族、支援者からの相談にも応じ、対応している。相談内容によって、他の相談機関や専門機関に問い合わせたり、緊密に連携し、より円滑に支援できるように努めている。	精神科訪問看護事業所看護師による月2回の相談会については、基幹センター内の相談にとどめず、地域のいろんな分野の相談窓口へ周知し,広めていくことで、精神的疾患や対応についての理解を広めたい。相談内容が多岐に渡っているので、今後はますます他の専門機関との連携が必要となってくると思われる。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	前年度からも相談件数は増加し、月当たりの想定件数を大幅に上回っている。どこに相談していいかわからずに相談に来られ、困りごとの整理が必要なケース、金銭トラブルについての相談など、相談内容も多様化しており、対応にも時間がかかる。件数も増え、時間もかかるため、基幹センターの職員の負担も大きくなってきているのが現状である。	相談者数や件数はここ数年、右肩上がりで増加している。基幹センターだけで対応するには難しくなっている現状も踏まえ、区内の指定相談支援事業所の相談員と連携し、計画相談につながるケースについては、早めに受け入れてもらえる体制を整える方法を検討する。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	常に利用者のストレングスを引き出すことができるよう丁寧に相談に応じ、利用者自身が自己肯定感を高め、自己決定ができるような支援を心がけている。本人の状況や要望に応じて、必要と感じる時には、計画相談支援事業所だけではなく、他機関や他分野の専門機関にも繋げるよう、心がけている。	相談件数が増えたり、複合的な課題を抱えたケースが増えており、1人ひとりにかけられる時間が限られている。相談者の主訴だけの聞き取りになるのではなく、本人の強みや思いを汲み取り、適切な支援につなげることができるように対応していく。
3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・公認心理師・保健師など医療・福祉・保育等の国家資格を有する職員を配置し、高次脳機能障がいや強度行動障がい、医療的ケア児者などにも対応すべく各種の研修は受講している。8050世帯をはじめ、複数の要支援者のいる世帯、生活困窮、虐待、ひきこもりなど、障がい分野だけでは解決できないケースや課題解決に時間がかかるケースにも他機関と連携しながら積極的に対応している。	今後も専門的資格を有する者を配置するとともに、資格取得や各種の研修にも積極的に参加し、職員のスキルを引き上げていく。 様々な課題を抱えたケースが増え、解決に時間がかかるケースも増えてきているため、各関係機関や他分野の機関とも連携できるようネットワーク構築に努める。また、必要の応じて「つながる場」も積極的に活用していく。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	触法障がい者への支援については、積極的に研修を受けるなどして受け入れ態勢を整えているが、今年度については、依頼がなかった。引き続き、地域の中で受け入れることができるように準備しておく。	触法障がい者への支援については、地域の中で受け入れ可能な資源がまだまだ少ないと考えられる。研修や勉強会などを通して、地域で受け入れることができるような連携体制を構築していく。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	業務時間内での緊急時には、そのつど相談して対応するように勤めている。夜間、休日については、留守番電話対応と同時に、音声メッセージに業務携帯電話番号を録音案内しており、緊急時に対応が可能な体制をとり、必要に応じて対応している。	業務携帯を常に持参し、緊急時には対応できるようにはしているが、実際には緊急を要する相談は少なく、日々の不安などの訴えが多い。常に連絡を取れる体制が求められるため、職員の精神的な負担も大きい。継続していくには職員のメンタルケアや手当などの対策が求められる。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点の登録事業所を募るべく、情報提供をしたり、各支援機関が連携できる体制を作るべく横のつながりを強化していった。	地域生活支援拠点等の面的な整備に向けて、登録事業所を募っているが、なかなか登録事業所が増えないのが現状。引き続き、情報提供をすると共に、基幹センターもバックアップしていくことで、積極的に登録してもらい、適切な支援をおこなってもらえるように進めていく。
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	月2回の相談支援事業所部会において公正かつ適切に選定を行っている。受けてもらう事業所に偏りがないよう、毎回確認し、部会を欠席した事業所には電話連絡して確認している。しかしながら、セルフプランを使い、基幹センターがフォローしているケースもあるのも事実である。	選定会議にて、受けてくれる事業所にも次第に偏りが出つつある。福祉サービス受給者は増えて来ているので、機能強化型サービス利用費の提案や相談員の増加などの提案もしながら、区内相談支援体制の強化に繋げたいと考えている。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談支援事業所部会にて研修や勉強会の案内や情報提供を行うと同時に、地域自立支援協議会や相談支援事業所部会として、研修会や事例検討、相談員の座談会などを実施し、困りごとへの対応や情報交換、ケースに対する助言を行っている。また、必要に応じて個々に相談を受ける、ケースの同行や支援会議への同席も行っている。	新規事業所や新たな相談員も増えているため、その都度、区における相談支援体制等の説明を行い、部会への参加案内、情報提供や助言を積極的に行っている。 部会に参加してもらうことで、気軽に相談しやすい関係づくりに努め、一緒にケース対応することで一人一人の相談員の力量を上げ、区全体の相談支援の質の向上を図っていきたい。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	昨年度までに引き続き、相談員と地域包括・ブランチ・ケアマネジャー連絡会との合同勉強会や、行政機関・社協・包括・ブランチ・医介連携など専門相談支援機関と相談傾向などの情報共有の場や研修を行った。また、引き続き昨年度より区民や専門職が集まる場（に～よんサロン）に携わっている。「つながる場」については、積極的に参画しており、私たち障がい分野から開催の要望をすることも増えた。	年々複合的な課題を抱えているケースや制度の狭間で困るケース、分野のまたがるケースが増加しているため、他機関との連携が必須になってきている。「つながる場」についても、必要性は年々高くなっているので、積極的に活用できるよう、行政とも連携し、各指定相談支援事業所にも活用を周知していく。

事業所名			西淀川　区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	今年度はコロナ禍で中止していたイベントを「にしよどみんなでふれあう広場」に名称を改め、区社会福祉協議会と共催で企画。区内事業所の自主製品の販売、利用者やボランティア団体等による舞台発表など、地域の方々と一緒に楽しめるイベントの準備を進めた。また、地域自立支援協議会で講師を招いて報酬改定や、本人中心の意思決定・表明支援についての研修を実施するなど、自立支援協議会全体のスキルアップを目指した。	自立支援協議会として開催してきたイベントの再開に向けて、改めてイベントの趣旨や名称、地域への協力の仰ぎ方などを検討することができた。 状況に合わせて、地域自立支援協議会全体として取り組む研修会や各部会独自の勉強会、各部会を超えた座談会等、各部会員からも意見をもとに積極的に取り入れることができた。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	相談支援事業所部会やグループホーム、生活・就労部会においては、個別事例を取り上げて事例検討を行い、支援方針や必要な情報共有を行った。より良い支援をおこなうために関係機関が連携したり、各事業所が適切に対応したりすることが必要であることをグループワークなどを用いて伝えていった。	部会によっては、なかなか個別事例を提供してもらうことが難しく、一般的な事例や事業所の困りごとを通じた情報共有になってしまった。また、事業を越えて個別事例を共有し、一緒に考えていくことによって、より具体的にケースを捉え、連携や適切な支援を検討をすることができるため、地域自立支援協議会全体としても積極的に取り入れていきたい。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	5	災害対策について、区長との懇談会で区対策本部と基幹相談支援センターとの連携を提案し、区と基幹センターのLINE連絡ツールを立ち上げた。 区と協働して要援護者の避難支援計画作成のための情報収集や災害時のシュミレーションを行なうなど災害時の支援システムを構築させるよう取り組みを行った。	災害対策については、継続して情報共有等も含めて、毎年シュミレーションを行っていく。 社会資源の開発に向けて、地域で行われている連携会議等にも積極的に参加して地域課題を共有することで、必要な資源の把握をし障がい分野以外の資源の活用や、他分野と共同して資源の改善・開発に努める。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	入所施設、精神科病院等からの求めがあれば対応に応じられるよう、研修を受講し、体制を整えてはいるが、今年度は相談がなかった。	地域移行の申請があれば、各事業所と連携して適切に支援をしていきたい。定期的にて相談支援事業所部会でも情報を共有することで、地域の相談支援事業所が、積極的に受けてもらえるような体制作りも検討したいと考えている。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	相談に来られた際、家族や本人がまだ先のことを意識していない場合でも、8050問題のリスクが高いと考えられる時には、予防の視点を持って、関わり、地域の支援者やサービスに繋げたり、本人が親亡きあとの生活を具体的にイメージができるような機会を設けることができるように情報提供等をおこなっている。	ご本人やご家族、親の支援者等から相談があった場合には、「8050問題」予防の観点を支援者間で共有しながら支援をすることができるが、どこにもつながっておらず、親が倒れてから相談につながるケースも少なくない。そうなればご本人の負担も生活が安定するまでの時間もかかるため、早めに相談してもらえるよう、周知等が必要と考える。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	虐待通報窓口という意識を全職員が持ち、相談を受けた際に虐待かもしれないと考えながら話を聞くようにしており、必要に応じて、区の担当者とも密な連携を図っている。また、研修等にも法人内・外共に積極的に参加している。区からの要請に基づき、定期的にコアメンバー会議に出席して通報ケースへの対応等の検討を行っている。	常に虐待通報の窓口であることを意識し、適切かつ迅速に対応ができるだけではなく、相談があった際に、虐待のリスクを考えて聞きとることがように、今後も定期的に研修に参加する。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	5	市営住宅での障がい者差別や合理的配慮の不提供についての相談には、十分に傾聴し、一緒に対応策を考えていった。見守りコーディネーター向けに障がい者差別や合理的配慮についての勉強会をおこなうなど、障がい者差別解消に向けての周知活動を行った。	障がい者差別にまでは至っていなくても、「嫌な思いをした」という苦情にはしっかり傾聴をし、苦情の背景や原因について検討し、対策法を一緒に考え、再発を防止する。また、通報や相談があった場合は、人権等の配慮にも心がけたうえで迅速に対応する。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	相談を受けた際に、権利侵害の可能性があるケースや発生しやすいと考えられるケースについては、成年後見制度や安心さぽーと事業についての情報提供を行ったり、手続きを手伝ったりと適切な支援に繋げていった。	8050世帯や重度障がい者のケースにおいては、本人も気づかないまま権利侵害となっているケースも少なくない。相談員が話を聞いた時に権利侵害かもしれないと考えられる視点を持ち、必要に応じて成年後見制度やあんしんサポートにつなげていくことが必要と考えている。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	今年度は、地域自立支援協議会において、講師を招いて報酬改定や、本人中心の意思決定・表明支援についての研修を実施し、参加を促した。相談支援事業所部会においても事例検討や勉強会などを開催し、相談員の力量や質の向上に努めている。	継続して地域自立支援協議会において、各種研修は開催していく予定にしている。相談内容の複合化、多様化に伴い、相談員に求められることも増えてきていると考えられる。支援困難事例の検討やハラスメント研修などに加え、より質の高い相談員を育成していく。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	相談支援従事者研修におけるインターバルについては、積極的に受け入れ、相談員が障がい福祉サービスの調整だけではなく、生活全体を視野に入れ、本人主体の支援ができる相談員の育成に取り組んでいる。	普段の地域自立支援協議会への参加や連絡がない相談員が研修を終了するためだけに連絡をしてくることもあるので、普段から顔の見える関係を築いていくことが必要と考える。インターバルの受け入れは、相談員の指導としては役立つが、1ケース1時間程度かかり、負担も大きい。相談支援事業所の新設や職員の増員については、相談支援事業所部会において、継続的に定期的に働きかけていきたいと考えている。

事業所名				西淀川　区障がい者基幹相談支援センター
	3－8　その他の取組み			
				①地域自立支援協議会における取組 ・年に1回継続して区長と自立支援協議会の懇談会を持ち、障がい者施策についての意見交換をおこなっている。・その中で、災害対策について、区対策本部と基幹相談支援センターとの連携を提案し、区と基幹センターのLINE連絡ツールを立ち上げた。 ・講師を招いて報酬改定や、本人中心の意思決定・表明支援についての研修を実施した。 ・コロナ禍で中止していたイベント「障がい児者とともにふれあう広場」を「にしよどみんなでふれあう広場」に名称を改め、区社会福祉協議会と共催で企画。区内事業所の自主製品の販売、利用者やボランティア団体等による舞台発表など、地域の方々と一緒に楽しめるイベントの準備を進めていった。 ・相談支援専門員と地域包括支援センターやケアマネジャーとの研修会、放課後等デイサービスや、居宅介護事業所との意見交換会を行ない、他の支援機関との連携を強化した。 ②地域活動への参画 ・西淀川区地域福祉計画「あいあいプラン」推進委員、活動委員の部会長として、障がい者の理解を地域住民に促していく。 ・西淀川区区政会議委員として区政会議に参画し、地域自立支援協議会の代表として、西淀川区の運営方針に携わる。 ・区の要援護者個別避難計画策定委員会、区内の福祉避難所立ち上げ連絡会において委員として参加している。 ・医師会と地域包括支援センターが主催する「に～よん地域包括ケアシステム」、区民や区で活動する支援者が集える場として月１回開催している「に～よんサロン」、区内の専門相談窓口と行政が領域を超えて共通する地域課題について検討する「総合相談連絡会」にそれぞれ委員として参加している。
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				①地域との連携について 災害時の対策について、ご本人が同意され、作成された要援護者個別避難計画は各地域活動協議会や民生委員に渡されていると聞いているが、年に一度行われる区一斉防災訓練等において、計画を意識された取り組みがなされているかどうかがわかりにくい。最終的には防災時だけでなく、障がい関係事業所と地域が日常的なレベルで連携できることが課題と考えている。自治会への加入や緑陰道路の清掃などを進め、地域とのつながりや連携を密にできるように進めてはいるが、行政にも地域との関係の媒介役となってもらい、さらなる連携強化に努めていきたい。 ②継続してグループホームや短期入所などの生活の場がまだまだ足りていない。特に緊急を要するケースや強度行動障がい者の受け入れが困難な状態も継続している。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		7/22(運営委員会)、8/5(相談支援事業所部会)
		1	相談支援事業の概要について	
		2	相談支援の状況について	・他区に比べても本当によくやってくれている。西淀川区内で相談員として働き始めて、相談ができる場があるということでとても助かっている。 ・相談支援実績はどのように集計しているのか。件数が多いとリアルタイムでケースの共有は難しくないか。（質問） →自事業所で作成した表で管理している。大阪市に月1回報告が必要なので、一部手作業にて、複数の相談を受けた場合は相談ごとに分けて集計している。リアルタイムでの共有は難しいところはあるが、できる範囲で、定期的に事業所内で情報共有をする機会を設けている。（回答）
		出席者からの意見	3 業務に対する自己評価について	・GH部会には15団体が参加している。GHの集まりがある区はあまりないと聞いているが、互いの悩み相談や、情報共有ができてとても勉強になり感謝している。 ・西淀川区内の各相談支援事業所で、現実に何人が専任ないしは兼任で相談員をしていて、担当件数を何件持っているのか？毎月請求ができているのか？加えてそれぞれの事業所の運営や関わる人の処遇改善についても考えていってほしい。実際に機能強化型加算を取れていない事業所も多いので、支援していってもらいたい。（要望） →数年前に、区内の事業所を訪問して、運営の実態などを聞き、加算についての話を事業所にしたことがある。新たな事業所が増えている現状で、再度区内の事業所を訪問し、小規模の相談支援事業所が連携することで加算を取ることもできるなどといった話を含め、運営面や件数、困りごとがないか等、各事業所と個別に話をする機会を設けることをセンター内で検討したい。そして部会にてその内容を踏まえた議論を行い、区の相談支援体制について一緒に考えていきたい。（回答） ・市営住宅における相談については、どういった機関に連絡をしたり、対応をしたりしたのか。相談して良い感触はあったのか？（質問） →大阪市福祉局障がい支援課、西淀川区地域支援課、梅田住宅管理センターに相談したが、「自治会・住民に任せている」という回答になり、差別禁止のポスターを貼るなどの提案にとどまり、直接的な解決にはなりにくかった。基幹センターとしても個人情報の問題があったのと、具体的な場所や棟などもわからないままだったので、ご本人の気持ちに寄り添った対応を心がけ、時間はかかったがお礼の言葉を頂けた。（回答） ・西淀川は相談支援事業所部会は月2回あるが、他区では数ヶ月に1回しかない区もある。区によって基幹センターの温度が違うのはなぜか。（質問） →地域自立支援協議会の運営、開催頻度、内容などは実施する区に任せられている。西淀川区では区内の事業所を増やしたい、相談員を育てたい、相談支援体制の質を向上させたい、相談支援事業所に成長してもらいたいという思いがあるので、月2回開催している。部会の設置も区に任せられている。特に、グループホーム部会の設置は、市内２～３区しかなく、珍しいと思う。（回答）
			4 区における地域課題について	

事業所名	西淀川　区障がい者基幹相談支援センター
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）	
	・昨年度に比べ、相談者数も支援件数も増えている。内容についても福祉サービスのみならず、高齢の親・医療・金銭・家族間調整・不安など多岐にわたる生活上の様々な問題が挙がっている。またそれらの諸問題が絡み合った複合的な課題を持つケースも増えているため、区内外問わず、様々な機関と連携を取り、一緒に支援していく必要があった。今回、地域自立支援協議会において報告させてもらったところ、同様の相談が増えているとの声があった。今後も、単なる福祉サービスの調整だけにとどまらない、時間も労力も知識も必要な相談が増えてくるので、基幹センターとしては個々のケース対応に加え、後方支援も含め、役割がより大きくなり、相談員としての力量も相当求められてくると考えられる。 ・運営委員会のメンバーに意見をいただいたように、区内の相談支援事業所が安定して事業所を運営し、相談員が成長し長く継続できるよう、基幹センターとしてケースの後方支援や情報提供だけではなく、運営や体制面も含めた様々な相談に乗っていくことの必要性も感じた。 ・地域自立支援協議会としては、新しい支援者も増えてきているので、昨年度に引き続き、「本人主体の支援」の考えを浸透すべく、講師を招いた研修を行なうなど、区内の支援の質の向上を目指す。 ・個別のケース対応においても、他の福祉サービス分野の支援機関だけではなく、病院・訪問看護などの医療関係や民生委員児童委員、見守りコーディネーター、町会長など地域の方との連携が不可欠となってきているため、地域自立支援協議会として「つながる場」を有効に活用していきたい。 ・今年度、再開した「にしよどみんなでふれあう広場」は、以前に比べ、区内の事業所の数も増えていることに加え、高齢者支援機関やこども支援機関などとのつながりの太さも踏まえ、引き続き区社会福祉協議会の共催を得て、障がいにとどまらない福祉啓発イベントととしてより広い場所での開催や参加の呼びかけ方法や運営の改善も視野に入れ、継続していきたいと考えている。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	淀川 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和6年度
1－1 実施状況について	

法人名称	社会福祉法人 関西中央福祉会 淀川区障がい者基幹相談支援センター えんじょい
開所曜日	月曜日～金曜日（行事がある場合は土曜日実施）
開所時間	9時00分～17時30分
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業所
事業所の特長	当センターは、(福)関西中央福祉会の一部署であり、平成13年度より市町村障害者生活支援事業、平成24年度より区障がい者相談支援センター事業、平成30年度より区障がい者基幹相談支援センター事業として委託を受け相談支援業務に従事している。また開所当初よりピア・カウンセリングや自立生活プログラム(ILP)にも力を入れており、地域生活においての経験の場に繋がるよう企画立案や交流の場の設定を行っている。 相談においては電話のほかメールやFAXといった通信ツール、訪問や来所といった直接面談によるものなど、可能な限り希望や状況に合わせて対応することを心掛けている。建物内はバリアフリー環境(エレベーター・身体障がい者用トイレ)を整備している。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	3		3 人
兼務	5		5 人
計	8 人	0 人	8 人

1－3 専門資格の保有状況

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、ピアカウンセラー

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
視覚障がい（男性）	月～金	9:00～17:30

1－5 センター業務についての理念・基本方針

当センターは事業所名を「淀川区障がい者基幹相談支援センターえんじょい」とし、障がい当事者が地域で自分らしくそして楽しく生活できるよう支援している。そのため、障がいを持つ人がこれまでの生活をどのように思っているか、今、どのように生活をしこれからどのような生活をしたいかをお聞きしている。そして、当センタースタッフも共感し、ご本人と一緒に考え相談支援を行っている。具体的には①ピアカウンセリングや自立生活プログラムを通して社会生活力を高める支援に取り組み、エンパワメントを図る。②社会資源や制度の情報提供を通して地域生活の充実につながるよう取り組む。③権利擁護に取り組み、人権侵害が起きないよう支援する。④自立支援議会など他機関と連携・協力する中で必要な社会資源の拡充に取り組む。⑤地域訪問や機関紙を通して障がい理解への啓発に取り組む。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	49.3人	135人

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	2607件	2708件

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1653 件	190 件	149 件	397 件	168 件	50 件	2607 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	19	0	2	0	0	0	21	0	1	0	2	5	50
	聴覚	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	肢体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内部	6	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	計	33	0	6	0	0	0	21	0	1	0	2	5	68
難病		6	0	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	12
重症心身障がい		78	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	81
知的障がい		514	15	40	52	1	9	40	20	13	9	39	71	823
精神障がい		741	17	104	234	0	42	72	74	21	22	30	290	1647
発達障がい		34	1	0	8	3	5	1	0	4	6	8	4	74
高次脳機能障がい		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1408	33	153	296	4	57	135	94	39	37	79	373	2708

事業所名			淀川　区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			相談件数の内訳として、障がい種別においては身体障がいの相談が68件であるが、精神障がい1,647件、、続いて知的障がいの相談が823件と多くをしめている。 相談の受付方法として、電話の相談が多くあるが、メールを使った相談についても利用をされる方が増えてきている。相談内容としては、福祉サービスに関連する内容が多くをしめており、続いて不安解消、健康・医療の相談が多い。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	難病関連の相談は少なく、専門機関との連携をする機会が少なかった。	連携が行えるように専門機関との連携体制を整備していく。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	1月あたり概ね105件以上の相談対応を行う体制であるが、月平均の相談受付件数として225件で対応をしている。	相談件数は増加傾向になるが、基幹相談支援事業所の役割を知らない方もまだまだ多くおられる。障がい者基幹相談支援センターの啓発を実施できるよう取り組む
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	ストレングスやエンパワメントの視点により、本人が望む生活について一緒に考え、相談支援を行っている。又、必要に応じ計画相談支援につないでいる。医療機関や法律相談、地域包括支援センター、居住支援法人等につなげている。	個人情報の兼ね合いにより、計画相談がついているかの把握が難しい場合もあり、連携をとるまでに時間が必要なケースもみられる。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	福祉サービスを使うことに抵抗がある世帯もあり、支援の必要性を支援者が感じていても、制度につながるまでに時間が必要となるケースにおいては、関係を構築することに時間をかけ長期にアプローチを行っている。	認定調査時に支援者が同席をすることの説明を丁寧にすることで、支援内容が反映することができるよう、関係機関との密な連携を構築していく。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	5	触法障がい者への支援に関わり、又、大阪刑務所への見学や障法障がい者支援の研修を受講する等、適切な対応ができるように努めている。	福祉サービスの調整をする際に、受け入れに難色を示す事業所もあり、受け皿となる事業所の触法の支援スキルの必要性を感じる。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	夜間、休日は留守番電話での対応、必要に応じ個別に携帯の連絡先をお知らせしている。	ニーズに応じ、他の連絡方法についても検討をしていく。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	地域自立支援協議会の中において、地域生活支援拠点等についての説明を実施をしている。	地域生活支援拠点等に登録をしている事業所がほとんどなく、制度についての再周知が必要。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	利用者の方に事業所を選んでもらっているため選定は行っていない。地域自立支援協議会の相談支援部会の中で、受け入れの状況を確認している。地域移行支援については、選定会議を実施をしている。	現状の方法を継続して実施。課題が出た際は、見直しを検討する。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	指定特定相談支援事業所からの後方支援の依頼の相談に積極的に対応し、必要に応じ同行を行っている。 協議会において地域移行制度についての研修をすることで、受け入れを検討される事業所が少し増えてきている。	新規事業所が孤立しないように必要な情報提供を行い、事業所間の連携が図れるよう部会への参加を呼びかける。 淀川区の主任相談支援専門員と共に相談員が気軽に相談できる体制を整えていく。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	地域包括支援センターや子ども相談センター、支援学校、ブランチ等個別のケースを通して積極的な連携を行っている。必要に応じ地域ケア会議3件、要保護児童対策地域協議会7件、つながる場7件への参画をしている。	8050問題もあり、地域包括支援センター等の高齢の機関との連携をさらに強める。又、地域に向けて基幹相談の役割や障がいの理解を伝えていけるよう関係機関との連携を強めていく。

事業所名			淀川　区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	顔の見える関係づくりを大切にし、協議会の活動の実施に努めた。全体で事例発表会、意思決定研修、虐待防止研修、各部会の中においても研修を実施している。相談支援部会のワーキングチームとして、主任相談支援専門員と基幹センターと連携を図る会議を立ち上げている。	ケースからの課題抽出が活発にできるよう努め、地域のニーズに応じ対応できるようにしてきいたい。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	個別事例における情報共有においては、ニーズに応じて必要な会議開催へとつなげている。 つながる場等との共同開催を含め、5件対応している。	担当者会議や法定会議等、つながる場との住み分け等必要な会議開催へとつなげることができるような調整が必要。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	既存の社会資源の課題について意見はあがるが、改善や社会資源の開発に向けての取り組みにまで結びつけることができていない。	当事者からの声、個別のケースからの課題を大切に地域の課題を抽出していき、既存の社会資源の改善について又、新たな社会資源の開発などにつなげるよう、さらに関係機関との連携を密にしていく必要。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	自立生活訓練センターの退院支援に関わったが、障がい者支援施設等からの地域移行に積極的な関わりができなかった。	強度行動障がいの状態を示す者の特性理解をふまえ、地域での支援力の向上を行い、地域での受け皿を広げていく必要がある。 地域連携推進会議の実施ができるよう部会での意見交換を行い、地域との関係を構築していけるようにしていくことが必要。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	自立等に向けた相談においては、福祉サービスの制度説明や、親以外との外出の提案、GHの見学や体験利用等、相談内容に応じ提案を行っている。	親が入院するなど切羽詰まった状況での相談も少なくなく、幅広く障がい福祉サービスの制度について知ってもらい、予防的な支援については継続して実施していく必要がある。 地域から孤立している世帯もあり、支援への難しさがみられている。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	虐待通報・届出等があった際は区役所と連携をし積極的に対応している。令和6年度においては、5件のケースを対応している。	虐待研修に積極的に参加し人権意識を高め、適切な対応ができるよう専門性をさらに高めていく。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	差別ではないかというケースの対応は行ったが、具体的は差別解消に向けた取り組みにまで至らなかった。	ケースにより障がい者差別解消に向けた取り組みにつなぐことができるように努める。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	ケースにより成年後見制度やあんしんさぽーと事業の説明を行い、必要な支援へとつなげている。虐待ケースにおいては、区役所と協力し支援へとつなげるよう努めている。	制度につながるまでに時間を必要とする場合において、制度利用を希望していた気持ちの変化がみられるケースがある。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	各部会を通して、研修会や事例検討などニーズに応じて積極的に実施をし、人材育成へとつなげている。	新規相談事業所が孤立しないように、部会への参加を促し、人材育成へとつなげていく必要がある。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	新規に立ち上げをされる事業所の相談員や現任研修も含めインターバル受け入れとして、31件対応をしている。相談支援専門員との顔の見える関係つくりや、事業所を開設する前より、相談支援部会への参加をしてもらう等、孤立しないように取り組みを実施している。	新設した事業所が孤立しないよう、部会を通して横のつながりも強化していく必要がある。

事業所名				淀川　区障がい者基幹相談支援センター
	3－8　その他の取組み			
				・月に1回、余暇活動としてのフリータイムを実施している。居場所として定着し、ゲームや作品づくり、会話を楽しむ方、生活の不安なことの相談等もみられた。 ・見守り相談室と、障がい特性のや支援について連携会議を実施。 ・月１回淀川スポーツセンターで開催しているふうせんバレーに参加し、参加者からの相談に対応している ・えんじょいのかわらばんやブログにフリータイムの活動の紹介や障がいに関連する情報を発信している。 ・地域の民生委員、淀川区薬剤師会、西淀川支援学校等でえんじょいの紹介や障がい福祉サービスについて周知をしている。
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				・8050問題 行政や地域包括支援センター、見守り相談室等からの相談ケースでは、障がい福祉サービス等の制度利用までに時間が必要であったり、複合的な課題を持つご家族も多くある。関係性をつくるまでに、支援につながるまでにも長期で関わるケースがみられる。医療や警察、消防等、地域との関係機関との連携がさらに重要となる。 障がい福祉サービス利用のための、医療機関の受診が難しい方もおられる、往診での調整をするが、身体手帳関連での往診できる医療機関が少ない。 関係機関からの情報がなく、支援を必要としていても支援につながっていない世帯もあり、障がい者の重度化、高齢化を踏まえ制度の啓発や高齢機関との連携がさらに求められている。 ・緊急時のショート受け入れ ショートの緊急時の受け入れ対応の難しさ、医療的ケアの対応が可能な事業所も少なく他区の事業所を探さざるを得ない状況がある。また、精神的に不安定な精神障がい者の方の利用できる社会資源が少なく、緊急時にショート利用や宿泊等の希望が見られてもつなぐことが難しい現状がある。 ショートの送迎対応をしている事業所も少なく、家族が送迎対応をするケースもみられている。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
	報告日			7月29日（火）
	出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	
		2	相談支援の状況について	
		3	業務に対する自己評価について	・えんじょいのかわらばんの配布や掲載先について。 ・親が抱え込むケースが多く、支援の難しさを同じく感じている。
		4	区における地域課題について	・8050問題について、家族がしらない間に認知症になるケースもあり、信頼関係を構築していくことの大変さを感じる。 ・おやなきあとの生活について、GHの生活にうちて親の気持ちとしては見捨てたと思われる不安と子離れの不安もあり、考えていくことの難しさがある。 ・セルフネグレクト支援においては、根拠法がなく区としても対応が難しい。
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				制度につながっていない、制度を知らない世帯も多くあり、関係機関や地域との連携を大切にし、つながっていくことの大切さを感じる。又、気になる世帯と感じた場合に、親元からの自立に向けての支援へとつながることを、関係機関が意識していき緊急対応時に制度につながるといった事を減らし、おやなきあとについて親が元気なうちから考えていく体制を整えていくことの必要を感じた。 制度の啓発に取り組むが、必要な人のところへ届けられるよう行政、関係機関、地域住民との連携がさらに必要となると感じる

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	東淀川 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和6年度
1－1 実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人Flat・きた
開所曜日	月～金
開所時間	9:00～17:45
同一場所で実施しているその他の事業	居宅介護事業
事業所の特長	センター発足時の母体がボランティア団体だったこともあり、障がい当事者スタッフが3名在籍している。 そのため、新人スタッフもより身近に障がいと接する機会を得ることが出来ており、日頃利用者が言葉にしないことにも想いを馳せることの大切さを認識できている。そのことは、さまざまな機関とも助け合える、連携や協力体制の構築への意識づけにも役に立っている。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	0	0	0 人
兼務	8	2	10 人
計	8 人	2 人	10 人

1－3 専門資格の保有状況

主任相談支援専門員 1名　相談支援専門員 6名
社会福祉士 4名　精神保健福祉士 1名

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
脳性麻痺	月～金	9:30-18:15
弱視	月～金	9:00-17:45
骨形成不全症	月～金	9:30-18:15

1－5 センター業務についての理念・基本方針

『好きな自分で生きていく』生きたいように生きてフラットに支えあう。私たちは障がいのある方が自分で選択し、自分らしく暮らせる社会を目指して居宅介護事業所と相談支援事業所を展開しています。また、地域の社会資源と連携を図りながらより広く専門的な支援の提供を行っています。障がい当事者スタッフと、ともに働く環境の中で「支援する・される」の枠を超えたフラットな関係性のロールモデルになります。私たちはソーシャルインクルージョンの理念を大切に当センターからすべての人が尊重される社会を広げて行きます。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	100	760

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	175	2096

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1228 件	56 件	320 件	303 件	189 件	0 件	2096 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	31	1	2	0	0	0	0	4	0	0	0	1	39
	聴覚	3	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	1	12
	肢体	106	3	35	3	0	1	5	47	2	0	8	4	214
	内部	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	141	5	38	3	0	1	5	58	2	0	8	6	267
難病		3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6
重症心身障がい		19	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	20
知的障がい		234	19	64	106	0	13	76	118	4	1	32	12	679
精神障がい		405	19	79	114	1	4	86	162	21	1	12	16	920
発達障がい		81	4	12	9	1	2	6	35	3	1	1	0	155
高次脳機能障がい		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
そ の 他		29	1	2	0	0	0	11	1	1	0	1	2	48
合計		912	48	195	233	2	20	184	378	31	3	54	36	2096

2－2 相談支援に関する分析

障がい別で委託相談の内容を分析すると、「精神」「知的」が大半を占めていた。
この傾向は前年度とも変わらずではあるが、精神障がい者・発達障がい者対応が年々増加しており、全体件数の76パーセントを超える数字となっている。
相談内容に関して、「福祉サービスの利用等に関する支援」が数を伸ばしており、福祉サービスを利用する相談が多いという状態で、全障がいで福祉サービスが浸透し、積極的に利用しているという結果となった。
更に依頼元別件数を分析していくと、「福祉サービス事業所」からの相談が最も多かったため、福祉サービス事業所から相談したいケースも存在することが判明した。

事業所名		東淀川　区障がい者基幹相談支援センター		
3　業務に対する自己評価				
3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	新規依頼は職員会議の場で共有し、可能なように方向性を見据えた上で、担当を決めて対応している。対応に行き詰った際も会議でで対応を検討し進めている。また日ごろから他の基幹センターや関係機関との交流を重視し、情報を集めることを意識している。	会議での共有や他機関との積極的な交流など、コミュニケーションを増やすことで、支援の幅は広がってきていると感じている。今後もより幅広い分野、地域の期間との連携を図っていく。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	相談者数は年々増加している。相談内容も複合的且つ複雑化しており、相談者数に比して要する時間は増大している。相談内容は多岐に渡るため、職員全員の対応力の向上を図る意味でも、ケース共有を重視している。	業務量が増大している反面、記録が追いつかず、結果に反映されていないという側面がある。記録方法についても検討し、日々の仕事が実績として反映されるような工夫も必要と考えている。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	3	本人が抱える課題が大きい方ほど、その方のストレングスを重視し、一緒に課題に取り組むという姿勢をもって対応している。ストレングスに着目しそこに働きかけることで本人がエンパワメントされ、積極的に生活の改善に取り組んでいただけるようになることも実感している。	目の前の課題に気を取られ、ストレングスやエンパワメントの視点で関わることが難しいと感じ、支援する側の気持ちが保てなくなることもある。これまでにも実践していることだが、担当者レベルや当事業所のみで抱えるのではなく他機関の知恵を借りながら、常に利用者のストレングス・エンパワメントの視点を忘れず取り組んでいく。
3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	専門資格に関して、相談支援専門員は2名取得し、この5年で社会福祉士を3名雇用して複合的な課題を多角的に捉えるような体制を整えていった。問題が長期化している事例に関しては、自立支援協議会でのケース検討、区内地域活動支援センターなどの協力もいただき、検討を重ねて解決の糸口を見つけている。また、つながる場を活用し、区全体で課題に取り組んでいる。	近年、精神障がいをもつ方が爆発的に増加しており、対応できる事業所が限られるなど地域課題となっている。複合的な問題を抱えてるケースの対応に関して、基幹センターという立場上、できるだけセンター内で努力しようとしすぎてしまう傾向がみられたので、更に協力体制を強固にしていく必要がある。
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	地域定着からの相談・地域定着への依頼も相互にある状態で、触法障がい者への支援の相談は行える体制である。触法障がい者を受け入れてもらえる社会資源が少ない現状があるが、他区基幹センターとの情報交換にて、触法ケースを受け入れられる社会資源の情報交換も行っている。	法律に精通している関係者が少なく、触法に関する法律の事象が出てきている。 今後は触法障がい者に対する法律の知識を取り入れ、外部研修を活用し、支援を適切に行えるようにしていく。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	夜間休日に関して、ボイスメールで電話が転送されるようになっており、月に一回担当者を決め、対応できるようになっている。対応した情報に関しては当センターの連絡網にて情報共有されている。	連絡体制体制は整っているが、夜間の急な対応時に遠方に在住のスタッフや当事者スタッフが身体機能上動きにくいことがあり、近隣在住スタッフのみの対応となるため、整備が必要となっている。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	2	地域生活支援拠点等登録事業所は当年度1件あり、登録事業所には当センターから登録に向けての説明を行い、役割に確認を行っている。	地域生活支援拠点等の登録を行っていただいてはいるが、実際利用する機会は少ないという状況であることと、登録事業所が増加しないという課題があるため、自立支援協議会内での再度の説明と呼びかけが必要となっている。
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	新規の計画相談の依頼に応じられる事業所が少ない中、他区の相談支援事業所とも積極的に交流を図り選定依頼を行うようにしている。選定にあたっては事前に利用者に連絡を取りニーズの聞き取りを行っている。そうすることでミスマッチを減らすことのみならず、相談員や福祉サービスの必要性を確認する機会にもなっている。	選定依頼の方に連絡を取っていることで計画相談事業所とのミスマッチを防ぐことが出来る反面、連絡のつかない利用者は選定できないという状況になっている。選定が進まない事態は防ぐ必要があるので、対策を立てる必要がある。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	2	当センター職員が東淀川区自立支援協議会の部会長を務めている為、国の制度情報の提供や、情報交換をその場で行っている。 相談部会で、「フリートーク」の時間を設けて、事前に今困っている事などをアンケートで集め、部会で話し合い、個別相談も承っている。	それぞれ個別の事業所とのかかわりが、業務が多忙になるにつれて薄くなっている傾向が課題なため、当センターの組織としての交流が可能な仕組みを組み立てていかなければならない。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	3	地域包括支援センターの交流として、年一回、地域包括と基幹センター、相談部会員が集まり、お互いの情報交換や、疑問質問等を話し合う場を企画している。 つながる場に関しては、参集がかかった場合、当センター職員が必ず出席している。	現状では年一回のみの他分野交流会となっているため、開催感覚を短くし、より高齢と障がいの情報齟齬をなくしていかなければならない。 つながる場に関して、つながる場に乗る前の段階で区役所と連携し、解決していく仕組みを構築しなくてはならない。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	2024年度より当センター管理者が自立支援協議会事務局長に就任し、協議会開催前に会長を中心に協議会役職者が集まり、区の現状課題や研修の企画、議事進行内容の確認など、密に連携をとり、協議会の活性化につながっている。 各部会長とも連携を中心的に行い、協議会のつながりを構築している。 各部会には当センター職員をすべて配置し、情報があつまりやすいように心がけている。	相談支援事業所が増加しないということや、区内の相談支援が新たにケースを取れない状況が続いている状態で、協議会としてこの課題を分析し、解決しなくてはならない。 自立支援協議会の知名度が一般の方にはまだ低いため、取り組みとして、祭りや区のイベントにも出展し、自立支援協議会の啓発を行う必要がある。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	協議会での個別事例で情報共有は行ってはいないが、これまでの共有方法（実名を出さない方式）での事例検討は各部会で行っており、それぞれの部会の専門性（精神部会では医療・就労部会では就労関係の相談）があるため、そのケースに応じて相談できる事例検討が可能。	各部会での連携を強化し、交流を行いやすいような仕組みを作り、活性化をすることが今後の課題となる。 事例検討の機会を更に設け、つながる場に通じるケースの発見を検討する。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	新たな社会資源との関連の取り組みとして、協議会の主要メンバーで他区協議会の見学を行い、自区の協議会との違いや、改善策のヒントを得ている。その中で新たな社会資源の発見もあるため、自区の協議会会員に情報提供し、新たな社会資源を発見、開発を行っている。	社会資源が増加している一方、疑問視をしている事業所も増加している。 協議会として改善が困難な部分になってくるため、どのように方策を練っていくか検討していかなければならない。

事業所名		東淀川　区障がい者基幹相談支援センター		
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	生活保護施設から退所し、地域移行の相談の事例が増加している現状があり、適切にコーディネートできるように優良な居宅支援法人との連携を強化している。障がい者施設に関しては、当センター当事者が施設に訪問し、電車の乗車、買い物に一緒にいくというILPの企画を立てて地域移行推進の取り組みを行った。	地域移行を行うにあたって、最近の実情から物価高騰となっているため、家賃や家電の価格上昇に伴い、一人暮らしして地域移行するための費用が以前より高くなり、ハードルが高くなってしまうことも考えられる。 地域移行を考えるにあたって、移行するだけではなく、その後の生活が軌道に載るか、しっかり検討が必要であり、一緒に当事者と考えていく必要がある。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	8050問題の予防のため、将来的に共依存関係とならないよう、できるだけ早期の自立を促すよう心がけている。 既に8050問題が進んでしまい、自立が困難なケースに関してはセーフティネットを張り、支援者一同で保護できるように意識し、支援を行っている。	親が子を離さない、区役所からの訪問も拒否するケースに関して、どうすることも不可能な状態となることの対応をいかに支援するかを検討しなければならなかったことが反省点であり、今後、支援拒否に関してどう対応すべきか学んでいく。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	虐待通報や届け出に関して、区役所と連携を取り、仮に虐待通報に成りえるケースの場合、その前段階から区役所虐待対応担当者と連携を取るように心がけている。 虐待対応研修にはすべて参加し、内部研修や朝礼で虐待通報ケースや虐待になる可能性があるケースに関して共有を職員間で行っている。	虐待の判断や通報に関しては適切な連携を図って対応を行っているが、虐待が起こる原因やどういった環境、心情で虐待に至ったかという分析まで考え、虐待に関する深い知識と検討力を更に強化することが今後の課題となっている。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別の相談があった場合の対応策に関しては、明らかに障がい者差別ではない場合も存在する時もあり、その対応策に関しては、部門長職員に共有し、当センター全体で検討するようにしている。障がい者差別解消に関する取り組みは当センター当事者が区内の高校や小学校に訪問し、福祉教育を行い、障がい者差別解消に取り組んでいる。	障がい者差別に関して、どこまでが差別なのかそうではないのかという判断に困るケースも出てきているため、今後、研修を受講していくと共に、様々な基幹センターとつながりをもち、情報共有を行って、事例の蓄積を行っていく。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	3	近年、近い親族からの権利侵害が起こりえる状況が発生することが続いており、権利擁護に関しての知識が問われている状況で、どの制度につなげるかの判断が重要なため、当センター内で豊富な知識を持った職員を「相談支援部門長」として設置し、適切な支援につなげられる判断を可能とする仕組みをつくり、的確な判断が可能となった。	東淀川区内ではあんしんさぽーとの件数が非常に多く、受け入れが困難となっている状況もあり、事前に社会資源の状況を把握し、どの制度が適切かを当センターで情報収集する必要がある。 権利侵害に関わる状況であれば、警察や法的資源などの知識も必要となるため、その知識を蓄える機会を作ることも課題となっている。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	2	相談支援部会にて、当センター職員が研修会の企画から運営を行っており、当区の相談支援事業所が研修を受講できる体制となっている。 当センター独自での研修会や事例検討は現状行えていない状況。	当センター独自の研修会の企画や事例検討の開催をできるような環境を整え、整備していかなければならないが、現状、実現ができていないため、今後の課題となっている。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	3	インターバルに関して、受講希望者はすべて受け入れており、主任相談支援専門員を中心に知識豊富な職員で対応を行っている。	相談支援事業所の新設、職員増員に関しては、今後検討しなければならない課題となっており、インターバルを受入れ、新規人材には相談支援での協力を声かけしているが、新規人材が相談支援を行わない事例もあり、急務課題となっている。
3－8　その他の取組み				
		○みんなで和っしょい○ 自立支援協議会主催で東淀川区役所最寄りの多幸公園において「みんなで和っしょい」という障がい者と健常者との交流をテーマにしたフェスティバルを去年に引き続き先導し、開催した。 東淀川区自立支援協議会が主催で、半年前の6月から実行委員会が結成され、近隣の障がい者就労支援事業所、児童発達・放デイ事業所等を代表した職員が集まり、毎月会議を重ね、イベントのビンゴゲーム景品を地元商店から提供を受けたり、出店の店舗（カレー・から揚げなどの食べ物、飲料、革製品の販売）を計画した。 昨年度に引き続き、多くの来場者に来ていただき、健常者と障がい者の垣根も関係なく同じ時間を過ごすことができた。 ○障がい者スポーツフェスタ○ 自立支援協議会主催で東淀川区役所内の区民ホールにて、障がい者スポーツフェスティバルを当年度も開催した。「ボッチャ」のみに協議を絞り、参加者にはルールから説明を行って漏れなく楽しめる運営を行った。 ボッチャ指導員の方々に当日の試合の審判員を務めて頂き、地域の障がい者施設の団体参加者や地域にお住いの障がい者の方の個人参加者(一般)により、それぞれチームを構成し、障がい者スポーツ振興の一端を担う事ができた。 ○中学・高校での講演会○ 当事業所の当事者スタッフが中学校と高校を訪問し、今までの体験談を伝える講演を令和5年度は高校と中学校の二回行った。当事者に触れあう事が少ない学生に、障がいの理解に対してのアプローチを行う事が出来た。 感想文も福祉や障害に興味を持つ内容が書かれている事が多く、将来福祉に興味を持ってもらい、この仕事で働く人材の増加の思いも込めて講演会を行った。	
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
		東淀川区では精神障がいをもつ方や障がい者人口が増加しており、区全体的に対応に追われている状況もあり、喫緊の課題になっている。 増加する人口に対応するための人員確保体制や対応力を身につけ、その課題を解決するためには、複数事業所で協力しながら支援を行い、チームとして団結しながら進めていくことが重要となっている。 適切な支援を行うにあたっての知識や情報の蓄積が必要であり、協議会をはじめ事業所同士のつながりを作るため、基幹センターと区役所との連携強化が必要であり、その体制づくりをすることにより支援力強化につながる。 そのため、自区だけではなく、他区との交流も行い、他区に支援が移る場合でも適切に移行できるような体制を基幹センターで作らなけらばならない。 広い範囲での社会資源を開発していき、他区を希望する利用者の方が市内どの場所へ行ってもスムーズに移行できるよう準備をする必要がある。 今後も多職種連携を意識し、強固な支援体制づくりを行っていく。	

事業所名				東淀川　区障がい者基幹相談支援センター
5　自己評価を終えて				
5－1　区地域自立支援協議会での報告				
	報告日			7月22日
	出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	・社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職の増員による体制強化をしていただけてるのはありがたい ・相談支援の実情がよくわかった。医療との連携が必要であれば協力させて頂きます ・地域で解決していける体制をみんなで作っていければと思います。
		2	相談支援の状況について	・基幹センターだけでは解決できないこともあるのと思います。そのために自立支援協議会のチームで解決できるようにしていきたいです。また、多職種連携に取り組んでいると思いますので、相談支援事業が疲弊しないよう、協力体制を構築していくことが重要と思います。 ・東淀川区の相談体制の要は相談部会だと思います。元気に活動していけるように作り上げていきたいです。 ・選定に関して、方法をもう一度検討することが必要かもしれません。
		3	業務に対する自己評価について	・記録が追い付いていないことに関して、明日にでも対応しないといけないと感じますそれに関して、多角的な対策が必要と思います。 ・AI技術も取り入れることはどうでしょうか、ICT等も活用していくのも手だと思います。 ・多職種連携に取り組んでいることが良いと感じました。
		4	区における地域課題について	・発表であった、埋もれた虐待について一緒に考えていきたいです。 ・埋もれた虐待に関して高齢分野と同じような課題抱えている。協同してみてはどうでしょうか。 ・福祉教育の取り組みは良いと思います。将来的な新規人材も見据えて、若者へのアプローチとしてバリアフリー点検を一緒に行うのはどうでしょうか。 ・歴史のある相談支援事業所と連携会議を行い、相談支援についてどう感じているか意見交換をして東淀川区の相談支援体制を見つめなおすのもいいかもしれません。
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
				相談支援の状況において東淀川区は厳しい状況にあり、自立支援協議会での団結協力し、相談支援体制の見直しを区全体の問題として行うことが必要と感じました。今後、将来的に東淀川区の福祉体制の強化を可能とするために福祉の志を持って将来働いていける人材の育成が大切と感じました。 基幹センターにしかできない、教育と福祉の連携、障がい者と健常者のふれあいの機会を増やし、本当の配慮とは何かを若い世代に理解してもらい、障がい者に対する理解と健常者の思いをすり合わせることが大切と感じました。 また、業務が多忙となり記録や業務体制の課題を発見したので、業務に関する専門チームを事業所内で作り、全職員が業務に対する意識をしっかり持てるような体制づくりを構築していくことが今後の課題になるので、この課題に対して取り組んでいこうと思います。 また、上記にもあるように精神障がい者の方が増加し、対応に関しても多岐に渡ってきています。 精神障がいに対する研修や、対応方法を当センター内での強化事項と感じ、取り組んでいこうと感じました。 そして、難ケースに対する支援体制に関しては、より多くの事例を集め、支援の柔軟性を更に増していくことが必須です。そのために他基幹センターとの連携をはかり、情報交換が必要と感じます。 当センターとして、他基幹センター、他区事業所との連携を昨年度から強化しており、地域特性についての情報交換を随時行っています。東淀川区からどこの区に利用する方が転居しても、スムーズに移行できるような体制づくりを行い、支援に困らないような形を作っていくことに取り組んでいこうと思います。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			東成区障がい者基幹相談支援センター			
1 相談支援事業の概要			令和6年度			
	1－1 実施状況について					
		法人名称	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会			
		開所曜日	月～金			
		開所時間	9:00～17:45			
		同一場所で実施しているその他の事業	指定相談支援事業所 東成育成園			
		事業所の特長	昭和62年より運営している本体事業所に対する理解や認知が広まっていることに加え、地域療育等支援事業の頃から相談支援業務に携わっている事も影響し、当事者、ご家族からの相談のみならず各関係機関からの相談も多い。また、令和6年8月より、事務所の外出しを行い、相談者が気軽に来所しやすい事務所となっている。			
	1－2 職員の状況					
			常勤職員	非常勤職員	計	
		専任			0 人	
		兼務	4		4 人	
		計	4 人	0 人	4 人	
	1－3 専門資格の保有状況					
			社会福祉士3人、精神保健福祉士2人、主任相談支援専門員1人、相談支援専門員4人			
	1－4 ピアカウンセリングの実施体制					
			障がい名	実施曜日	実施時間	
	1－5 センター業務についての理念・基本方針					
			・相談員は、自己の価値観を押し付けることなく、利用者及びご家族や関係者の話を傾聴し、信頼関係を築きながら、環境や状況ならびにニーズを把握し、表出していない潜在的なニーズにも目を向けつつ、抱える問題を軽減、解消できるよう誠実な対応に努めます。 ・広く地域に根差し、障がいがある方のその人なりの暮らしの営みに関わり、必要とするサービスへと繋げていきます。また、必要なサービスがない時には社会資源の開拓、開発を検討し、関係機関と障がいがあってもなくても誰もが住みやすい共生社会の構築に努めます。			
2 相談支援の状況						
	2－1 相談支援実績					

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	129	223
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1542	1542

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1059 件	36 件	136 件	148 件	128 件	35 件	1542 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	26	5	9	1	0	0	3	0	0	0	0	6	50
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体	41	3	0	8	0	0	0	1	1	0	4	7	65
	内部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	計	68	8	9	9	0	0	3	1	1	0	4	14	117
難病		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
重症心身障がい		37	8	65	0	4	1	0	1	0	0	0	0	116
知的障がい		232	7	49	31	4	14	23	5	2	1	13	38	419
精神障がい		461	11	121	61	4	11	47	14	10	1	6	45	792
発達障がい		12	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	4	19
高次脳機能障がい		8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10
そ の 他		43	5	0	2	0	2	1	0	3	0	2	8	66
合計		864	40	245	105	12	28	74	21	17	2	25	109	1542

事業所名			東成区障がい者基幹相談支援センター	
2－2　相談支援に関する分析				
	令和6年度（2024年度）における相談受付及び支援件数は1,542件で、月平均120件を超え、前年度より大きく増加しています。 昨年度に比べると、視覚障がい、知的障がい、精神障がいのある方の相談の増加が顕著でした。また、認知症の相談が少しずつ増え、障がい福祉サービス事業者からも、認知症への配慮の仕方などがわからず、センターに問い合わせが来ることもありました。そして、医療的ケア児者からの相談も増えてきています。当センターには医療的ケア児等コーディネーターが在席しており、ニーズも増えているようです。 相談方法は電話やメール、来所、訪問等すべてで増加がみられましたが、特に同行での支援は2倍近くに増えており、1つの相談に時間がかかるものが多かった印象です。 例年に比べると多かったのが、遠方から区内グループホームに入居するから…や、就労A型事業所や就労移行支援事業所から利用するにあたってつける事が条件と言われたので…等と計画相談支援を探してほしいとの依頼が多くありました。また、本人からでなく、事業所から直接連絡が来ることなどもありました。			
3　業務に対する自己評価				
3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	当センターは長く地域に根差し、3障がいそれぞれの専門団体がおり、聴覚障がいのある方においてはろうあ会館、難病等においては、医療連携の協力を仰ぐなど、様々な専門的機関との連携を取っています。	
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	受託の際の基準とされる相談件数は常に超えた相談件数を受け付けることができております。今年度は昨年度より相談件数が大幅に増えており、新規の相談件数も増えています。	
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	自立支援を念頭に、本人の思いを主軸に、強みに着目し、本来持っている力を伸ばす支援を心がけ、長く地域に根付いている事業所であるからこそもっている幅広い地域資源との関係を駆使して、適切な専門機関等へとつなげていく等の支援に努めました。	
3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援専門員、医療コーディネーター等を配置しています。今年度は、医療的ニーズの高い方の相談も増えています。 また、複合的な課題や、問題が長期化している事例などは、様々な視点からの支援の検討行うため、つながる場支援会議や、その顔の見えるつながりにて、招集した支援チームにてかかわりを持ちました。	
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	今年度はよりそいねっとより相談受付件数が8件、警察からの受付件数が5件でした。数としては多くはないですが、毎年、1～2件は相談があります。今年度のうち1件はひとまず当センターの併設の相談支援事業所にて計画を担当しました。	触法障がい者への支援においては、出所後すぐはより丁寧な支援を必要としていることから、従来のシェアタイプのグループホームを探されてることが多い。しかしながら、最近、区内にできる新しいグループホームはワンルーム型が多いため、区内には受け皿が少なく、課題であると感じています。
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	事業所では災害や感染症のBCPを作成して準備を行っています。また、今年度より、法人全体にて緊急連絡網、安否確認システムとして「オクレンジャー」を導入し、緊急時の連絡体制を強化しています。	
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	様々な社会資源と連携がとれ、面的なサービスはおこなえており、緊急時の受け入れ先等、地域としてすぐに対応してくれる事業者は多いと思います。ただし、地域生活支援拠点については、協議会でのプレゼン等、その必要な手続きの煩雑さにくらべてのメリットを事業者があまり感じておらず、登録事業所の増加には繋がっていません。	
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	自立支援協議会の部会である相談支援部会において、選定会議を毎月開催し、公正な選定を行っています。また、選定会議では間に合わない場合や、基幹にて選定を行う事が妥当であると判断した時は、基幹相談支援センターにて個別に選定し依頼しています。	選定会議で選定できなかった場合、他区の相談支援事業所にも依頼する事が多い。また、区内相談支援事業所において、相談支援専門員の増員があまりなく、むしろ、やめていかれる方が昨年度はおられた。長く区内で相談支援専門員として活動してもらえる為にサポートしていき、相談支援専門員として、スキルが身についた頃に、様々な事情はあると思われますが退職されていくのは非常に残念に感じています。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	相談支援部会等において、地域移行、地域定着支援の現状について話し合う機会をもっています。計画相談支援においては、サービス等利用計画の書き方の助言や、サービス担当者会議への参加、日ごろの電話等での助言などを積極的に行いました。	
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	当区のつながる場は毎月開催を行い、様々な相談支援機関と顔を合わす機会を設けています。今年度は子育て支援が参画し、ヤングケアラー問題なども積極的に議論されました。また、つながる場の会議以外でも、顔の見える関係ができているので、つながる場等のメンバーでそれぞれ、連絡を取り支援チームを組み、複合課題に取り組む事ができました。	

事業所名			東成区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	区自立支援協議会の代表は基幹相談支援センターが行っており、事務局である区とともに運営にあたっています。自支援協議会の部会である事業所部会では基幹相談支援センターが主催している任意団体の事業所連絡会の代表が集まり開催しており、相談支援部会においても、進行を行うなど主体的に運営を行い、活性化に努めています。	
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	個別事例においては、協議会においては現在行われていません。 事業所部会においては、架空事例を用いて、研修などを開催しました。	個別事例については、個人情報の取り扱いや、他法定会議（地域ケア会議、自立支援困窮の会議等々）との整理が出来ていないと言う事を区より聞いており、具体的にどのような事例であれば検討可能かなどの具体的な話を待っているところです。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	事業所部会では、社会資源の質の向上を目指し、障がい福祉サービスの事業所のスキルアップの為の研修や勉強会を開催しています。	
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	当区に入所施設がない事もあり、障がい者支援施設の地域移行の相談はあまりない。ただ、年限がある障がい者自立センターからは、年に1回程度は相談があるが、今年度はなかった。精神病院からの地域移行の相談は今年度も併設している地域移行相談にて支援を行っていました。	地域移行の依頼件数が少ないため、掘り起こしをどのようにしていくかは課題です。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	今年度は親元からの自立についての相談が増えている印象です。一人暮らし体験事業に関する問い合わせも数件ありましたが、お話をしてみると、結局ニーズとしては、他サービスにて対応する事が適切であることがほとんどでした。	
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	今年度は虐待通報がありませんでした。虐待通報について、適切に対応することはもちろん、虐待の芽を見逃さない為にも、感度を高めるように、日ごろから事例を用いた検討などをセンター職員でも行いました。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別に関する通報等は今年度もなかった。	障がい者差別に関する相談がない事が課題。職員が相談者の話しにしっかりアンテナをはり、差別に関する感度を高められるよう研修などに参加していきたい。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	成年後見制度の利用支援は制度の説明や、具体的な手続き支援なども含めて、年に数回は依頼があり行っています。あんしんさぽーとについては、当たり前ではありますが、利用したい方は、金銭管理の支援が必要な方であり、借金があるなど課題を抱えてる方が多い。しかしながら、あんしんさぽーとに依頼をすると、担当者からは借金のある方は利用できないとの話をされるため、利用につながる事はありませんでした。	
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	自立支援協議会の相談支援部会において、計画相談支援の研修を行っています。また、今年度は、虐待研修の企画において、事例を用いて、虐待の芽となるケースを皆で話し合う機会も持っています。	
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルの数は年々増加しており、東成区だけでなく他区の事業所よりも依頼がありました。 特に一人事業所等、相談支援専門員が新しくなられた時などは、相談支援のスキルアップの為に、同行支援や、サービス等利用計画の作成支援等を行っています。	
3－8　その他の取組み				
		・例年、社協、障がい者団体、防災介助士と障がいのある方の防災検討チームを主催しています。今年度の成果物は災害時等支援計画で、自助の観点から作成したツールです。自立支援協議会を通し、区内相談支援事業所へ提供を行う事ができました。 ・地域の小学校からの依頼で福祉教育を行いました。福祉教育のニーズが高い事がわかったことから、教師も含め、福祉の専門の人でなくても使える福祉教育プログラムを自立支援協議会の協力のもと作成を行い、校長会、教頭会に提案の上、東成区社協が窓口の福祉教育プログラムの一つにしてもらう事ができました。	

事業所名				東成区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				・指定障がい福祉サービスのコンプライアンス問題… 障がい福祉サービスにおいて、不適切な支援やそもそも行うべきサービスを行わない事業所が増えています。事業種別により違う課題が出ていますが、例えば、本人同意無し、もしくは理解していないのも関わらず、勝手に受給サービスの申請を代理で行う、就労継続支援等において在宅サービスを謳っているが実際は支援を行っていない、グループホームにて生活支援を行っていない等々、あげればきりがない状況です。意識改革やスキルアップを図ろうと、事業所の集まりなどを開催するものの、不適切な支援を行う事業者はそもそも参加をせず、アプローチができない状況です。 ・移動支援事業の課題… 移動支援事業においては1人で余暇活動等を行う際に1人で移動が難しい方にとっては生命線であり、最低限の文化的な生活を行う上で重要な支援と感じています。 一方で ①報酬単価が他の事業に比べ低い為、行う事業者が少ない。実際、事業を行っていても、居宅介護とセットでないと受けれない等の話をよく聞く。 ②土、日は特に利用者が多く、ヘルパー不足で利用できない。 ③一人で移動できる方が、例としては、一人ではさみしい事もあり友達としてのような利用の仕方を　する等があり、本来本当に必要な方が利用できないこと。 ④事業者側も、51時間すべて使い切ろうとして、本人のニーズが無くても、ヘルパー側が時間があるからと本人を連れまわす。 等、様々な課題が出てきています。
5　自己評価を終えて				
5－1　区地域自立支援協議会での報告				
	報告日			令和7年6月13日
	出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特に出ませんでした
		2	相談支援の状況について	同行が増えていることについては具体的にはどんな事が同行が増えているのか→ケースにより様々ではあるが、手続等の手順がわからない、コミュニケーションが上手く行かない為等が多かったように感じています。 計画相談支援を利用したいと事業所からの依頼がよくあったとあるが、どのような事業所からか→就労A型や就労移行が多かったと感じている。就労の安定の為、生活支援が必要となり、相談先がないのでと言うところが多いかと思う。グループホームからの依頼もあったが、遠方から区に引っ越して来られ、以前住んでいたところでは、計画相談支援をつける事が必須で…と言う相談も多かった。
		3	業務に対する自己評価について	災害時等支援計画について非常に興味があるが、もらう事は可能か→ひとまず相談支援部会にのみ、ツールを提供していたが、特に任意団体での作成物なので、配布は可能。また、事業所連絡会等を通して、配布させていただく。
		4	区における地域課題について	地域課題として、挙げてもらっていることは本当にそうで、事業所の不適切なサービスについては、きちんとしている事業所があおりを受けてしまう。移動支援についてはなかなか事業所が見つからず、困っている事がある。 在宅就労等の不正についてなどの件について、事業所の質の課題であるが、指定権者に伝わっているか→委託元である福祉局に報告は入れ、共有してもらうと言う事はよく聞いている。どのように動いているかまではわからない。
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
				今年度は災害時等支援計画の更新や福祉教育プログラム等、成果物も多く、今後に活用可能な物となった事は良かったと感じています。東成区には社会資源も豊富で、多職種とのつながりは他区に負けない、チームワークがあると改めて感じました。一方で①地域生活支援拠点が増えていない②個別事例の検討会について進んでいない③入所施設からの地域移行が進んでいない④差別事案について通報がない（通報であると認識できていない？）等々、課題も再認識ができました。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	生野　区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要	令和6年度
1－1　実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人　自立支援センター・エポック
開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日は除く）必要に応じて土曜日開所
開所時間	午前9時～午後5時30分
同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業 指定自立生活援助事業
事業所の特長	障がいのある人々の地域での自立と社会参加を目指し、そのための支援・啓発活動を行い、また障がい当事者スタッフがロールモデルとしてピアカウンセリングや自立生活プログラムの技術を用いて、地域で自立した生活を送れるように相談支援を行う。

1－2　職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	1	1	2 人
兼務	8	1	9 人
計	9 人	2 人	11 人

1－3　専門資格の保有状況

相談支援専門員（初任・現任）、主任相談支援専門員、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉士、保育士

1－4　ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
知的障がい	金曜日	13:30～15:00（相談者に応じて）
精神障がい	金曜日	10:00～17:00（相談者に応じて）
身体障がい	金曜日	不定期（相談者に応じて）

1－5　センター業務についての理念・基本方針

基本方針としては、住み慣れた地域で1人の尊厳ある個人として、当たり前に生きていけるような関係作りを目指し、障害者権利条約第19条の「他の者と平等を基礎として、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」に則り、地域での自立した生活を支援するための相談支援センターの運営を目指す。

地域特性としては、高齢者も多い地域であり、高齢と障がい、その他様々な複合課題を持つ世帯が多くなっている。
当法人が区障がい者相談基幹支援センター事業を受託してきた実績から、区内の地域包括支援センターとは既に協力関係が構築されており、地域包括支援センターの定期連絡会や地域ケア会議に参加、日常的に協力連携できており、継続して取り組みたい。

また外国人住民の比率が大阪市24区の中でも最も高く、特に生野区人口の約2割に値する在日外国人（特に韓国・朝鮮人）に対しては、歴史的・文化的・制度的な背景や置かれている状況等を踏まえた生活支援が必須であると考える。
職員にも在日韓国人が従事していることから、そのネットワークを通じて関係を広げ、在日韓国・朝鮮人支援をされている関係者とも協力していく。
同時に、福祉サービスが充実していく中で、福祉の視点が欠落した不適切支援が問題となっている。サービスの質・中身についても注視し、障がい者の人権が損なわれないよう、各事業所・関係機関と連携を図りながら運営を継続する。

2　相談支援の状況

2－1　相談支援実績

①相談者数

月当たり相談者数	年間実相談者数
72.7	356

②相談受付件数及び支援件数

年間相談受付件数	年間支援件数
2211	2536

③受付方法別件数

電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
1550 件	47 件	181 件	361 件	69 件	3 件	2211 件

④支援件数の内訳

		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	聴覚	44	4	1	3	11	8	2	2	1	2	14	3	95
	肢体	78	11	6	10	0	0	3	0	0	0	10	4	122
	内部	16	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	23
	計	156	18	8	15	11	8	5	2	1	2	24	8	258
難病		106	3	5	3	1	4	12	1	9	0	0	0	144
重症心身障がい		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
知的障がい		250	34	19	67	8	34	16	13	10	38	38	11	538
精神障がい		588	56	74	143	6	70	60	23	22	17	52	36	1147
発達障がい		7	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	2	13
高次脳機能障がい		60	16	6	10	0	3	1	29	24	0	0	0	149
そ の 他		152	16	5	5	6	6	5	3	11	1	21	26	257
合計		1322	143	117	243	32	126	99	71	80	58	135	83	2509

事業所名			生野　区障がい者基幹相談支援センター		
2－2　相談支援に関する分析					
			・障がい種別は精神障がいの方が全体の48%を占めている。 ・委託相談事業における個別相談件数が急増しており、基幹センターの認知は進む一方で、「障がいがあるから」と一律に繋がれるなど、本人のニーズに基づかない対応が課題となっている。 ・福祉サービスに関する相談が増加しており、特に「グループホームを出たい」「計画相談を変えたい」「計画相談をつけてほしい」といった相談が多い。 計画相談支援における事業所変更件数は前年度比で35%増加しており、生活環境や支援ニーズの変化に伴う調整要望が高まっている。 計画相談を必要とする利用者には、複数の相談支援事業所の情報を提供し、本人が主体的に選択・決定できるよう支援を行っている。また、協力事業所とも連携し、より丁寧で柔軟な相談体制の構築に努めている。 ・区内では、グループホームおよび就労継続支援B型の事業所数が他区に比べて著しく増加しており、市外・府外からの相談件数も増加傾向にある。 その一方で、利益優先の「障がい者ビジネス」と指摘される事業所も散見され、関係機関でサービスを囲い込む不適切な支援実態や是正困難な構造が課題となっている。 ・契約上「住居」から、知らない間に第三者によって「福祉施設・グループホーム」に用途変更ケースなどが挙げられる。 ・困難な相談ケース ・自立支援協議会・個別支援検討会議やつながる場等を活用し、区保健福祉センター・地域の連絡会とも多職種連携をとり支援を行うよう努めた。 ・障害福祉サービス事業所等から、対応やスキル相談が増加してきている。 ・触法のある方に対しての支援 ・弁護士・後見人・他市の相談支援機関など多方面からの相談経路が拡大している。 ・地域となんの関係もない方が、安易にグループホームに調整され、計画相談の役割・機能が活かされず、管理・制限のある地域生活に陥る。 ・定着支援センター、グループホームとの連携や居住地特例− 適用下での支援調整の難しさと地域側の受け入れ体制整備の課題があり、個別事例検討部会で検討した。 ・障がい児支援の連携相談が増加 障がい児入所施設に措置入所している児童の成人後の生活移行において、グループホームへの移行が前提となり、本人の選択肢や経験の機会が十分に確保されていない状況が見られる。また、生活基盤となるグループホームが決定された後、年度末ぎりぎりで移行相談の依頼が入るケースがあり、十分な準備期間が確保されていない。 ・要保護児童・要支援児童は、相談員をつけることが目的化し、福祉サービスの本来の必要性が誰にあるのかが明確になっていない状況が見られる。	
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	基礎を押さえた上で、専門的な相談内容については、専門機関と連携をしチーム支援で対応している。 熱ワークを活用し、相談支援部会で高次脳の研修を開催し、特性の理解を深めた。	
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	2	相談者数や相談件数が増加している。 他機関、他市区町村等との連携を含めた動きが多くなっている。 必要とされる人員・支援量は増加している。	基幹センターの相談内容の範疇を超えた相談が 区役所や関係機関から、相談内容を精査されずに障がいがあるからと、安易に基幹センターに繋げられている。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	毎朝ケースを共有し、問題や課題に着目せず「本人の強み」からケースワークを行っている。 毎日の積み重ねから、職員全体が「強みから始める」というスタンスが当たり前になっている。	
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	つながる場や地域ケア会議などを活用し、関係機関と積極的に連携し、対応している。 個別事例検討部会を設置し、対応している。 その際、本人を含めた会議を開催するようにしている。 関係者だけではなく、SVを依頼し客観的な意見をいただき支援の質の向上に努めている。	会議開催調整に時間がかかる。 資料作り、議事録など膨大な事務量の課題。 事務局の人材不足。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	5	委託事業で対応し、計画相談につげネットワーク支援を対応している。 後見人や保佐人などの相談に対し福祉支援の考え方や、地域特性、社会資源の情報提供を対応し支援調整を一緒に考えるよう努めている。	・関係機関との連携・支援のあり方 目標の優先順位が異なり、支援方針にずれが生じる。 計画相談の役割・機能が活かされず、管理・制限の支援に陥る。 再犯防止が支援目標になる。 ・地域となんの関係もない方が、安易にグループホームに調整されてから相談がくる。 ・居住地特例適用下での支援調整の難しさ。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	留守電話で連絡体制をとっている。 緊急対応が必要な方については、事業所の携帯で対応している。 連絡簿を作成している。	
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	2	研修を行った。	地域生活拠点等の必要性に関する課題認識が普遍的に共有されていないため、周知を図る必要がある。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組	評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	これまでの課題でもある「計画相談が必要な方に対し、本人がいない場で事業所が選定すること」について、「本人が必要なサービスを本人が選んで決められるよう」管轄区や相談支援事業所と対応の検討を行ってきた。 『選定会議のあり方』検討後は、減少している。 申請時に区役所で本人が選べることを基本とし、支援が必要な場合は基幹センターが、状況調査に基づき個別に依頼すること、またその結果を公表する方針を固めている。 基幹センターで調整する場合は、依頼者に対し複数の事業所を情報提供し本人が選択し決めていけるよう、対応事業所に協力をいただいている。	選定調整を行うことで、時間がさらにかかる。 利用したい時に、すぐ利用できない。 区の窓口で、申請者にわかりやすい相談支援事業所の情報提供のあり方

事業所名			生野　区障がい者基幹相談支援センター		
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	相談支援部会を活用したり管轄区の協力を得ている。 基幹センター主催の学習会等開催や個別の相談を受付、後方支援している。 新規事業所については、管轄区担当者と一緒に部会の説明及び実務に関する情報提供を対応している。	支援体制の確立に向けた組織的な仕組みづくり及びITを活用したデーターベースの構築が必要と思われる。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	地域ケア会議、困窮者の支援会議、つながる場会議、医療介護ネットワーク会議など積極的に数多く参加し、開催している。また、その会議後の後方支援にも働きかけている。	
	3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	相談支援部会を中心に、地域課題や社会資源の把握を行っている。 新たに3つの部会を設置し、ネットワーク構築を努めた ・グループホーム部会 ・主任相談支援専門員部会 ・個別事例検討部会	
	b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	個別事例検討部会の報告を行い、自立支援協議会で課題を共有した。	ケース共有の段階。 自立支援協議会各委員に意見を出してもらい、地域レベルでできることを掘り下げて行く必要がある。
	c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	・主任相談支援専門員部会では、地域課題でもあるグループホームの情報把握をしていくため、協力委員と一緒に訪問しネットワーク構築を努めている。 ・相談支援部会において、高齢機関の連絡会やグループホーム連絡会との合同研修を開催した。	
	3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	個別ケースとして、児童施設等から退所した事例について、本人が自分で選んで決められるようエンパワメント支援重視し、調整を行い地域で生活し続けるための支援を積極的に行った。	移行期において、コーディネートする期間がない場合が多い。 本人にとって、自己選択・意思決定支援がされずに生活基盤が調整されてから、他機関から相談されていることが多い。 居住地特例－ 適用下での支援調整の難しさと地域側の受け入れ体制整備の課題 施設やGHへの訪問。啓発活動の取組
	b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	5	本人が選択し自己決定していけるようプロセスを大切に取組んでいる。	親や家庭環境の影響も高いので、親の考えにも触れないといけない
	3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	年度を通して虐待・権利擁護にかかわる相談が多く、区担当者と連携し、コアメンバー会議を多数開催した。開催した内容について職員内で共有し、意識を高めている。 また、日々のかかわりが虐待にあたらないかについて、意識を高める取り組みを続けている。 当事者活動の場を通して、当事者の意見や考えを聞く	支援の中で不適切なかかわりにならないよう、意識を高める取り組みは今後も継続する必要がある。
	b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	相談支援部会で差別解消法の勉強会を行った 合理的配慮が必要なケースについては、関係機関と一緒に考えあう機会を設定したり、大阪市担当者に相談したりしている。	差別に値する状況は多くあるが、報告件数につながっていない。 個別ケースの支援検討が主になり隠れてしまう。 振り分けて考えていく必要がある。 差別の考え方や合理的配慮について、意識を高める取り組みは今後も継続する必要がある。
	c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	問題・課題に着目し、安易に調整せず本人と一緒にし本人の力を見るようにしている。 成年後見人制度は、利用決定までに専門機関の助言などプロセスを踏んで繋ぐようにしている	あんしんさぽーとに繋がるまで利用するまでに6か月以上かかる。その間、誰が金銭管理をするのか。 後見人の人権侵害 本人の意思決定支援のプロセスがないまま施設入所されそうになった
	3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	相談支援部会を活用したり管轄区の協力を得ている。 基幹センター主催の学習会等開催。 個別の相談を受付、後方支援している。 新規事業所については、管轄区担当者と一緒に部会の説明及び実務に関する情報提供を対応している。 関係機関の事例検討や研修会に、地域の相談支援事業者も呼びかけ一緒に参加している。	部会に加盟していない相談支援事業者とのネットワークづくり

事業所名			生野　区障がい者基幹相談支援センター		
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	学習会、連携会議の開催、インターバル受け入れ、相談支援事業所の新人研修など積極的に取り組んでいる。 管轄区自立支援協議会担当者と相談支援連絡会委員と受入れ体制を構築し対応した。 相談支援従事者研修においては、主任と受講者のみでなく、同時期の受講者、現任と初任の専門員も参加してインターバルを行うことで、地域レベルのスーパービジョンを行い、スキルアップにつなげている。 また、区内に主任相談支援専門員が3人となり、より積極的に進めていくことができる。	
	3－8　その他の取組み				
			■自立生活プログラム　ILP　UP ROAD ～私の地図～ ミーティングの段階で、参加者が日常の生活の中での不安や疑問を挙げ、その上で一人暮らしを目指す当事者から出る、生活の中で具体的に起こる困りごとについて、参加者全員で経験していけるプログラムを実施。 ■交流サロン 参加者同士の交流を目的に、参加者を限定せず活動した。 新しい参加者も増え、以前から参加していた方は、「どうしたら、参加者全員が話しやすい雰囲気が作れるか。」を意識し、発言を遠慮する参加者に話題を振ったり、否定せず話を聞いたり、人の嫌がることはしないよう呼びかける姿が見られた。 ■Start Line ～大切な なかまたち～（当事者活動検討の場） スタートラインという活動名、活動コンセプトを決めて当事者活動検討の場として3名の当事者が中心となり、月に一度会議を行う。 自分の問題、なかまの問題を考えあう場。 ■HAPPY SMILE 手話の学習を通じて地域との繋がりを深める。障害や福祉に限定せず、垣根を超えた新たな交流を生み出し、多様な人々が自然に交流できる場 ■広報啓発活動の取組 ①防災研修 区の防災担当、消防担当を講師に招き、消火器の使い方を実際に体験したほか、毛布を用いた担架の作成や搬送を行い、より実践的な防災スキルを学ぶ機会を実施。 ②人権意識を高めるための取り組み 支援者のエンパワメントを考えるための講座 相談の課題として挙がった事例の共通点から、支援者の「物の捉え方、考え方を考える」機会として、内部研修を実施 ③障がいと高齢の連携会議 異地域包括支援センター連携会議 意思決定支援について、講義・グループワークによる事例検討を通じ、ケアマネージャー・相談支援専門員としての役割を学ぶ。 生野区障がい者基幹相談支援センターの役割について	
4　区における地域課題について					
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
			①「移動支援事業所は多いが、対応できる事業所がほとんどない」 ・移動支援の報酬単価（1,900円）は他の介護報酬と比較して低く、処遇改善加算が適用されないため、事業所運営が困難な状況にある。その結果、介助者の確保が難しく、派遣調整に支障をきたしている。また、移動支援の提供を継続できない事業所や、支援自体を廃止する事業所が増えている。 ・移動支援の必要性と社会参加の促進 ②障害者虐待防止の強化と行政の連携改善」 ・市の虐待相談窓口に関する課題 市の虐待相談窓口（運営指導課）への通報時に、担当者によっては「通報か相談か」を通報者に判断させるケースがあり、明確な対応方針が示されないことが問題となっている。また、不正受給や心理的虐待の事案を通報しても、窓口では本人と事業所との関係悪化を懸念し、適切な対応がなされないケースがある。 通報後の対応状況が不透明であり、次の支援をどのように進めればよいか判断が難しい。また、事業所の再発防止や意識啓発を進めたいが、必要な情報が不足している。 ③「就労継続支援B型の支援の質の向上」 ・区内の就労継続支援Bの数は増加傾向にある。（R7.5.1現在60事業所） 現在、区内の就労継続支援B型事業所の数は増加傾向にあり、利用者は自身の希望や適性に合った事業所を選択できる。しかし、一部の事業所では「他の事業所は利用できない」と制限されることがあり、また事業所の都合により、在宅支援の調整や利用日数・計画相談の変更が行われるケースが見られる。 ④「区分認定の遅れに関する課題」 ・区分認定の更新勧奨が送付され、利用者が速やかに手続きを行っても、認定に時間がかかりすぎるため、有効期限が切れても区分が確定せず、サービス提供が継続されるケースが多い。 区分認定の遅れによって、本人や事業所が区役所へ問い合わせを行うが、「計画が出ていない」と対応されることがあり、専門員がその調整に追われる状況が発生している。 ⑤「障がい児支援の連携」 ・障がい児入所施設からの成人移行に関する課題　→グループホームへの移行が前提となり、本人の選択肢や経験の機会が十分に確保されていない状況が見られる。また、生活基盤となるグループホームが決定された後、年度末ぎりぎりで移行相談の依頼が入るケースがあり、十分な準備期間が確保されていない。 ・要保護児童・要支援児童は、相談員をつけることが目的化し、福祉サービスの本来の必要性が誰にあるのかが明確になっていない状況が見られる。 ・医療受診から診断書・手帳取得を経て福祉支援へと進むケースが増加。 ⑥「多職種連携の課題と改善の方向性」 ・犯罪を繰り返す方の支援　→定着支援センター、グループホームとの連携 ・高齢の家族と障がい者への支援体制と連携　→、専門性・考え方・支援方法・調整スピードの違いがあることから、「連携の課題がある」という共通認識はありつつも、支援者が互いの支援を十分に認め合えていない状況が生じている。	

事業所名				生野　区障がい者基幹相談支援センター
5　自己評価を終えて				
5－1　区地域自立支援協議会での報告				
	報告日			R7年7月16日
	出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし
		2	相談支援の状況について	区分認定が遅いのは現場でも支障が出ている。 さらに本人の状況も生活環境もなにも変化がないのに、区分の引き下がりが多いのが問題だと思う。 障がい児支援の課題から、こども部会担当者から一緒に取組んでければと挨拶があった。 今後、部会調整をすすめていくことの承認を得た。
		3	業務に対する自己評価について	Q1　8050問題が気になる。元々、精神障がい者は在宅で親御さんが見ている場合が多く、相談員や移動機関からの紹介でつながることが多い。ご家族が健在の場合、高齢になって8050問題が出てくる。8050問題をどこが軸となって、どことつながって、どこと連携して、どうやって解決につなげていくのかの道筋を協議会の場で考えていかなければならないと考えている。 A1　基幹相談支援センターは、包括やケアマネとやり取りすることが多い。世帯によって課題が異なるため、軸が高齢、障がい、こどものどこが担うかを見定めるのはなかなか難しい。つながる場や包括と普段からやり取りをしていないとなかなか前に進まない。
		4	区における地域課題について	基幹センターから見える地域課題、相談支援部会から見える地域課題を運営委員会で【市の施策として取り組むべき課題について】にまとめ、協議会で承認を得た。 ①就労継続支援B型の支援の質の向上 ②移動支援事業所は多いが、対応できる事業所がほとんどない ③区分認定の遅れに関する課題 ④障害者虐待防止の強化と行政の連携改善 ⑤グループホームにおける入院時の支援が困難 ⑥福祉サービス事業者における支援者の人材不足について ⑦外出時の交通機関利用における問題
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
				一連の自己評価を行うことで、特徴や課題点を整理することができ、今後の支援や計画等の検討の材料になった。 協議会の報告では委員からの共通課題もあり、各部会報告とあわせ、本人の支援に関する現状を共有する機会となった。 R6年度は特に個別相談対応の多さについて、認知度が高まってきていることは評価できるものの、大きな課題の1つとなった。 自己評価の作成を通じて、行政窓口や他の相談機関でも対応できる相談が基幹センターに寄せられていることが明らかになり、改めて基幹センターの役割や対応方針について職員全員で話し合うことができた。 前年度同様、エンパワメントを重視した支援を継続している一方で、相談内容はより複雑かつ困難なケースが増加し、複数の課題が重なっている事例も目立つようになっている。 そのため、これまで築いてきたネットワークをさらに活用し、多職種による連携を継続していきたい。 相談件数の推移を見ると、人権侵害や不適切な支援に関する相談はR4年度から増加傾向にある。 これは地域特性の1つである、グループホームや就労Bなど地域の社会資源がR2年度以降増えていることが一因であり、安易な調整による地域支援の課題にもつながっている。 また、運営指導課の受付や指導、見解が曖昧だったり、支援現場との認識のズレが生じたりすることで、支援内容の変更を余儀なくされる場面も見受けられることがある。 その結果、本人が本来受けられるはずの支援が制限され、地域での生活の質に悪影響を及ぼすケースも少なくない。 この多様化・複雑化している障がいのある方の相談に対して、相談機関の対応の質が問われている。 福祉サービスを繋げるだけではなく、区役所での行政の立場・関係機関の立場もあり、どう連携していくかが課題となっている。 行政との連携、共有を実施し、みんなで責任をもっての対応することが求められている。 令和7年度にはこども部会を新設し、地域課題については部会や区で取り組めることを継続して行い、自立支援協議会で引き続き検討していく必要がある。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			旭区障がい者基幹相談支援センター										
1 相談支援事業の概要			令和6年度										
	1－1 実施状況について												
		法人名称	特定非営利活動法人あさひ										
		開所曜日	月曜から金曜日										
		開所時間	9時から17時30分										
		同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業										
		事業所の特長	本地域において、長年にわたり相談支援を行ってきたことにより、区各課（保健福祉、子育て、生活支援、保健活動等）や地域の障がい関係事業所、高齢、医療機関等多くの機関との連携がとれる状態にある。個別支援では特に知的・精神における困難と言われるケースへの支援実績が多くある。また、近年教育機関等との連携も密になっており、児童の相談支援も多く取り扱っている										
	1－2 職員の状況												
				常勤職員	非常勤職員	計							
			専任		1	1 人							
			兼務	5		5 人							
			計	5 人	1 人	6 人							
	1－3 専門資格の保有状況												
			社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格、介護福祉士										
	1－4 ピアカウンセリングの実施体制												
			障がい名	実施曜日	実施時間								
			発達障がい	随時	随時								
			身体障がい	予約により	予約により								
	1－5 センター業務についての理念・基本方針												
			私たちは、社会資源の整備や支援の拡充を通して、社会的ハンディキャップを除去或いは軽減させ、社会への参加・活躍を応援し、障がいのある方の豊かな生活づくりに尽力してまいります。また、医療、高齢、教育等の関係機関や民生委員・町会など地域での連帯を強め、ソーシャルインクルージョンの実現を推進します										
2 相談支援の状況													
	2－1 相談支援実績												

①相談者数

月当たり相談者数	年間実相談者数
50.4	298

②相談受付件数及び支援件数

年間相談受付件数	年間支援件数
1522	2303

③受付方法別件数

電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
1007 件	29 件	190 件	212 件	73 件	11 件	1522 件

④支援件数の内訳

		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	22	2	1	1	0	2	1	6	1	0	2	0	38
	聴覚	10	0	4	0	0	0	0	1	1	0	0	0	16
	肢体	80	15	0	6	0	11	14	11	11	1	10	0	159
	内部	7	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	11
	計	119	17	7	7	0	13	15	20	13	1	12	0	224
難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい		4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
知的障がい		296	51	89	49	26	52	94	62	43	11	6	11	790
精神障がい		390	73	143	90	3	120	84	63	22	5	8	0	1001
発達障がい		67	21	18	14	11	11	8	3	5	1	1	0	160
高次脳機能障がい		3	0	0	0	0	0	1	0					4
そ の 他		43	11	25	8	6	7	10	6	1	1			118
合計		922	174	283	168	46	203	212	154	84	19	27	11	2303

事業所名			旭区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			全体の支援件数及び受付数については、昨年より少なくなっています。一方相談支援人数では、月平均は50人程度とこれまでの同じような数字となっており、年間の実相談人数は昨年より年間で50人増えています。これはいわゆるヘビーユーザーの方が減り、幅広く多くの方に相談支援を利用して頂けたことを表しています。より多くの方々から相談が寄せれたことは、より多くの機関等から相談支援を紹介された方が増えたことであると思われます。障がい種別の比率的にはあまりかわりありません。集約にはありませんが児童の相談比率は年々少しずつ増加傾向にあります。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	基幹相談支援センターとして、様々な障害や疾病の知識についても研鑽を重ね専門性を高めている。必要に応じて医療等の専門機関と連携をとり、様々な共同での支援を通じて連携を拡充していく	今後も引き続き基幹相談センターとしての専門性を高めつつ、医療機関や法律機関等への積極的な連携強化に努める
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	大阪市の想定件数90件に対して月平均120件の相談があり、想定以上の相談が続いている、相談実人については、大幅に増加しており、妥当以上のものとなっている	今後も引き続き周知の拡充に努め、相談所としても地域の中核センターとしての役割を果たしていく
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	努めている。相談支援の基本としてストレングス、エンパワメント等について、毎年確認研修を行っている。引き継げる利用者については、積極的に地域の相談支援事業所へつないでいる。専門機関においては、司法・医療等その方のニーズに応じて紹介及び同行等を行い必要な機関につながるように努めている	日々の支援に流されることなく、定期研修や自己評価シートを利用し相談支援の基本を常に意識ができるよう努めます。地域の計画相談への移行では、移行後のバックアップを含め責任を持った引継ぎを行う。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	社会福祉士や精神保健福祉士等を複数名配置している。行政を始めとする関係機関においても、支援困難ケースについては、当方へ連絡が入る仕組みが根付いており、積極的に対応を行っている。また、つながる場等を利用し必要関係機関を招集しチームでの支援を行っている。	今後も法人として専門資格取得への推進を行う。支援困難と言われるケースについて、つながる場や各分野の法定会議等を通じて、地域として包括的支援体制を構築してく
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	大阪府定着支援センターと懇談を行い、地域の状況や基幹における積極対応についての確認を行った。また、大阪市弁護士会の研修会にも参加。旭区での支援状況や基幹役割についても周知した。	今後も定着支援センターとの連携を強めるとともに、各ケースの支援を通じて弁護士等専門職との連携も強化していく。また、今後保護観察所との懇談も予定している。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	必要な関係機関や事業所、利用者等に対して、管理者や担当者の携帯電話の番号を教えている。	今後同様の形で連絡体制を確保する
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	拠点整備に当たっては、自立支援協議会での登録の訴えや個別に事業所への声かけなどを行い拡大を行った。	拡大への取り組みについて、このところ動きが停滞気味になっており、今後諸会議や個別において、拡大を訴えをすすめていく
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定については、タイミングが合えば自立支援協議会相談支援部会において選定を行った。間に合わない場合はセンター内で会議を行い、選定を行っている。また、各事業所の状況等については相談支援部会等を通じて把握している	すべての選定を協議会において行うことが望ましいが、時間的な問題もあり現実的ではない。今後、地域の相談支援事業所の特徴や状況を把握し、公正な選定をおこなっていく
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	行っている。地域の指定相談支援事業所の殆どは、相談支援部会に参加しており、その部会を通じて情報提供や研修をおこなっている。また、インターバルの積極的な受け入れも行い基幹センターの後方支援としての役割についてもつたえている	情報提供について、自立支援協議会が主となるが、すべて相談支援事業所が参加しているわけではなく今後すべての事業所参加を目指す。また、参加率についてもさらに高水準をめざしていく
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	行っている。定例の自立支援協議会や個別ケース対応などで日常的に連携が取れる関係が築けている。連携は高齢、児童、生活困窮等どの分野でも相談支援機関との連携はとれている	今後も担当者などがかわってもゆるぎない関係の構築を行うとともに、単なる連携にとどまらない共同での支援が行える関係強化をおこなっていく

事業所名		旭区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	事務局会議を含む協議会のすべての会議に基幹センター相談員が参加。また、殆どの部会等において、長を努めるなど自立支援協議会の中核を担う	引き続き、基幹センターが協議会の中核を担いながら、地域の多くの機関や事業所が主体的に参加する協議会運営をすすめていく
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	協議会において個別支援会議担当者を配置し、協議会より必要な関係機関を招集、つながる場等とも連携しながら、必要な対応をおこなっている	法定化された協議会におけるケース会議を活発に活用し、支援困難といわれるケースや他分野にまたがる課題のケースについての検討をすすめていく
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	協議会において、社会資源の改善や開発にはいたっていない。防災にかかわり、福祉避難室福祉避難所のあり方等については防災課と議論を進めていますが目に見える形には現在のところなっていない。	今後も基本である、ケースを通して地域の課題を抽出し社会資源の開発につなげる取り組みをしていきます。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	地域移行の推進にかかるとりくみは行えていない。施設や医療機関等から地域移行については積極的受け入れを行っており、本人のニーズに基づいたコーディネートを大なっている	地域移行推進の取り組みについては、他機関から学ぶ必要がある。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	8050問題については、日常的に意識を持ち支援をおこなっています。支援においては、親が元気なうちに親なき後の生活づくりを推奨しており、グループホームの体験などの機会をつくっている。	今後も一人暮らし体験事業やグループホームの体験、ショートなどの事業を利用し、親が元気なうちに、親なきあとの生活作りをすすめる
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待対応や虐待の意識付けについては、日常的に行えている。。毎年職員会議において虐待対応にかかわる流れ等を確認しています。また、虐待に関する研修には積極的に参加し、所内会議において内容を共有してる。	今後も引き続き、所内において虐待に関する意識の高揚を図ます。また、旭区全体において、虐待等に関する感度を上げるため取り組みを検討していく。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別に関する対応や意識付けについては、日常的に行えている。毎年職員会議において差別対応にかかわる流れ等を確認しています。また、差別に関する研修には積極的に参加し、所内会議において内容を共有している。	今後も引き続き、所内において差別に関する意識の高揚を図ります。また、旭区全体において、差別等に関する感度を上げるため取り組みを検討していく。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	努めています。当事者の方は権利侵害をされている事に気づかれていないケースも多く、支援者側tがしっかり権利意識を持ち、アドボケイトを行い、必要に応じて後見等へのつなぎを行っている。	権利侵害については、虐待・差別と同様に相談員それぞれが当たり前の人権感覚を持つことで、当事者や家族人権意識、支援者関係者、区民の人権意識が高まるよう支援をすすめていく。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	自立支援協議会相談支援部会において、ケーススターディーや制度学習等研修を毎回行なっている。	今後も、相談支援部会を中心に定期的な研修を行っていく。また、研修会の案内等も積極的に行う。事業所や社会資源の情報も相談員の大切な財産として共有をすすめる
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルの受け入れについては、申込者すべての受け入れを行っている。増員や参入についても、諸会議での訴えや個別での声かけをおこなっている	今後も引き続きインターバルの積極的な受け入れを行う。相談支援事業の拡充では、特に児童の相談支援が不足しており、デイの事業所などを中心に声掛けをおこなっていく
3－8　その他の取組み				

事業所名				旭区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				既存の社会資源では、就労系サービスとりわけA型及び移行支援事業所、児童相談支援事業所が不足している。また、地域拠点事業所数も少ない状況にある。これらの不足している既存サービスについては、事業所連絡会や個別を通して、事業への参入・拡大等を訴え、旭区の福祉サービスの拡充をすすめたい。　防災の取り組みにおいて、検討に留まることが数年続いており、今年度はしっかりとした形作りをすすめたい。具体的には、発災時における地域福祉事業所の参集者を名簿化し協議会にて把握、区とも共有すること。　また、福祉避難所について、現在、障害だけで900人を超える要援護者がいる中、福祉避難所はわずか11か所で、1か所あたりの受け入れ可能人数も少なく、まったく実態にあっていないものとなっている。　福祉避難所の開拓については区の防災課が行っているが、自立支援協議会も協力者として関わる事となっている。今後、有効な福祉避難所の設置として、2つの支援学校の利用を提案する。旭区には身体と知的の2つの支援学校がある。これは区の大きな強みであり、それぞれの学校を福祉避難所として、要援護者集中させ、先に述べた福祉専門職をそこへ集中して派遣する。実現には、各支援学校及び府教委、地域の了承が必要であり、実現には困難が予想されるとは思うがなんとか達成させたい。 上記のことを進めるための協議会についてであるが、地域の社会福祉法人の参加の仕方が極めて弱い状況にある。今後基本的には地域の社会福祉法人が会の中核を担い基幹がそれをサポートする形を改めて作っていきたい。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		7月16日（水）
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	
			2　相談支援の状況について	支援件数もそうだが、実人数が多く驚いた。児童の割合を教えてほしい。相談先はどこから多いのか。独居の人は多いのか。
			3　業務に対する自己評価について	
			4　区における地域課題について	区における課題については一致している。特に防災の取り組みでは自立支援協議会でもしっかり議論していきたい、
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				相談件数的には安定している。相談元については今も緩やかに拡大できている。連携できる機関等についても拡大を続け担当者が変わって関係が途切れるような事も少なくなってきている。前回課題となっていた触法の関係機関とは改めて連携の確認ができた。また、地域の民生委員周りも行い、２年前の委員周りのときよりも、各段に基幹相談センターが認知されていることが確認できた。評価についてはほとんど4であるが地域移行推進の取り組みと社会資源の項目が3であった。この項目についてにては3の評価が続いており、他機関の取り組みに学ぶ必要がある。可能であれば、大阪市においてこれらの研修会をお願いしたい。 地域課題について、現在の課題を自立支援協議会で確認できたことはよかった。とりわけ防災の課題に対する2つの提案については、防災課および自立支援協議会で7年度に取り組んで行くことを確認できた。　その他、毎回の事であるが自己評価について、自立支援協議会では殆ど意見が出ることがない。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			城東区障がい者基幹相談支援センター			
1 相談支援事業の概要			令和6年度			
	1－1 実施状況について					
		法人名称	特定非営利活動法人燦然会			
		開所曜日	月曜日～金曜日 （祝祭日除く）			
		開所時間	9:00～17:30			
		同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業			
		事業所の特長	・区地域自立支援協議会の活性化に努め、区内事業所全体での協働によるネットワーク構築を行っている。 ・スタッフに当事者を配置し、当事者主体の相談支援を実施している。			
	1－2 職員の状況					
				常勤職員	非常勤職員	計
			専任	1	1	2 人
			兼務	6	1	7 人
			計	7 人	2 人	9 人
	1－3 専門資格の保有状況					
			相談支援専門員（主任）1名 ・ 相談支援専門員（現任）5名 ・ 相談支援専門員（初任者）3名 社会福祉士1名 ・ 精神保健福祉士3名 ・ 介護福祉士2名 （上記人数は延べ人数）			
	1－4 ピアカウンセリングの実施体制					
			障がい名	実施曜日	実施時間	
			視覚障がい	開所日	開所時間	
	1－5 センター業務についての理念・基本方針					
			次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。 1. 障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。 2. 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。 3. 行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。 4. 支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性化に取り組む。 5. 3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口となれるよう職員の資質向上に日々務める。			
2 相談支援の状況						
	2－1 相談支援実績					

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	47.3人	307
②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1,361人	1,433人

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1040 件	118 件	69 件	87 件	36 件	11 件	1361 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	69	0	2	0	0	0	0	4	0	8	0	11	94
	聴覚	12	5	1	0	0	1	0	2	8	0	0	1	30
	肢体	21	1	3	1	0	0	0	18	0	0	0	5	49
	内部	36	6	4	0	0	1	0	2	8	0	0	10	67
	計	138	12	10	1	0	2	0	26	16	8	0	27	240
難病		19	3	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	29
重症心身障がい		1	2	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	8
知的障がい		209	10	25	5	0	3	10	16	3	0	0	50	331
精神障がい		341	50	65	15	1	11	14	54	46	0	0	62	659
発達障がい		18	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	17	38
高次脳機能障がい		7	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	12
そ の 他		76	3	5	0	0	0	3	10	2	0	0	17	116
合計		809	82	113	26	1	16	27	111	67	8	0	173	1433

事業所名				城東区障がい者基幹相談支援センター
	2－2　相談支援に関する分析			
				さまざまな障がい種別の方からの相談を受けているが、相談件数の半数程度が精神障がいの方からの相談である。 相談内容は福祉サービスに関する相談が多いものの、多岐にわたる内容となっている。
3　業務に対する自己評価				
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	各種専門機関と連携をし、対応しており、近年では複合的な課題を抱えているケースが増えてきており、、生活困窮者自立支援窓口や包括支援センター等との連携を図り、相談支援を進めている。	継続して関係機関と連携していくと同時に、日ごろから顔の見える関係づくりをしていく。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	5	想定されている件数を越える相談を受け対応している。新規の相談者も多い状況が続いており、対応を行っている。	想定されている件数を越え、幅広く相談対応している。しかし、まだまだ相談に至っていないケースがあると思われるため、各関係機関との連携を図る。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	できないことや弱みだけに着目することなく、ストレングスの視点やエンパワメントの視点を常に持ち相談業務に当たっている。	相談内容が複雑化してきているため、今後も他の専門機関との連携が求められることが多いため、日ごろから連携を図っていく。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	相談支援専門員の資格ほのかに、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士資格を有する者の配置を行ってる。 8050問題のように複合的な課題を抱えた事例などは関係機関や専門機関などとの連携を図り、速やかにで対応できよう取り組んでいる。	継続して専門的な資格を有する職員の配置を行うとともに、さmざまな研修への参加を行い職員の資質の向上に努める。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	触法障がい者等に関する相談があれば随時対応している。出退所後の生活相談等の相談などにも対応している。	刑法改正により、これまで以上に司法関係機関等との連携が見込まれるため、相談があった際には対応できるよう努める。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	緊急連絡網やフロー図を作成し、平時から備えている。 必要と思われる利用者に対しては、業務用携帯電話の番号を教えるなどの対応をしている。	引き続き緊急時が発生した際に対応できるように日ごろから体制整備を行っていく。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	区内において、現在2法人7事業所が登録をしている。拠点事業所には、協議会の部会長会議に参加するなど連携強化に努めている。	希望される事業所があれば相談を受け、登録事業所が増加するよう努めていく。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	毎月選定会議を開催し、多数の意見を参考にし、公平性を期し、事業所の選定を行っている。 現状、次月以降に持ち越すなど利用者にとって不利益が生じる状況には至っていない。	継続して選定会議を実施していき、公正かつ適切に選定を行っていく。 なかなか、新規の指定特定相談支援事業所が増えてこないため、今後、受け入れが難しい事業所が増えてくるのではないかと思われる。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	問い合わせ等においては適宜、情報提供や助言等を行っている。 また、部会を通じて、情報提供を行なったり、制度や報酬に関する勉強会を実施している。	継続して必要な情報等の提供を行っていくともに、個別の助言・情報提供にも対応していく。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	地域ケア会議やつながる場等の会議依頼があった際には、積極的に参画し、顔の見える関係つくりを行っている。	地域ケアフォーラムを地域包括支援センターとの共催やケアマネ連絡会などとの連携を図っていく。

事業所名		城東区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	各部会・運営会議等主体的に取り組んでおり、研修会・講演会等の活動も実施している。部会の活性化により、事業所間の顔の見える関係づくりが出来ている。	引き続き積極的に運営を行っていき、協議会が活性化するように努めていく。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	今年度は協議会において、個別事例の個人情報共有を行っての関係機関の連携及び対応を行うケースはなかった。 ケース会議の開催依頼の際には、対応できるように個人情報の同意書等の作成などの準備は整えている。	個別事例検討会議があった際は、情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切に対応できるように努める。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	制度にない資源の創設や地域生活のあり方についてなど協議会部会で検討行うなどしている。	改良しながら地域に合う形の資源開発が重要と思われ、住みやすい地域を目指していきたいと思う。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	精神科病院等からの退院に関する相談はあるものの障がい者支援施設からの相談数は少ないのが現状である。	施設訪問の依頼があれば、積極的に参加し、顔の見える関係づくりを行う。 また、施設入所者地域生活移行促進事業の依頼があれば対応していきたい。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	親元からの自立等に向けた相談があった際には、単身での生活やグループホームでの生活等さまざまな提案を行い、相談に応じている。大阪市一人暮らし体験支援事業の問い合わせはあったものの、実際の利用には至っていない。	、引き続き丁寧に制度の説明や暮らしをイメージできるように相談に応じたい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待案件に関しては関係機関と連携して対応を行っている。	虐待通報があった際には、即時関係機関と連携を図るようにする。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	差別解消に関する具体的な相談はほとんどないのが現状である。 協議会にて人権研修等を行い、啓発を行っている。	相談先であるという認知度を高め、必要な際には相談に応じることができるようにする。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	成年後見制度の利用が必要な方がいる場合には、制度の説明を行うだけでなく、申請の援助等を行うなどし対応している。	各種制度の周知を改めて行っていくとともに、各種制度の利用が必要な場合には利用の援助も行っていく。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	相談支援部会においては、部会長等役員で企画立案し、研修等の際には情報提供を行うなど行っている。	相談支援事業所部会において、意見を聴取し勉強会等を開催していく。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	相談支援従事者研修におけるインターバルの受け入れについて積極的に行った。 また、インターバルを通じて顔の見える関係性が構築して、日ごろから相談しやすい環境を整えている。	継続して相談支援従事者研修のインターバルを受け入れ、地域の相談支援の担い手が増えるように協力していく。
3－8　その他の取組み				

事業所名				城東区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				・放課後等デイサービスなど児童のサービス事業所の増加は止まることなく増え続けているが、相談支援や短期入所などのサービスについては増加しておらず、緊急時などに対応できる資源が増えていない。 ・訪問介護事業所の新規開設も多くなっているが、移動支援を引き受ける事業所が少ない。 ・これまでは事業所間のネットワークが強い地域と思っていたが、新規の事業所が増加し続け、連絡・連携が難しくなってきた。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		8月21日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	特に意見なし。
			2　相談支援の状況について	さまざまなケースの相談があることが分かった。
			3　業務に対する自己評価について	特に意見なし。
			4　区における地域課題について	事業所は増えているが、緊急時に対応できる事業所が限られている。 地域住民とのネットワーク作りをしてくれてよかった。
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				他機関との連携が求められるケースが年々増えており、日ごろからネットワーク作りを意識し、対応を行ってきており、今年度は地域住民、特に民生委員との連携などにも力をいれて取り組むことができた。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			鶴見　区障がい者基幹相談支援センター			
1　相談支援事業の概要			令和6年度			
1－1　実施状況について						
	法人名称		社会福祉法人日本ライトハウス			
	開所曜日		月・火・水・木・金			
	開所時間		午前9時～午後5時30分			
	同一場所で実施しているその他の事業		[社会福祉事業]・障害者支援事業（生活介護、自立訓練：機能訓練、就労移行支援、就労定着支援、施設入所支援、短期入所）・障害福祉サービス事業（生活介護、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、指定相談支援：特定・一般・障がい児） [公益事業]・身体障害者等能力開発事業・厚生労働省委託指導員養成事業・各種視覚障害関係団体連絡、調整、助成事業・諸外国視覚障害関係機関交流事業			
	事業所の特長		障がい領域だけでなく、生活困窮、生活保護、医療、高齢、児童、地域といった様々な関係機関や事業所との横断的な連携によるチームで本人や家族を支える支援体制の構築を目指している。			
1－2　職員の状況						
				常勤職員	非常勤職員	計
			専任	2		2 人
			兼務	4		4 人
			計	6 人	0 人	6 人
1－3　専門資格の保有状況						
			主任相談支援専門員（1人）　相談支援専門員（4人）　　社会福祉士（5人） 介護福祉士（1人）　精神保健福祉士（2人）　　看護師（1人）　　視能訓練士（1人）			
1－4　ピアカウンセリングの実施体制						
			障がい名	実施曜日	実施時間	
			視覚障害	随時	随時	
			聴覚障害	随時	随時	
			肢体不自由	随時	随時	
1－5　センター業務についての理念・基本方針						
[理念] ⅰ）公正・健全・透明な事業活動の推進 ⅱ）信頼され、信任を得るサービスの充実 ⅲ）誠実で包容力のある温かいサービスの提供 ⅳ）時代や環境の変化に対応した組織づくり ［基本方針］ ⅰ）基本理念に基づく事業推進を実現すべく「障害者虐待防止・権利擁護に関する委員会」を設置し「法人職員倫理綱領」を策定した。そして当倫理綱領に従い、各事業所ごとに「行動規範」を策定している。 ⅱ）「大阪市障がい福祉計画」の“個人としての尊重”“社会参加の機会の確保”“地域での自立生活の実現”が実現できるよう、権利擁護の視点から虐待防止に関する取り組み、障害者差別解消法を見据えた事業推進を区地域自立支援協議会を生かしながら取り組む。						
2　相談支援の状況						
2－1　相談支援実績						

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	48.4	124

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	2,237	3,343

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1556 件	78 件	150 件	288 件	110 件	55 件	2237 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	57	1	2	6	0	4	4	9	1	0	0	11	95
	聴覚	60	7	25	22	0	0	1	8	1	0	0	0	124
	肢体	10	6	4	7	0	0	3	0	0	0	0	3	33
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	127	14	31	35	0	4	8	17	2	0	0	14	252
難病		16	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	22
重症心身障がい		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい		455	36	31	55	9	26	11	8	8	8	6	49	702
精神障がい		824	192	238	364	4	102	128	46	52	23	12	186	2171
発達障がい		30	13	3	31	0	41	0	0	0	2	0	0	120
高次脳機能障がい		5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
そ の 他		31	15	14	7	0	0	0	0	0	0	0	3	70
合計		1488	273	318	492	13	173	147	72	62	33	18	254	3343

2－2　相談支援に関する分析	
	件数としては精神障がいに関する相談、支援に増加がみられる。不安定な病状に起因する電話対応や医療連携が多かったこと、家族への支援を含めて大がかりな対応を要するケースが数件あったことなどが背景として考えられる。 全般的な支援状況としてはこれまでと同様に、複合的な課題を抱えたケースに対して各種専門機関との連携に加えてインフォーマル資源も活用することで課題解決を図ってきた。転居時の支援や退院後の住環境の調整においては、居住支援法人等と連携する機会も近年増加傾向にある。

事業所名			＿鶴見＿区障がい者基幹相談支援センター		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	個々の障がい種別や病状、特性に配慮した支援実践を展開した。支援課題抽出のためのアセスメント、支援のプランニングにあたっては、個人と環境との相互作用に着目し、生活全般を俯瞰した丁寧な課題分析、生活モデルのソーシャルワークを心がけた。 　また、地域のワンストップ相談機関であることを常に意識し、世代を超えて連鎖する複合・重層的な生活課題に対応するため、各専門機関と連携しながら、包括的で個別化されたオーダーメイドな援助を提供した。	それぞれの疾病や障がい特性を詳細に理解して支援が円滑に進捗するよう、適宜各専門分野、領域からコンサルテーションを受けるなど、自らの実践に対して客観的な評価、助言を導入する。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	人口規模や障がい者数等を根拠に設定された相談件数に相当するケースに対応した。個々の相談においては電話や来訪、訪問など様々な携帯で適切に介入し、多くの支援実践を蓄積した。	相談援助実践は量的な指標のみでは成果が測定できないため、質的に自らの実践を振り返る手段として、職員が所属する専門職能団体の研修会、学会、論文投稿等で実践事例を報告、発表するなど、多角的な分析を目指す。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	利用者や家族がもつストレングスが力づけられることにより、本人がセルフエスティームを回復し、自身の課題解決能力（ワーカビリティ）が高まるよう関わった。 　ストレングスの抽出にあたっては、活力、知恵、信念、可能性など個人因子だけでなく、本人を取り巻くグループや地域社会など環境面の強さにも着目した。	計画相談支援事業所に留まらず、各支援機関等と事例を共有する場面を積極的に活用し、地域全体の支援力向上を目指す。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	主任相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士に加え、看護師など様々な専門職有資格者を配置し、医療や福祉、介護など多方面からチームアプローチ可能な体制を整えた。 　その他社会保険労務士国家試験合格者も配置しており、労働保険や社会保険関連など幅広い分野の相談へ積極的に対応した。	障がい福祉分野にとらわれず、ソーシャルワーク全般に関わる多様な研修に参加することで、重層的な課題を抱えるケースへの対応スキルの向上を目指す。また、地域の支援者全体で学びを共有し、支援スキルを高めあうような仕掛けづくりが課題と考える。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	累犯により執行猶予付き判決を受け、拘留から釈放後精神科入院中であった統合失調症の方や逮捕拘留後不起訴となった知的障がいの方に対する支援を地域生活定着支援センターと協働した。また、大阪地検で輪番により相談支援を担当する社会福祉士と連携して、触法障がい者の「入口支援」に協力した。	「出口支援」にあたっては、受刑者との接触が厳格に制限されるため、各刑務所配置の社会福祉士や地域生活定着支援センターとの連携を一層密にはかることで、触法障がい者が退所後社会的に孤立しないよう留意する。その他、逮捕直後の触法障がい者へは迅速に当番弁護士へ支援を要請するなど、当該障がい者の人権が保障されるよう介入する。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	開所時間中は職員が常駐できるよう勤務体制を工夫するとともに、全職員が業務用携帯を所持し、常に連絡が取りあえる体制を確保している。職員不在時には法人本部が1次的な窓口対応を代行し、帰所後職員が迅速に折り返し対応している。また、常に全職員でケースの情報を共有できるよう緊密なコミュニケーションをはかっている。	職員個々の技能を均一化させることで、即応性を高め、速やかな支援実施を心がける。また、事業受託法人が運営する事業所の設備や人材を有期的に活用することで、安定した事業の継続、緊急時の対応力強化をはかる。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	2	事業受託法人へ国や大阪市が進める地域生活支援拠点整備の方針や事業の進捗状況を説明し、法人として同事業に積極的に関われるよう申し入れた。しかし、現状においては区内に本事業の登録事業所が確保されていない。	登録事業所の確保は喫緊の課題であるが、その選定にあたっては、事業の主旨、社会的背景を踏まえた上で、支援実施に見合った力量が備わっているか、丁寧且つ慎重に吟味する姿勢が求められる。したがって拙速な基盤整備とならないよう、事業所登録の適正なプロセスづくりが課題となる。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	毎月第2水曜日に鶴見区内全ての指定特定相談支援事業所が会する地域自立支援協議会相談支援部会においてケース選定会議を実施。事業所による入札制度を採用し、中立公正にケースを割り振った。同選定会議には鶴見区をサービス提供エリアとする近隣区の事業所も参加するなど、支援を必要とする方々へ円滑にサービスが行き渡るよう心がけた。	ケース選定会議において担当事業所が確保できないケースがみられ、指定特定相談事業所、障がい者相談支援専門員の絶対数の不足が課題となっている。一方、担当ケース数を適正に維持することで、相談員個々の心身に過重な負担をかけない。また、計画相談支援の枠組みにこだわることで、柔軟な支援実施が疎外されないよう配慮したい。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	地域で活動する相談員を後方から支援し、複合重層的な課題を抱えるケースでは基幹センターが拡大ケアカンファレンスを招集、開催した。それぞれのカンファレンスではファシリテーターを担い、支援課題を抽出、支援方針を設定、各支援者の役割を整理した。その際、ケースによっては、担当する利用者の障がい特性を客観的に理解できるよう、相談員と医療機関や判定機関との関係に仲介し、コンサルテーションの場を設定し	対人援助は人間関係を媒介とする実践であるが故、支援者には利用者に加え、支援チーム内での人間関係において2重のストレスがかかるとされ、メンタル不調に至る場合も少なくない。今後も相談員が抱く葛藤やジレンマに寄りそい、バーンアウトを未然に防止できるような環境づくり、相互の成長を支援しあえるような関係構築を目指す。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	例えば多重債務を抱えながら社会的孤立状態にあった方の生活再構築を支援したり、虐待被害により児童養護施設に措置入所していた方の地域移行を支援したり、家賃滞納・近隣トラブルのため退去要請を受けた方の転居を支援したりなど専門的なソーシャルワーク実践を展開した。実際の援助プロセスでは行政や医療、教育、居住支援、司法など多機関、専門職とネットワークを形成し、地域のインフォーマルな資源とも連携協働した。ケースによっては「つながる場」の参加要請に応じ、支援チームの中で一定の役割を担った。	ミクロな援助関係をメゾレベルでのネットワークへと広げ、個別的な援助活動の蓄積を政策提言、制度開発、社会変革といったマクロな福祉実践へと結びつけ、それが再びミクロな支援へと循環するというダイナミックな支援展開を目標としたい。

事業所名			＿鶴見＿区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	行政担当者と連携しながら全体会、各部会を円滑に運営。地域の支援者が共に成長を支えあえるような体制づくりを目標に、地域課題に即した研修を企画、研修当日の運営に主体的にかかわった。例えば児童部会が主催した支援学校生と保護者を対象としたガイダンスでは、生徒の進路選択にとって必要な情報を提供し、生徒や保護者が安心して卒業後の進路を選択できるように環境を整えた。	各部会個別の活動を支援するだけでなく、部会横断的な活動を強化するため、運営会議の機能を充実させ、属性や年代を超えて地域全体に共通する課題の解決をはかる。なお、運営会議は区役所、各部会役員、当センターによって構成し、当センターは課題ごとの協議が円滑に運ぶよう支援する。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	各機関、支援者等の要請に応じて、昨年度法定会議化された個別事例検討会議を主催し、特に困難ケースについて支援が円滑に展開されるよう話し合いをファシリテートした。その際、必要に応じて当センターのネットワークを活用して、専門機関から助言者を招へいした。このような取り組みの開始にあたっては、地域自立支援協議会において本事例検討の意義や具体的な検討の進め方を説明し、効果的に事例検討が行われるよう留意した。	地域自立支援協議会全体会において当該年度の個別事例検討会議の実施状況を報告し、個別の支援実践から共通する地域課題を分析、考察することによって潜在的なニーズを抱える人の把握、発見、アウトリーチにつなげる。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	地域資源の改善、開発にはサービス種別を超えた事業所、支援者間の緊密な意思疎通が基盤となる。そこで、情報発信、事業所間の相互理解の促進に向け、相談支援部会に加え児童部会においてもメーリングリストを構築し、支援者間で広く情報が共有されるよう体制を整備した。	地域自立支援協議会に設置された全ての部会活動において中核的な役割を担い、各部会が開催する交流会、研修会、各種イベントが円滑に運営できるよう介入し、「支えあいを支える仕組みづくり」に貢献する。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	当法人が運営する自立訓練施設から地域へ移行する利用者への支援について、同施設支援者と連携協働した。また、近隣トラブルにより医療保護入院となった方や、難病や高次脳機能障がいの方々が、入院生活から円滑に地域生活へ移行できるよう、入院期間中から院内カンファレンスの開催を申し入れ、医療と福祉の連携による支援を効果的に進めた。	障がいのある人の生活を地域全体で支える体制のさらなる充実をめざし制定された「大阪市障がい福祉サービス事業所等地域生活支援拠点等整備要綱」に基づき、地域において拠点等の機能を担う指定障がい福祉サービス等事業所の確保に取り組み、一人暮らし体験支援事業、施設入所者地域生活移行促進事業の効果的運用を目指す。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	「8050問題」が顕在化した時点において多くのケースでは、両親の心身機能の低下が顕著であり、危機介入によるアプローチが求められる。実際の支援では、当センターが本人への支援に留まらず、両親が適切に医療や介護とつながるよう入院手続きや介護サービス導入に向けて主体的に直接介入した。	親子関係の問題は、家庭内に長期間押し込められ、その発見とアウトリーチが非常に困難である。閉塞、硬直化した環境の中で、当事者が自身の課題を意識化できないまま状況を悪化させる傾向にある。親元からの自立を目指す本人以上に、両親世代が障がいのある子に関する悩みを表出できるよう、公私を問わず地域の多様な相談窓口との連携を一層深めていく。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待対応は立ち入りや面会制限、個人情報管理など極めて重大な権限行使をともなうため、実際に通報があった場合には行政担当者と緊密に連携しながら迅速、慎重に事態の窮迫度を判断したうえで、支援を展開した。実際の虐待対応に直面した際に、職員が即応できるよう大阪府が主催する虐待防止研修に積極的に参加し、日ごろから意識の醸成に努めた。	虐待事案の場合、被害者だけでなく加害者の視点に立った包括的な支援が重要であり、被害者、加害者とも障がいを抱えているケースが少なくないため、養護者等と被虐待者双方の支援を総合的に実施する。 　児童や高齢者虐待防止法とことなり、障がい者虐待防止法では「通報が義務」と規定されており、行政や支援機関、に限らず、「虐待を見逃さない」、「通報を躊躇わない」との意識を地域全体に醸成することが課題と考える。そのために、障がい者やその家族が自身の権利を理解し、権利侵害が疑われる場合には即応できるよう、法的知識の普及、相互に権利を主張しやすい環境を整えていく。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	障がい特性が周囲に理解されず、職場の人間関係不和や近隣トラブルに至ったケースについて、地域のネットワーク委員等へ地域住民との仲介支援を依頼し、本人の想いが適切に代弁されるよう環境を調整した。相続問題など複雑なケースでは、弁護士や司法書士など法務系専門職へ介入を依頼し、本人の権利が不当に侵害されないよう努めた。	本人自身が差別的な扱いを受けていることに気付けていないケースについて、積極的に介入。地域住民に対して、障がいに対する客観的理解を促し、人権意識が地域全体に浸透するよう啓発活動へも取り組みを拡大していく。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	多重債務を抱えていたり、判断能力に課題のある方がセルフネグレクトに至ったりなど、適切な法的手続きを踏むことで、その権利を擁護することが支援上必須の課題となるケースでは、司法分野の専門職と連携し、自己破産手続きや成年後見制度利用に向けて必要な情報の提供、法律事務所への同行など、法的な手続きへ円滑にアクセスできるよう支援した。	手続きの煩雑さ、後見人等への報酬負担、不可逆的な効果など、成年後見申し立てには数多くのハードルがあった。現在、成年後見制度はこれらの課題を踏まえ、柔軟な制度運用に向けて改正の検討に入っており、今後の議論の経過を注視したい。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	2024年11月30日に「居住支援」をテーマとした研修を地域自立支援協議会と共催した。また、2025年２月20日には同協議会事業所部会が開催した「支援者と利用者の心理的距離」に関する研修会に協力し、職種にかかわらず地域の対人援助職に共通する課題の解決や個々の支援力向上を支援した。	障がい福祉分野を超え、医療や教育、就労、司法など多機関、専門職が関心をもてるようなテーマを題材とした研修会を開催し、研修参加者同士で職種を横断したネットワークが築けるような機会を提供する。また、研修を通じて形成されたネットワークが個々の援助実践で機能するように援助する。

事業所名						
			鶴見　区障がい者基幹相談支援センター			
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	障がい者相談支援専門員初任者及び現任研修受講者９名に対しインターバル研修として延べ15回の個別スーパービジョンを実施した。直接的な相談支援の他、事業運営や人材育成など事業所からの組織体制強化に関わる相談へも積極的に対応した。さらに、近隣５区の障がい者基幹相談支援センターと懇談会を開催し、相互に情報交換することで、各区が相談支援体制整備の参考とした。	相談援助の過程で、支援者側が利用者を既存の制度やサービスの枠組みにはめ込もうとするあまり、パターナリズム化した支援に留まることがある。地域の支援者がソーシャルワークの基本的な原理である「支援は本人から始まる」との視点を常に意識し効果的で柔軟な支援を展開できるよう、資源の量的課題ばかりに目を向けるのではなく、支援の質的向上を目指したい。
	３－８　その他の取組み					
			2022年11月から開始した『サロン・de・ボッチャ（スポーツを介したサロン活動）』には、属性や世代を超えて毎回約10名の地域住民が参加し、本イベント参加者で構成したチームは鶴見区民センターで開催されたボッチャ交流大会にも出場した。その他地域の公私の団体が基幹センターの施設、設備を各種会議や活動の場として利用した。 　鶴見区社会福祉協議会と『先生のための福祉教育講座』を共催し、区内公立高校1か所で福祉教育プログラムを実践した。2024年11月３日には今津地区の防災研修において災害時要援護者支援を考えるきっかけとして、障がい理解に関する話題を提供し、2025年2月19日の精神障がい者家族会では、障がい福祉サービスについて制度体系や利用方法を紹介した。 　なお、社会福祉士養成のための施設実習は例年通り実施し、大学・専門学校等からの講師派遣要請にも適宜対応するなど多方面から専門職スーパービジョンに貢献した。		
４　区における地域課題について						
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など					
			鶴見区においても高齢化や少子化に伴う人口減少、社会経済活動等の担い手不足、世帯の小規模化、地縁・血縁・社縁等の人々のつながりの希薄化、未婚化等の人々のライフスタイルの変化が進み、従来の縦割りの制度では対応が困難な多様化・複雑化・複合化した福祉ニーズを抱えた世帯の増加等の問題が、顕在化してきている。このような社会背景を前に、地域福祉を基盤とした共生社会の実現は最も重要な社会課題の一つと考える。 　そこで、昨年４月１日の改正障がい者総合支援法施行を踏まえ、鶴見区自立支援協議会において複合重層的な課題を抱える「困難ケース」を対象に、支援課題の整理や支援方針の設定、各支援者の役割確認等を目的に、個別事例検討会議の枠組みを確立した。本個別事例検討会議は事例提供を受けた鶴見区障がい者基幹相談支援センターが主催し、話し合いをファシリテートした。 　この取り組みは、個別の事例検討を通じて個々の支援において課題の解決が図られることはもとより、個別の実践事例を積み上げていくことで、潜在的なニーズを抱える人たちや地域全体で解決が求められている課題を把握し、必要なサービスや社会資源が存在しない、機能しない場合に新たな施策の開発の提案へと結びつけ、それが再びミクロな支援へと循環していくシステムの構築を目指している。 　そのため、、昨年度に実施した個別事例検討会議の実施状況を別紙資料のようにまとめた。 この内容を基に、地域自立支援協議会全体会において、個別の支援実践から共通する地域課題を考察、分析し潜在的なニーズを抱える人の把握、発見、アウトリーチにつなげるとともに、社会資源の不足を補うことを目標に、政策提言、制度開発、社会変革といったマクロな福祉実践に結びつけてもらいたい。		
５　自己評価を終えて						
	５－１　区地域自立支援協議会での報告					
		報告日			2025年7月4日	
		出席者からの意見	1	相談支援事業の概要について	特になし	
			2	相談支援の状況について	特になし	
			3	業務に対する自己評価について	特になし	
			4	区における地域課題について	特になし	
	５－２　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）					
			鶴見区地域自立支援協議会においては、昨年度における鶴見区障がい者基幹相談支援センターの活動について、概ね良好な評価がなされた。関係機関との連携や支援の実施状況等において一定の成果が認められたことは、地域福祉の推進において意義あるものといえる。しかしながら、障害のある方が地域において安心して暮らし続けることのできる「共生社会」の実現に向けては、依然として多くの課題が残されている。たとえば、地域ごとに支援の内容や質に差異が見られ、また支に携わる人材の不足により、事業運営に支障を来している状況が認められる。 個別支援に関しても、障害のある方の自立および就労機会の充実にはなお課題が多く、支援の質の向上とともに、個々のニーズに応じた多様な支援体制の構築が求められている。加えて、地域における相談支援体制の拡充も進められてはいるものの、相談支援専門員の人員不足、研修体制の不備、専門的支援の不足など、体制の量的・質的両面において課題が見受けられる。 さらに、精神科病院に長期入院している方や、施設入所が長期にわたる方々の地域移行を支援する取り組みも行われているが、地域側の受け入れ体制や人的資源が不足しており、制度の存在に対して実効性が十分とは言い難い。その他、福祉サービス全般にわたり深刻な人材不足が顕在化しており、支援従事者の高齢化も進行している。その結果、障害のある方との適切なマッチングが円滑に進まぬケースも少なくない。 　これらの多くは各区を超えた全市的な課題であり、他区の支援実践状況も参考としながら、引き続き地域生活支援体制の強化に貢献したい。	

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			阿倍野区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要			令和6年度
	1－1　実施状況について		
		法人名称	特定非営利活動法人燦然会
		開所曜日	月曜日～金曜日（祝祭日除く）
		開所時間	9:00－17:30
		同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業・指定障害児相談支援事業
		事業所の特長	地下鉄御堂筋線昭和町駅下車すぐの文の里商店街内に事務所を設けています。 商店街内に設置することで、地域とのつながりや地域への参加を目指し取り組んでいます。

1－2　職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	1	1	2 人
兼務	4	0	4 人
計	5 人	1 人	6 人

1－3　専門資格の保有状況

主任相談支援専門員　1名　・　相談支援専門員（現任）　2名　・　相談支援専門員（初任者）　2名
社会福祉士　1名　・　精神保健福祉士　2名　・　介護福祉士　1名　・　鍼師灸師　1名
（数字は延べ人数）

1－4　ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
肢体不自由	月曜日～金曜日	9時～17時30分

1－5　センター業務についての理念・基本方針

次のような基本方針をもって、センター運営を行っている。
1.障がいのある方が自己決定、自己選択による各々の自己実現を最重視し、その方らしい生き方の実現に向けて支援する。
2.障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができる地域社会の実現に寄与する。
3.行政、事業所、団体等地域社会との円滑な連携を図り、地域ネットワークの構築に務める。
4.支援者同士の顔の見える関係づくりに励み、地域で暮らす障がい児・者により良い支援が行われるように、地域自立支援協議会の活性（専門部会の創設等）に取り組む。
5.3障がい・難病等への対応ができる総合的な窓口になれるよう職員の資質向上に日々務める。

2　相談支援の状況

2－1　相談支援実績

①相談者数

月当たり相談者数	年間実相談者数
65.9人	376人

②相談受付件数及び支援件数

年間相談受付件数	年間支援件数
1,777件	1,909件

③受付方法別件数

電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
1295 件	52 件	124 件	228 件	60 件	18 件	1777 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	49	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	13	67
	聴覚	29	1	14	1	0	0	1	9	0	0	0	19	74
	肢体	79	6	8	1	0	0	1	4	1	0	0	16	116
	内部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	158	7	22	2	0	0	2	15	1	0	3	48	258
難病		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
重症心身障がい		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
知的障がい		209	15	22	14	2	20	23	8	3	0	9	45	370
精神障がい		564	53	83	56	7	38	51	46	5	1	35	103	1042
発達障がい		49	1	2	2	1	2	3	8	0	0	0	7	75
高次脳機能障がい		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
そ の 他		116	4	10	2	0	1	1	3	2	0	1	16	156
合計		1104	80	139	76	10	61	80	80	11	1	48	219	1909

事業所名			阿倍野区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			相談支援件数は、昨年に比べ約200件ほど増加、相談者数も約20名増加している。 家族・人間関係、生活技術、権利擁護が前年より比べ増えている。 精神障がいが、相談件数としては毎年多く、電話対応が増えている形である。 身体では聴覚・視覚ともに増え、高齢になってからの、手帳取得などが増えたと考えている。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	5	協議会への参加、専門機関への勉強会などに積極的に参加し、連携を図っている	専門機関との連携強化 相談支援のスキルアップを行えるような環境を作っていく
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	妥当とは言い難く、人員的な部分で時間が足らない事もあり。	人員の配置であったり、法人と連携していく。 相談件数などについては、相談支援事業所や区での相談状況などを検証していく必要がある
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	5	アセスメントを繰り返し行いながら、本人のニーズ整理をしていきながら、事業所へ引継ぎを行っていたり、ケースの引継ぎをしている	相談が来なくなったケースや関係機関につながった後など、ケースとして後追いができていないことがあるので、できる限るは把握できるようにしていければと考えている。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	専門資格の職員の配置は行っている。 区内相談事業所からの相談にも対応し、複合的な課題に関し、区役所・地域包括・社協等と共にに連携している。 つながる場にも積極的に参加　件数は増えている	継続した専門資格の取得や配置などに努める。 高齢・医療分野との協力はできている事が多いが、児童分野での連携がいまいちできていない。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	5	よりそいネット・刑務所や警察との連携や勉強会参加	触法障がいに対して、密な連携などは行えているが、ケースが少ない分課題整理はできていない。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	各種マニュアルの整備・運用に関して適正に行っている。 職員の動態表をわかる様にし、開所時には常に対応するようにしている。 緊急時、法人とも連携	継続して、マニュアル通りに行っていけるよう努める。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	説明に終わっている	周知をしていきながら、連携体制など含め登録事業所が増えてくるように努めていく。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	選定依頼があれば適正かつ公正に行っている。 相談支援部会での空き情報も活用。	指定の相談事業所は増えている事から、以前に比べ選定はしやすくなっている。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	後方支援として、必要な情報提供や助言は行っている。 困難ケースに関しては担当者会議にも積極的に依頼があれば参加している。	相談支援部会にきていない事業所については、あまり関りがなく、把握ができていない。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	5	地域ケア会議の参加や高齢・障がい福祉合同連携会・研修など行い、相談支援機関に限らず、横の見える形を区内でも開催している。 つながる場・要対協からの依頼があれば参加している。 防災については、高齢・医療などと会議を行っている	他分野との協働はしているが、時間と人は圧倒的に足らない部分とICTにおける柔軟性を取り組んではいきたい。

事業所名			阿倍野区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	協議会への参加は主体的に取り組んでおり、専門WGにも参加。 協議会運営を円滑にできるように、各部会などでの共有を図った。	情報の共有や発信には力が入れれていなく、予算もない中で苦慮している。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	2	法改正後、協議会として周知活動を行い、ケース状況の把握	始まったところなので、いろいろ試行していきたいと考えている。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	部会以外でのGWの設置にて横断的な意見交換を実施。 福祉教育・学校説明会・なんでも相談会・ハロワ体験会などへの参加 日中どこいこイベント開催など	協議会における横断的な意見交換はしているが、時間や手段があいまいでうまくいかない、早急なICT活用が必要 イベントに関しては、周知について苦慮、あらたに何かをするにしても現状を整えていく。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	5	施設・病院等からの地域移行では、GHへの移行が主ではあるが、日中活動・余暇含めての支援ができている	意思決定支援の部分で難しい 情報の伝え方、伝えれる頻度なども異なる為に、事前準備をどのようにしていくのかが課題
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	区の家族教室での講話や「8050」に行くまでの「5020」の間に自立への提案をだしている。	阿倍野区は資産がある家庭が多いのと、親の障がい受容ができていない事が多いのがあり、隠れ「8050」が存在している可能性があるので、そこを関係機関から情報共有していきたい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	5	区役所への通報や区各課との連携をとっている。 虐待・人権擁護研修に参加し、事業所内でも共有、職員にも積極的に研修参加を促している。	児童にまつわる虐待などの連携が不十分であり、主体者からの情報があまりでない
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	十分な傾聴をもとに助言や提案を行い、場合によっては専門機関への紹介などをおこなう	啓発・相談として幅広く行う必要があり、地域でのセンター周知を広くすることにより、様々な相談ができるように努めていく。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	成年後見については、区担当などとも必要に応じ行えており、あんしんさぽーとについても協議会などでも案内など行ってもらっている	啓発・相談として幅広く行う必要があり、地域でのセンター周知を広くすることにより、様々な相談ができるように努めていく。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	相談支援部会により隔月での勉強会開催 事例検討は部会内で行っている	主任相談とどのように人材育成の部分で取り組んでいくのか検討していく必要がある
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルの受け入れはしている。現任では、日程があえば、グループワークも行っている。 相談支援事業所へは、加算や請求など必要があればフォローアップしている。	インターバルは継続していくが、相談事業所が増えてきており、センターのみでは難しいくなるかもしれない。
3－8　その他の取組み				
		住之江支援学校合同説明会・出前授業 福祉教育への取り組み参加 小地域ケア会議への参加		

事業所名				阿倍野区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				・緊急時の受け入れ先が少ない。児者ともに ・地域差が出ているが、80-50での問題が増えてきており、今後も増加する事が見込まれている、相談機関の連携強化と制度理解などが高齢・障がいともに必要になってくる。 ・各事業所の人材不足、人材育成などの研修などが必要になっている。 ・協議会の情報や連絡確認などのツールが少ない為、周知など不十分になっているかもしれなく、HPなどwebでの情報公開なども考えて行かないといけない。 ・児童保護者への、将来的なアプローチ不足（情報提供）、子育てなどとの共同も必要になるのではないか。 ・防災の意識は高くなっているが、地域ごとでどのような情報があるのか不明。今後、地活協、市民協働課などと協働していく、福祉関係機関との連絡会を作って行く。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		7月23日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	特になし
			2　相談支援の状況について	数値比較ができるような形で報告してほしい。昨年のデーターなど含め
			3　業務に対する自己評価について	基本的には妥当な評価といわれている、運営委員や区より点数を上げてもいい箇所が2点あった。
			4　区における地域課題について	地域課題を上げれる場がすくないので、そこをどうしていくのか？
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				運営委員よりは、センターの業務について認知はしていただいており、相談支援への後方支援など積極的に行えているが、他の事業所へのアプローチが協議会内での事が多く、協議会での個別会議など含め周知していきながら、区内の事業所との連携強化をしていく必要が増えて行けるように考えていく。 防災での取り組みを期に、関係機関や地域との関わりを増やす事ができればと考えている。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			住之江　区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要			令和6年度
	1－1　実施状況について		
		法人名称	特定非営利活動法人 自立生活夢宙センター
		開所曜日	月曜日から金曜日
		開所時間	9:00～18:00
		同一場所で実施している その他の事業	指定特定相談支援事業　指定一般相談支援事業 指定居宅介護事業　指定重度訪問介護事業　指定自立生活援助事業 指定同行援護事業　地域生活（移動）支援事業　指定生活介護事業
		事業所の特長	・障がい当事者が主体的に運営をおこない、障がい者スタッフが「ピアカウンセリングや自立生活プログラム」を実施している。 ・地域の中で障がい者が堂々と安心して自立生活を目指せるように、様々な機関と連携し、あらたな社会資源を発掘していけるよう地域交流に積極的に取り組み、様々な角度からエンパワメント支援をおこなっている。

1－2　職員の状況				
		常勤職員	非常勤職員	計
	専任	2	3	5 人
	兼務	2	1	3 人
	計	4 人	4 人	8 人

1－3　専門資格の保有状況	
	社会福祉士3名　介護福祉士3名　精神保健福祉士1名 介護支援専門員2名　点字技能士1名 主任相談支援専門員1名

1－4　ピアカウンセリングの実施体制			
	障がい名	実施曜日	実施時間
	身体障害/難病	毎日	随時
	精神障害/統合失調症	毎日	随時
	身体障害/視覚障害	毎日	随時
	身体障害/脊椎損傷	毎日	随時

1－5　センター業務についての理念・基本方針	
	・住之江区は地域自立支援協議会を中心とし、相談や社会資源の活用が円滑に進められてきており、この基盤となるネットワークを生かしながら、現在構築されている相談ネットワークがより充実したものとなるよう、毎月、相談支援会議（障がい・高齢・子どもの総合相談、地域支援会議、相談支援事業者連絡会）の開催を中心的に担っています。 ・随時の訪問・電話相談や虐待ケースの受付、コア会議への参加、差別解消に向けたアプローチも積極的に行います。 ・複合的な支援が必要な家庭も年々増加していることから、障がいの居宅介護事業所や日中活動等事業所のみならず介護保険事業者からの相談にも積極的に応じ、区役所・地域包括支援センターとも連携し、会議の開催や訪問対応など相談ネットワークを充実させます。 ・地域の中で支援につながることの出来ていない障がい者や、障がい者と住民とのトラブル等も、区役所・地域包括支援センター・見守りあったかコーディネーター等と連携しアプローチを進めています。 ・区役所と連携し、区内の資源の開発や啓発活動も積極的に行っていきます。具体的には学習会やセミナー等の開催、障がいに理解のある民間業者とも連携し、新たな資源の開発を考えている団体とのつなぎも行います。

2　相談支援の状況	

2－1　相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	159.8	286

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1918	8985

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1212 件	131 件	347 件	136 件	91 件	1 件	1918 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	2	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	7
	聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体	250	207	47	87	1	188	258	44	9	236	61	0	1388
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	252	209	48	88	1	188	259	44	9	236	61	0	1395
難病		18	19	14	9	0	16	17	1	2	13	0	0	109
重症心身障がい		59	28	15	12	0	34	38	2	0	57	0	0	245
知的障がい		628	155	72	285	5	516	551	32	158	529	9	0	2940
精神障がい		699	513	241	431	6	544	528	42	234	458	31	0	3727
発達障がい		47	22	2	19	0	31	39	0	26	22	1	0	209
高次脳機能障がい		68	29	11	17	0	50	82	10	18	74	1	0	360
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1771	975	403	861	12	1379	1514	131	447	1389	103	0	8985

事業所名			住之江　区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			相談支援については、毎年同様であるが、8050問題とも言える親子で地域で孤立している相談が多く寄せられ、長年の問題の蓄積による解決の難しさを抱えているケースが多く、介護保険事業所や地域包括支援センター、見守りあったかコーディネーター、見守り相談室など各方面と連携しながらの対応を行っている。それに伴い、つながる場の活用も必要性の検討を行う機会も増えている。 指定相談支援事業所は増加傾向と共に、事業所内での相談支援専門員の雇用増も多く、各事業所内でのOJTなど相談支援のバックアップ体制が充実してきたと感じている。ただし、相談支援事業所の変更依頼は引き続き多く、毎月の選定依頼も二桁になることも多々で、利用者と相談支援事業所をマッチングすることが、非常に難解でかつ煩雑になってきている。相談支援が拡充していくことは良いことであるが、ニーズも複雑化、多様化する中で、相談支援の質の向上を図る機会を引き続き検討していくことが求められている。 大阪市からの各種研修の情報提供などを即座に相談支援事業所に周知できるようなメーリングリストの活用を行い、各事業所がスキルアップできる機会の確保を積極的に行った。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	様々な相談に対応できる当事者相談員がおり、その見地から連携機関の把握も出来ているため、専門機関の情報提供もスムーズである。	引き続き努めていきたい。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	1支援毎の相談の中身の内訳を詳細に残すことにより、相談者の生活全般に対しての対応が出来ている。それは区の特性として、在住者よりも移転者が多い区の特性であり、相談の中身が孤独と相まって複雑化することが顕著である。件数について妥当かどうかは難しいが、年々増加にあることは確かである。	相談者数は区の特性もあり、新規相談が続くことが想定される。当事者相談員が多い人員配置であるため、自宅への直接訪問は難しい場面があり、訪問活動の出来る人員配置を検討するべきか否か、課題はある。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	当事者相談員の知識と経験を活かし、相談者の強みを引き出し活かすことはもちろん、エンパワメントの視点を重視したアセスメントを心がけており、各機関につないでいく際にも、ご本人の障害も含めた個性を丁寧に伝えるよう心がけており、つなげた後のバックアップも対応している。	つなぐ事業所側がストレングス視点やエンパワメントの視点を重視してもらえるよう、研修会の実施や当事者主体を広められる機会の提供を心がけていきたい。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	5	社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、点字技能士を配置し、加えてピアカウンセリングのできる当事者相談員も配置することで、複合的な課題のある事例や長期間の支援を要する事例へのアプローチに対して様々な角度から様々な視点を通して関わることで、状況の紐解きを簡略化出来たり、ネットワーク構築が進みやすいなどの利点を作れている。	引き続き複合課題にも取り組み、住之江区のネットワーク力を高める一員として邁進したい。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	実事例として、累犯の触法障がい者への対応を3年ほど続けている。大阪保護観察所、保護司とも緊密に連携を取りながら、ご本人の環境整備などを行い、支援につなげるよう手続きの同行支援、医療機関同行なども行った。	実事例の当事者が累犯者であり、それを繰り返しないことが出来るよう支援したかったが、難しかった。本人が反省し振り返り、支援を求めるに至ってもらえたことは良かったが、今後も支援の在り方について研修を受講するなど支援力の向上に取り組みたい。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	5	緊急時とならないことがベストだが、丁寧にアセスメントを行うことで、緊急事態が起こる可能性もパターンも予測しながら、対応できるような体制を構築している。支援者のネットワークだけでなく、住民との連絡手段も繋ぎながら、地域としての連絡網の整備を心がけている。	引き続き努めていきたい。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	2	区内で数回、地域生活拠点等の周知啓発を行い、登録事業者の拡充には努めているものの、登録事業者が現れない現状にある。また登録希望事業所は現れたものの、実支援の中身に不安要素が大きくあり、登録には至っていない。	地域生活拠点等の整備は重要なことと認識しているため、自立支援協議会を中心に広く周知を行いながら、その意義を共有し、登録事業者の拡充に努めていきたい。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	3	昨年度より正式な依頼状という形式を取るようになり、区役所からコンスタントに毎月依頼が送られてくる。 相談部会での顔の見える関係性構築により、相談者のニーズに応じた選定を行っている。	相談部会への参加は、住之江区の相談支援事業所全てに案内出来ているものの、毎月全ての事業所が参加するまでには至っていない。事業所の状況が見えないところには依頼もかけづらく、全てを公正にという点で難しさを感じている。更なるアプローチを各事業所にかけていきたい。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	5	相談部会、相談支援事業所連絡会などを中心に各事業所のみならず各相談支援専門員に対しての情報提供、事例に対してのアドバイスや必要な際のOJTなども積極艇に行い、地域の相談支援専門員が地域から信頼されるよう働きかけもしている。またメーリングリストを作り、必要な情報提供はタイムリーに行っている。	今後も引き続き取り組み、関係性をより構築していきたい。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センターとの協働は年々増えており、互いに同行してのアセスメントや支援の組み立ての意見交換も積極的に行っており、初期相談についても同行する機会も多い。つながる場活用に至る事例はあまり増えてこないが、多職種連携は強化されている。	学齢期の家庭課題のある事例なども増えてきており、児童分野での連携取り組みの中で、つながる場の活用ができれば良いと考えている。 福祉分野に依らない連携のあり方を、つながる場を活用することで広めていきたい。

事業所名			住之江　区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	区自立支援協議会の代表を法人の当事者スタッフが継続的に担っており、基幹職員が事務的な役割を担い、メーリングリストへの送信も基幹職員が積極的に行っている。 各部会にも職員が各々参画し、部会発信の勉強会の発案など積極的に意見提起している。	協議会の参画団体からも、積極的に意見や提案が出るよう、アンケートなども使いながら参加しやすく活気のある協議会としていきたい。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	各部会にて事例検討を行い、その必要な情報の共有と提供、必要な支援の構築と連携を行っており、区としてのチームアプローチを行えるよう日々連携している。	協議会に参画する機関、事業所などを増やしていくことで、より強い連携、より適切な対応の検討ができるため、協議会への参画を引き続き求めていきたい。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	上記bの事例検討を進めながら、必要な支援についての共有を行う中で、新たな資源の想像も膨らむ。関係機関がそれを共有することで、様々な機関が持っているつながりにて既存資源への周知も図られ、新たな資源が生まれる基となっている。	区の特性もあり、就労系など脆弱な社会資源も多く、区内に留まらない資源の活用は必須ではあるが、加えて区内の資源の開発も諦めずに進めていきたい。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	定期的な障がい者支援施設への訪問活動を法人として行っており、また施設からの地域移行の相談も.受け付けている。病院の地域連携室からの連絡も多い。 本人の地域生活の意向に即し、コーディネートを行い、自立生活の基盤を作っている。	コロナ禍以降、入所施設との交流イベントなど開催しにくくなっているものもあり、状況をみながら地域生活の周知や啓発も行っていきたい。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	地域包括支援センターとの連携を元に、8050問題とも言うべく相談が定期的に舞い込む。親御さんのこの先の暮らし方と本人の暮らし方とをお互いに無理のない形で互いが成り立つよう、連携を元に体験などを駆使しながら当事者のペースに合わせて進めている。	各サービス事業所が各家庭の事情に触れてもらえるよう、日中系の事業所などとの連携を緊密に行うことで、利用者が個々に早めの対策を模索したり、相談支援とつながる道筋をつけてもらえるよう、今後も努めていきたい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	虐待研修は法人でも年に数回は行うと共に、基幹担当者、管理者は専門研修を毎年受講するようにしており、意識の向上を図っている。 また、区役所への通報事例についてもコアメンバー会議への出席は必ず招集されるため、連携を満つにし、適切に対応出来ている。	虐待通報が区役所に直接の事例ばかりではあるため、虐待についての相談が基幹にも出来るという周知も再度行いながら、疑いがある際に相談しやすい環境整備を行っていきたい。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	当事者相談員が多く在籍する基幹であることから、差別に対する啓発活動は幅広い分野（教育、医療、福祉、地域住民）に対して行えている。 そういった活動を通して、差別についての相談や合理的配慮のあり方、意識づけについて、様々な相談にも応じ、差別の解消に努めている。	実差別事例としての相談は報告としては事業所と当事者とのものが大半で、地域全般の相談としてはなかなか挙がってこない。実際には様々な場面で難しい判断がなされていると認識しており、そのような相談がしやすい環境整備に取り組んでいきたい。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	5	長年、成年後見制度の利用推進やあんしんさぽーと事業の利用案内などは積極的に行ってきており、連携する機関や専門職は多数である。 本人の金銭面について、きちんと権利が守られるべく対応出来ている。	今後も引き続き努めていきたい。
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	相談部会、相談支援事業所連絡会などを中心に各事業所のみならず各相談支援専門員に対しての情報提供、事例に対してのアドバイスや必要な際のOJTなども積極艇に行い、単独相談員の事業所でもスキルアップ出来るよう、区全体がチームとなれるように努めている。	上記でも書いたように、参加事業所の総数を増やしていき、区全体の相談支援専門員の育成に努めていきたい。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	5	インターバルについては、ほとんどの区内事業所が当センターにて受入れを行っている。 相談部会、相談支援事業所連絡会を中心に新規事業所となってもらえるような参加を呼びかけ、年々事業所も増加傾向にある。また加算の周知なども行い、各事業所の増員も見られている。	今後も引き続き、努めていきたい。
3－8　その他の取組み				
		〇支援学校連携会議をはじめとした、就職後の進路の拡充に向けて支援学校側との連携も続いており、事業所合同説明会の開催や、社会資源情報シート（日中活動調査シート）を協働し活用中である。 〇住之江区4地区包括との連携強化、包括の会議にも招聘されている。ケアマネージャーや介護保険事業者の研修会や交流会にも参加。 〇なんでも相談会の開催場所を、区役所の会議室や社協の一室をお借りして行った。 〇相談支援従事者研修への講師派遣も継続して行い、相談支援の拡充に努めている。 〇大阪市障がい者相談支援研修センター主催のピアサポート研修に講師、ファシリテーターの派遣を行った。	

事業所名				住之江　区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				引き続き8050問題は非常に深刻であり、大型マンションの多い地域性も重なり、湾岸地域では特に孤立化が顕著である。市営住宅やURが多い南港地域からの相談依頼は増加する一方で、家庭内・近隣とのトラブルに発展するケースも多く相談内容も多岐にわたり、障がい福祉のみならず、介護・医療・法律など複数の機関と連携を強化・支援していく必要がある。 相談事業所は増えてきており、複数相談員の事業所も多くなってきた。それにより計画依頼も比較的につなぎを行いやすくはなってきており、選定による相談のつなぎもスムーズに行えている。ただし、相談員の人数増加に応じて、苦情も増えており、質の向上は喫緊の課題である。 報酬の見直しも含め運営についても、相談部会内でも検討がなされ、継続した事業所へのサポートの充実が望まれる。 今後は複数相談員の事業所にはより部会への参加を促し、区全体としてのスキルアップが図れるように、より良い相談支援の実施に向けて研修の機会、内容の精査に尽力していきたい。 ヘルパー・支援員等の人員不足による慢性的な受け入れ先不足も深刻で、必要なサポートが受けられないケースも相変わらず出ている。各相談員ごとに事業所へのアプローチも深め、人材確保やサービスの質の向上にも努めていかなければならない。 コロナ禍を経て、顕著にみられる孤立化し複雑化する相談内容に対応するために、専門的な知識やネットワークを構築する必要性が高く、それらを取りまとめる支援力を形成できる人材の育成も課題である。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		8月21日
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	相談支援部会や相談支援事業所連絡会など集まれる場があることで、相談できる機会を確保してもらえていることはありがたい。加算の内容なども研修の機会を設けてもらえることで、新たな相談支援専門員の雇用を推進することができた。ケース検討の機会の確保、相談できる窓口としての対応、後方支援への尽力など基幹としての動きを示してくれていると感じる。
			2　相談支援の状況について	当事者相談員だからこそ相談できる内容があり、非常に助かっている。人権的な視点に即して、本人の支援を考えることを意識されており、課題の大きいケースについて、基幹が共に動いてもらっていることで支援へとつながる実感もある。 また新たな社会資源との出会いについても、連絡会に招聘するなど、各相談支援専門員が資源と出会う機会も拡げてくれており、大変助かっている。 計画相談支援の選定についても含め、部会参加の事業所にとどまらず、依頼をかけてくれているとは思うが、更なる部会参加を要請しつつ、相談支援の質の向上や相談支援の拡充に尽力されたい。
			3　業務に対する自己評価について	評価点は適正である。 部会活動や協議会についても、活発に運営してくれており、区役所との連携も柔軟に行えており、引き続き住之江区内の連携を続けてほしい。 虐待受付や差別事例受付が基幹で無いというのは気になるが、区内事業所も基幹に通報や連絡する機会をもっと意識的に設けてもらえるよう、働きかけは引き続き必要ではないか。
			4　区における地域課題について	児童～高齢まで、切れ目なく孤立化することなく支援できるように、地域のネットワークを構築する必要がある。特に8050問題は区内に古い集合住宅も多く、また地域ごとの特性も相まって固まっている。 児童期の支援の脆弱さは地域の特性であったが、少しずつ事業所が増えているのは尽力の成果か。区が横に長く、地域ごとに分断されてしまう。精神科医療は特にだが、障がい者医療分野も受け入れが弱く、まだ地域間格差も大きい。協議会を中心に、支援の充当を進めてほしい。
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				区内会議、部会、連絡会など昨年度より積極的な開催に戻ってきており、交流の機会も増え、また相談支援の事業についての周知、運営についてのアドバイスなどもじっくり進めてこれた甲斐もあり、新たな相談員を増やす事業所が少しずつ増加を続けており、顔の見える場での様々な関わりが出来る事は、相談支援の拡充にしっかりと活きてきていると実感する年となった。 基幹センターとして9年目、区内でのセンター事業の定着がコロナ禍では感じ取れなかった点が目に見えて感じることができた。 ただし、区の相談支援から感じる課題はコロナ禍を経てより深刻なケースが浮き彫りになっており、支援者を拒否しながらも地域からは孤立、または揉め事になっている場合も多々あり、誰がどのようにどんなアクションを起こして紐解いていくのかが、大きな課題となっている。 協議会内で連携の取れている相談チームとして、共通認識を持ちながら、基幹だけに捉われないチーム住之江として課題の解決に尽力していければと思う。 ただ、ヘルパー不足、人材不足は深刻で、他区の事業所に要請することが多くなってきており、各派遣事業所も派遣縮小の兆しも見える中で、やはり報酬拡大については国に求めていかなければ今後の障害当事者の地域生活は危ぶまれている。地域移行の推進を図る上で、地域に資源が無い状況にならぬよう、様々な角度から拡充できるアプローチを模索していきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	住吉区障がい者基幹相談支援センター
1　相談支援事業の概要	令和6年度
1－1　実施状況について	
法人名称	社会福祉法人　あいえる協会
開所曜日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
開所時間	午前9時～午後5時30分
同一場所で実施しているその他の事業	一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業
事業所の特長	障害者が地域で自立生活が続けていけるよう、各事業所・行関等とネットワークを築いて、「地域であたりまえに暮らす、本人中心」の支援を軸にすることを基本とし、それぞれの障害特性も意識した相談姿勢をもって取り組んでいます。また各指定相談支援事業所の後方支援やサポート、運営面でのフォローも行いながら、必要な情報提供を随時行うとともに、地域自立支援協議会にも主体的に参画しています。また、必要に応じて当事者スタッフによるピアカウンセリングも行っており、従事する職員も重度身体障害者の介助技術を一定習得しています。

1－2　職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	7	1	8 人
兼務	0	0	0 人
計	7 人	1 人	8 人

1－3　専門資格の保有状況

社会福祉士3名、精神保健福祉士1名、介護福祉士4名
主任相談支援専門員2名、現任相談支援専門員1名、初任相談支援専門員2名

1－4　ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
精神障害	随時	9:00-17:30
全身性障害	随時	10:00-17:00

1－5　センター業務についての理念・基本方針

当センターではどんなに重度の障害者でも地域で生活できるような支援を行っていくことを目指しています。地域で生活をしている障害者、これから地域で生活をする障害者が福祉サービスを円滑に利用できるように支援を行います。自立生活には福祉サービスの利用援助だけでなく多岐に渡る生活支援が必要です。ニーズを聞き取るところからサービスの調整や制度利用の手続きのための同行支援、様々な経験を積むためのILP（自立生活プログラム）の実施など、本人らしい生活を作っていくために支援を行います。 また地域自立支援協議会では行政や他団体とネットワークを作っていくとともに、必要な社会基盤の整備を進めていきます。障害者虐待についても防止・緊急対応を行なうために地域のネットワークを強化していきます。障害者への直接支援だけではなく、住吉区で障害者が安心して生活できるように基盤整備を行っていくとともに、地域移行への仕組みづくりにも力を入れていきます。

2　相談支援の状況

2－1　相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	87	438

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	2967	2967

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	2013 件	125 件	180 件	433 件	167 件	49 件	2967 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	70	15	30	8	0	6	7	14	10	1	21	4	186
	聴覚	14	1	4	3	0	4	22	44	1	0	9	0	102
	肢体	109	3	21	5	0	0	38	18	1	0	0	11	206
	内部	10	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	15
	計	203	19	55	16	0	10	68	80	12	1	30	15	509
難病		15	1	6	0	0	1	3	0	0	0	0	4	30
重症心身障がい		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
知的障がい		249	8	31	39	9	15	18	24	9	0	25	7	434
精神障がい		496	49	194	342	0	33	159	127	60	0	30	85	1575
発達障がい		64	1	6	41	17	1	19	3	19	6	4	6	187
高次脳機能障がい		71	1	10	22	0	1	7	24	1	0	1	2	140
そ の 他		33	0	12	10	0	1	3	9	3	0	0	20	91
合計		1132	79	314	470	26	62	277	267	104	7	90	139	2967

事業所名			住吉区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			昨年度に続いて、相談者は精神障がい方の相談が多く、中でも発達障害者の相談は増加傾向にあります。この間は8050世帯ケースや、本人が20代の発達障がいの疑いでひきこもり傾向にあるケースの相談が増加しています。いずれも見守り相談室や生活保護のCW等からの相談でつながっていますが、どちらもすぐに福祉サービスを利用するということではなく、長期間の定期訪問から医療機関の同行等、そこからサービス利用につなげるケースが増えていることから、一定の区切りまで期間を要する相談が増えています。また、センター単独では支援が難しく、各関係機関と連携が必要なケースも多いことから、地域の支援ネットワークが一層重要になっています。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	各障害にかかる理解を深めるため、センタースタッフは研修の機会を設けています。また各専門機関とは連携をとっており、常時対応ができるように取り組んできています。	難病者への対応については、相談数も連携機関も少なく、スタッフの知識も不足しています。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	3	市から示されている相談の規定数以上の対応とはなっていますが、これは住吉区において妥当な数字かは落とし込めていません。	単発かつ短時間の電話相談の場合、記録が漏れていることもあり、些細なことでも記録を残すよう徹底していきます。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	本人の持つ力を引き出して支援を行い、他機関へつないでいますが、当センターで抱え込み、つなげるまでに時間がかかるケースもあります。	一つ一つのケースを丁寧に対応し、適切な支援を早期に見極めて対応していくことを前提にしていますが、個々の経験の差もあるため、さらなる経験の蓄積とスキルアップを行っていきます。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	3	8名の内7名が専門資格者を有しております。複合的な課題を持つケースについては、区役所、他関係機関と協力をしながら対応していますが、地域ではまだまだ埋もれたケースがあり、全体に十分に対応がおいついていません。	引き続き専門資格の取得と合わせて実践の中でスキルを磨き、体制強化を図り、積極的な対応ができるように進めていきます。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	触法障がい者への対応について、対応件数は多くないですが、地域定着支援センターをはじめ、各関係機関と協力して対応してきました。	緊急的な対応や受け入れが必要になることも考えられることから、受け入れの仕組みづくりが必要と考えています。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	緊急時の対応が必要なケースについては、関係機関等で緊急携帯電話の連絡先を共有しています。	対応できるスタッフが限られていることから、緊急時に対応ができない場面もあり、今後の検討が必要です。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	2	拠点登録の啓発はしているが、実際の登録事業所はありませんが、連携体制の構築は拠点登録によらず、広がっています。	連携体制を構築していく中で、拠点機能についての改めての啓発説明を実施していきます。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	本人の概況に沿って適切な相談支援機関に依頼をするようにしていますが、限られた事業所の中で選定しなければならない状況です。	選定できる事業所が限られていることもあり、広く公正にできない場面も生じており、も新規相談支援事業所の増加や、既存事業所の相談員増を啓発していく必要があります。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	指定相談支援事業所が対応に行き詰まったケースの同行支援、後方支援を行い、また加算取得等についてもサポートを行ってきました。	経験豊富な指定相談支援事業所も増えてきていますが、相談員としての姿勢や想いの重要性、質が課題として報告されてきています。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	地域包括支援センター等の他分野機関との連携は構築されており、つながる場への参画も積極的に行ってきました。	つながる場開催までは時間がかかってしまうため、協議会の個別支援会議、その他高齢との連携では地域ケア会議の活用が優先されることが多いです。

事業所名			住吉区障がい者基幹相談支援センター		
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	区地域自立支援協議会の運営は主体的な運営参画をしており、協力団体の力を借りながら役割分担して運営をしてきました。	協議会では一定活動の枠ができて活性化している一方、各部会への集まりは意識のある事業所であり、それ以外の参加のない事業所へのアプローチが課題となっています。	
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	事例検討会の定期開催や、緊急的なケースの個別支援会議の仕組みを作り、実際にケースの取り扱いを行ってきました。	個別事例の取り扱いについてはまだ始まったばかりでもあり、今後開催する中で課題を集約していきます。	
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	社会資源の改善についての議論をしていますが、社会資源の開発の実現までは至っていません。ただ、各部会において改善についての議論を進めています。	新規の社会資源開発については、区毎で提案を行い、市へ反映させていく必要があります。	
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	地域移行にかかる支援サポートについては、地域移行支援が利用できなかった児童ケースの対応を行いました。病院からの移行相談についても、地域へのつなぎ対応を進めているところです。	特に行動障害や重度身体障害等への受け皿については、受け入れGHの不足、車いす対応のGH不足があります。また地域移行に取り組む事業所が少なく、基盤整備も課題の一つです。	
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	8050ケースについて、本人、親、各機関からの相談に対応し、将来的に親亡き後の生活を見据え、外出等サービスの導入等、支援を行っています。	親の抱え込みケースについては、アプローチに時間がかかり、結果的に緊急時の受け入れとなる可能性が高いことから、アプローチ方法について、関係機関と協力して対応していく必要があります。	
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	毎月1回区役所担当と虐待通報の内容を共有し、必要な支援や方向性等について意見交換の機会をもってきました。そういった中で、相談支援専門員とケアマネジャー、見守り相談室、区役所等による事例検討会を区役所と協働で企画実施しました。	各支援機関の虐待通報や虐待予防のための日々の気づきについて、継続した啓発の機会を作ることから必要だと感じています。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別解消については各部会等で周知をして対応しており、相談があった際はこちらで判断せずに差別解消として対応を進めてきています。	差別かどうかわからない、実際に差別をうけたようなことでもそう感じないという事例はまだ地域にはたくさんあると思います。小さな事例でも拾っていけるような周知啓発が必要です。	
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	権利侵害については、虐待防止の取り組みも含めて、住吉区地域自立支援協議会でも一つのテーマとして取り組んできました。個々のケースにおいても必要に応じて専門相談を取り入れるなどして、客観的な判断を入れる等して支援を進めています。	あんしんさぽーとにおいては、利用できるまでに1年程度等長期間かかることもあり、実質利用までが非常に遠く、緊急的な利用は見込めないため、成年後見が適さない当事者には使える資源がない状態です。	
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など	
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	協議会の取り組みに置いて、支援者育成のための研修会を実施しています。協議会では年4回、各部会でもミニ研修会を実施する等育成の機会を作っています。	育成ニーズについては支援者の経験によっても異なりますが、そういったニーズ調査は十分ではないので今後方針を定めていく予定です。	
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルは随時受け入れており、新たな事業所のサポートや増員への働きかけを行ってきました。	新設増員の一方で、廃止する事業所もあることから、それらの手立ても必要になっています。	
3－8　その他の取組み					
		①社会資源ツールの作成 数年前から相談員等支援者向けの社会資源ツールを作成し、支援者間で共有をしています。これは住吉区を中心に近隣区の福祉サービス事業所状況がわかるためのツールで、主には相談員が利用することを前提にしているツールです。年々バージョンアップして使いやすさを追求しています。 ②主任相談支援専門員連携 区内の主任相談支援専門員間で連携が図れるよう、2025年度から一部相談支援の複数連携を開始している事業所のサポートと合わせて主任相談支援専門員に定期的に関わっていただき、助言、情報共有を実施しています。 ③福祉教育への取り組み 区内地域団体と連携して、小中学校での授業の枠でセンタースタッフも同行して、車いすのことや、車いすユーザーのことを知ってもらう取り組みを行ってきました。		

事業所名				住吉区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				キーパーソンが不在のケースについて、高齢障がい児童、見守り相談等、各関係機関が連携して対応をしてきています。そういった中で、例えば親亡き後の支援が必要な障がい世帯で、金銭管理支援が必要なケースの場合、成年後見やあんしんさぽーと利用までの期間、いずれかの支援者がその管理支援をしなければならない現状となっており、一部では相談支援事業所が担い、また一部ではヘルパー事業所が担い、本人宅に小さな金庫を置いてそこにお金を入れて支援者が定期的に訪問して本人と確認して出金するという支援を実施しているケースもあります。 ただ、緊急的な支援を要する場合は、いずれにしてもいずれかの支援者が対応せざる得ない状況がずっと続いています。またあんしんさぽーと事業においては利用できるまでに長期間かかる課題があります。この状況については障害者支援のみながらず、高齢者支援の現場でも報告されており、国においては高齢者支援で対策が示されはじめていますが、現場にといては大きな課題となっており、対策が必要です。 ただ、金銭管理は本人の財産を管理することでもあり、民間業者と本人の間だけで完結させることは慎重に考えていく必要があること、そういった中で官民の連携のもとに対応できる仕組みづくり、少なくとも緊急ケースについて対応できる仕組みが必要となっています。
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		2025/6/25
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	
			2　相談支援の状況について	
			3　業務に対する自己評価について	・地域移行について、指定一般相談支援事業所でもほとんどが地域移行をしておらず、実際に精神科であれば遠方にあったり報酬が割りに合わない等の理由もあるが、啓発も十分ではない。大阪市の地域生活移行推進事業では精神9センターと2指定事業所しかおらず、もっと広げていく必要がある。それらの啓発について地域活動支援センターとしても協力したいので、相談支援事業所への拡大を一緒に協力していきましょう。 ・福祉教育への活動にも貢献している事例があることから、それらについても評価シートに記載しては
			4　区における地域課題について	
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				1年間の通して、地域の相談は増加していますが、一方で地域の中で各機関とつながる機会が増え、相談は多いが連携が増えている印象があります。これは第1期からセンターを受託して継続してきた中でつくることができた地域ネットワークだと捉えています。 当センターとしては、まだまだ経験の浅いスタッフもいることから、これから長くセンターに定着して、地域に密着できる相談員を多く作っていかならければならないと改めて考えています。 総会でいただいた意見の中で、地域移行の重要性がありますが、実際に決まった機関しか地域移行に携わっておらず、入所施設・病院からの移行支援に地域の指定相談支援事業所がもっと参入していくことが重要です。そのためには地域と入所施設、病院とのつながりをつくらなければならず、これは大阪全体で取り組みを進めていかなければならないと感じます。長期入所、入院は人権侵害であり、地域に戻れる確固たる仕組みを作れるよう、大阪がモデルとなって国に施策提言していくことが重要と考えます。 当センターとしても、地域の相談支援事業所に地域移行の勉強会等を含め、啓発にもっと取り組んでいきたいと思います。 また、昨今では区役所の職員の個々のケースワークスキルの低下が気がかりです。窓口や手帳の更新聞き取り時等、その関わるケースについて気になるところがあれば確認してニーズを把握し、必要であれば支援につなごうと動ける職員が以前に比べて少なく感じます。業務に追われてしまっている背景は否めませんが、中核となる区役所が余裕をもって区民の対応ができなければ、健全な地域づくりは非常に難しいため、適切な人員配置が必要ではないかと思います。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名	東住吉 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要	令和6年度
1－1 実施状況について	
法人名称	特定非営利活動法人 ちゅうぶ
開所曜日	月曜日～金曜日　土曜日は事前予約のみ
開所時間	9時00分～17時30分　時間外は事前予約のみ
同一場所で実施しているその他の事業	なし
事業所の特長	当事業所は1998年に初めて相談支援事業の前身である市町村障害者生活支援事業委託を受けた。障害当事者主体の自立生活センターとして身体障害者の自立生活を支援し、地域の障害者の相談支援を進めてきた。2012年に3障害対応の東住吉区相談支援センターを受託してからも当事者スタッフが主となった自立生活プログラムなど特長的な事業を展開しながら相談支援活動を行っている。2018年からは区基幹相談支援センターを受託し、地域に根差したセンターとして自立支援協議会の運営、地域の相談支援機関との連携などにもさらに力を入れ、引き続き自立生活のモデルとなる当事者スタッフが主となって運営し、あくまでも当事者の立場に立った支援を目指し、自立生活の実現に力を入れている。また、スタッフには順次相談支援専門員資格を取得させ、主任相談支援専門員も配置し、専門性を高めている。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任		2	2 人
兼務	2	7	9 人
計	2 人	9 人	11 人

1－3 専門資格の保有状況

介護福祉士・社会福祉士・相談支援専門員・主任相談支援専門員

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間
肢体不自由	随時	随時

1－5 センター業務についての理念・基本方針

当センターの母体である特定非営利活動法人ちゅうぶは、1984年に大阪市東住吉区に設立された。以降、大阪市内初の重度身体障害者グループホームの設立を果たし、現在日中活動である生活介護2箇所、重度身体障害者グループホーム1箇所、介護派遣事業所1か所を運営し、全面介護が必要な重度障害者の自立生活の支援に取り組んできている。そうした地域での自立生活支援の実績を基に、さらにより多くの障害者市民の自立生活をサポートするために1998年自立生活センター・ナビを設立、市町村障害者生活支援事業を受託。2012年4月から東住吉区障害者相談支援センターの委託を受け事業運営を行い、2018年度より基幹相談支援センターとして活動している。

東住吉区は、市内で障害者数が多い平野区・西成区と比べても地域での社会資源数は多いが、社会参加等、生活の質の観点から見ると不十分なケースもある。また、大阪発達総合療育センターという医療機関もあり、周辺には療育センターに通う為、東住吉区内に移住してくる障害児家族も多い。

私たちは、いまだ福祉サービスが届いていない障害者にアウトリーチする努力を行い、地域での生活を支え、自立と社会参加を基本に置き、どんなに重度の障害をもっていても自己決定できるように支援していきたい。

当センターが中心となり、区内の社会資源のネットワークを作り、自立支援協議会の運営を行っていく。障害当事者の視点に立ちながら、区内の社会資源や相談支援事業所で行われているケアマネジメント業務の推進を行い、相談支援事業所の後方支援業務を行っていくことで地域の支援の質の向上を目指し、ひいては地域在住のすべての障害者の生活をよくしていくことを目指したい。

また、虐待防止についても、区役所と連携しながら具体的に対応し、必要な支援を受けられるようにしていきたい。虐待をさせないための方策として、ニーズの掘り起こしに努め、サービス利用につなげていくようにしたい。

さらに、権利擁護においても、金銭管理だけではなく、相談者と同じ立場に立つ障害当事者のピア・カウンセラーが相談者に寄り添って、合理的配慮がないなどの、社会的な差別に対しても、解決していきたいと考えている。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	84.2人	334人

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	3,244人	3,607人

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	2130 件	356 件	213 件	378 件	167 件	0 件	3244 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	15	2	2	8	0	1	0	0	0	0	0	0	28
	聴覚	59	3	2	44	0	11	18	3	0	1	0	0	141
	肢体	168	33	48	82	1	16	31	18	6	0	1	7	411
	内部	10	4	5	6	0	0	2	0	0	0	0	1	28
	計	252	42	57	140	1	28	51	21	6	1	1	8	608
難病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい		11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
知的障がい		294	22	33	410	6	70	61	50	58	4	2	4	1014
精神障がい		503	102	193	531	7	96	128	106	50	5	6	8	1735
発達障がい		60	10	36	36	1	16	10	18	1	0	0	0	188
高次脳機能障がい		29	3	7	7	0	1	2	1	1	0	0	0	51
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1149	179	326	1124	15	211	252	196	116	10	9	20	3607

事業所名			東住吉　区障がい者基幹相談支援センター		
	2－2　相談支援に関する分析				
			今年度も昨年度から相談者数の増加が著しく、実相談者数を見ると、昨年度に引き続き年間に65人（50）以上の増加、月平均で新規相談者が5人以上増加している計算になる。新規の方についてはサービスを紹介する、情報提供的に終了することもある。本人からの相談も増加しているが、関係機関から支援に関して相談があることが多い。延べ件数で見ると同じ方からたくさん相談いただいていることもあるが、計画相談につなぐことが困難だったり、福祉サービスでは充足できないニーズがあり、対応を行っているケースなどである。基本方針として計画相談支援につなぐことを目標としており、終結しているケースが多い。		
3　業務に対する自己評価					
	3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	3	専門機関と連携することができる体制を取っている。	特に問題はない。
	b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	障害福祉サービス受給者数3,152人（2,886）・障害児サービス受給者1,117人（1,006）に対して、ナビの月当り相談件数は270件（243）、市から求められる標準件数は120（105）件である。この一年間でサービス受給者は児童・障害者ともに10%程度、利用者増となっている。	サービス利用者の増加に伴って、相談される人数も増加している。様々な人生のステージ変化をきっかけに困りごとが起こり、相談に上がってこられる方が増えている。
	c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	相談内容に応じて、適切な福祉サービスやそのたの社会資源につなげることを目標に支援を行っている。	つなぎ先がなかなか見つからないケースについては対応に困っている。
	3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	相談支援専門員（主任・現任・初任）、社会福祉士・介護福祉士、ピアサポーターを配置して業務にあたっている。 複合的な課題や対応困難な事例については自立支援協議会の法定会議やつながる場での会議を行い、対応を積極的に行っている。	職員増員の際には相談支援専門員研修を受けられるように計画していく。
	b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	弁護士・地域定着支援センターと連携を行っている。	協力要請があった際には積極的にかかわっていく。
	c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	必要に応じて夜間休日も相談対応を行っている。	支援に必要な夜間休日の連絡体制については問題ないが、やみくもな連絡については夜間休日は枠の決まった対応が必要である。
	d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	4	協議会事務局に説明をいただき、承認するプロセスに関わっている。地域生活支援拠点について、現状東住吉区では4事業所の登録となっている	まだまだ知られておらず啓発活動が必要である。
	3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	5	自立支援協議会のなかで相談支援部会を開催し、事例選定の時間を設けて公正に選定している。	選定後にサービスの介入ができない事例、うまく続かず途切れてしまう事例などがあり、後追いが難しいが、バックアップできるように事業所へのフォローが必要である。
	b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	個別のケースに関する対応の方法や、利用可能制度の状況、社会資源、専門機関に関する情報提供や、担当者会議やケース検討に出席するなどの方法で後方支援業務を行っている。	求めに応じて行っている。また、相談支援部会で情報提供を行っている。
	c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	他分野の相談機関と顔の見える関係を作れている。	お互いにコミュニケーションを行っている。
	3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	5	区役所と協働で自立支援協議会の運営を行っている。5つの部会のほか、全体会、事例検討会など様々な取り組みを行う中で顔の見える関係作りと地域課題の抽出共有を進められている。	今後も協議会参画団体と連携を行い、取り組みを前に進めていきたい
	b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	法定会議に上がってくるケースについて、すべてをつながる場の会議として、事例検討を行い対応できている。	件数は少ないが、事例検討を行うことができている。
	c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	課題の抽出を行い問題解決に向けて大阪市や国への提言を行っている。区独自の社会資源の開発に向けては区内調整チームでも議論を始めている。	区内の課題について、協議会で共有し、市にも投げかけている。

事業所名			東住吉　区障がい者基幹相談支援センター	
３－５　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	4	今年度から、大阪市地域生活移行促進事業を利用して施設から地域生活を体験するプログラムを行っている。 また、更生療育センターと協力し、入所者へのプログラムを検討している。	地域移行については本人からのニーズが出にくいため、関係者に働きかけていくことが重要だが、積極的には行えていない。大阪市制度をきっかけにさらに地域移行を目指す方を増やす必要。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	施設や自宅で暮らす障害者に自立障害者の自宅を見学してもらったり、自宅以外の場所で親や施設職員ではない介護者に介護をしてもらう宿泊体験プログラムを実施している	介護体制をどう組むか等の課題はあるが、希望者の掘り起こしなどを行いながら計画的に希望者に向けて実施していきたい。
３－６　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	区役所担当者と連携をとって、一緒に確認のために動いたり、防止のために分担して動くなど、必要に応じて適切な対応を行っている。 防止に向けて、必要なサービスを入れながら、本人や関係者を交えた話し合いを定期的に開いたり、本人のエンパワメントに取り組むことを継続して行っている。	今後も区と連携しながら虐待防止の観点で支援が進められるように進めていく。スタッフ研修は法人を上げて取り組んでいる。
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	4	差別解消法関係（不当な差別的取り扱い）2件。①大阪シティバスの乗車時に、「事故があって混みあっているので、車いすの方は次の便でお願いします」と、一方的に言われ、車いすを正当な理由なく後回しにして、置いていくことを前提に運行されていた。②高次脳機能障害で車いす使用者が今里ライナーを利用。降りる場所と違う場所を伝えてしまった。降りる場所を間違えパニックになり、無料乗車書を提示できず手帳提示を求められるもパニック状態が続いており見せられなかった。運転手と言い合いになりもう乗らないでと言われた。	大阪市から大阪メトロの担当者（総務部長）の連絡先を聞き連絡をとった。事実確認をした上で謝罪はあったが対話の場や研修の機会を作ってほしいとは要望しているが具体的な場を設定づることはできていない。大阪市の差別解消の担当者にも相談し早期の建設的対話の場の設定し再発防止を促したい
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	4	今年度は詐欺被害や借金問題など経済的な課題に直面することもあり、弁護士と相談しながら進めている	本人は成年後見やあんしんさぽーとの提案を必ずしも受け入れるわけでもなく、難しさを感じている。
３－７　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	5	相談支援部会の運営のなかで、学習会を月に一度以上、事例検討会も月に一度行っている。また、グループスーパービジョンも行っており、相談支援専門員同士の質の向上に寄与している。	内容や方法について参加者からのフィードバックをもらい、その都度必要な学習について検討を行っていく。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	初任・現任研修におけるインターバル受け入れについてはもくれんにも協力してもらい、受け入れを行っている。初任研など法定研修の情報についても積極的に発信している。	初任研を受けたくとも優先順位の問題で受けられないとの意見をいただく。
３－８　その他の取組み				
			機関誌ナビゲーションを年3回１０００部発行している。東住吉区内の社会資源情報（オススメのお店紹介）、〇エンパワメントを高めるための取り組み（自立生活プログラム）の記事を掲載し、自立生活の啓蒙を行っている。 〇　大学生に対して、障がい者の置かれている状況や自立についての考え方、施設や病院でなく住み慣れた地域での生活を紹介するため、大学での講師活動を行なっている。〇 団体職員への研修、重度訪問介護従業者に対しての研修、基幹相談支援センター主催の相談支援専門員に向けた研修、大阪府相談支援専門員初任者研修、現任者研修のファシリテーターなどの講師活動を積極的に行っている。〇 自立に向けた個別プログラムを一人ひとりのニーズに応じて取組んでいる。ひとり暮らしを希望する障がい者には生活イメージを深めてもらうことを目的に先輩の自立障害者3名に話を聞く機会を作った。〇60代前半知的・肢体の重複障がい者に対しては、自宅訪問や来所してもらっての定期相談・2ヶ月に1回担当者会議を行い、日々の生活や介護体制ついて情報共有を図っている。 〇手動車いすユーザー、電動車いすユーザーが区内を移動の際、不便を感じる歩道の段差をピックアップし段差がどのくらいかを測り平野工営所に改善を求める活動を行っている。 〇見学・研修の受け入れを行っている。大学の社会福祉現場実習先として学生など様々な団体を受け入れ、相談支援や自立支援、ピアカウンセリングの手法や意義などを伝えている。障害のある学生にはその人の生活を掘り下げて聞きとりを行い、障害がある事で嫌な思いをした事や我慢していることがないか聞き取りを行い本人のエンパワーメントに繋げている。 県石巻市出身で、東日本大震災の時に被災経験もある阿部さんを講師にお招きして自身の被災体験を教えて貰った。〇当法人の最寄り駅でもある近鉄電車今川駅、矢田駅の駅員が突然削減されることを知り、法人と近鉄電車で話し合いを実施。近鉄の定期的に利用する乗客のフォローをしっかりやる取り組みの結果、今のところ大きな問題はな く利用できている。３月２６日からWEBの駅情報で駅員の配置時間を公表されている。 〇 障がい者団体とのネットワーク作りを行っている。東住吉区内に止まらず、大阪市内、大阪府下、全国レベルでのネットワークがあり、常に連携の取れる状態を維持している 〇自立支援協議会の全体会においては、差別解消法に特化したテーマでセミナーを行っている。	

事業所名				東住吉　区障がい者基幹相談支援センター
4　区における地域課題について				
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
				（区課題） 支援を求めることができない方（困り感のない方や支援拒否を含む）への早期介入について →引きこもりや病識のない方、家庭内トラブルを抱える方など、自らSOSを発することが難しい場合、抱える課題は複雑化、深刻化していく。 本人世帯は社会的なつながりが希薄な場合も多く、そうしたケースを適切な支援につなげるには課題が深刻化する前の段階で行政、相談支援機関、地域が話し合いの場を持ち、早期に介入していく必要がある。 （市課題他）　※「市の施策として取り組むべき課題について」参照 ①就労継続支援B型在宅利用の実態について ②障がい者の雇用促進の実態について ③放課後等デイサービスの就学条件の廃止について ④子ども自身の障がいによって居宅介護を必要とする場合について ⑤障がい児福祉サービス利用にかかる受給者証の発行について ⑥18歳を迎える子の区分認定調査にかかる適宜申請の案内について ⑦視覚障がい者等の情報保障について ⑧合理的配慮に欠けるサービス変更にかかる対話の制度化について ⑨指定障がい福祉サービス事業所等の情報更新について
5　自己評価を終えて				
	5－1　区地域自立支援協議会での報告			
		報告日		6/2、7/8
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について	
			2　相談支援の状況について	・難病の支援についてのカウントがさらに必要なのではないか。 ・医療観察についての理解、対応が必要なのではないか ・繋ぎ先が見つからないときこまる、どんなケースがある？本人が望まないパターンあるのは同じ。 ・就労してる身としては、就労に関する相談116件。就労、しゅうぽつ、連携は事業所の、職員としての連携は重要。 ・家族の高齢化、介護力低下。そのままでは過ごせない人多い。これからどう過ごすかの相談多い ・地域生活支援拠点。どんな事業やサービス、今後どんなものがあればよい？ ・地域移行。われわれもやってる。大阪市地域生活促進事業すすめていけたら。家族に向けた発信が必要となる。グルホの世話人の専門性が必要。働き手の増員が必要。
			3　業務に対する自己評価について	・協議会の法定会議はかなり対応できているのではないか。 ・借金や詐欺被害については本人の意思決定とからみ支援が難しいと感じる。 ・利用者、事業者が増えている中でよくバックアップできているのではないか。 ・最後の報告であったが近鉄駅員削減。矢田駅も関係してくる。地域の課題、利用者が困るところを電鉄に働きかけるのは大切だなと感じた。
			4　区における地域課題について	
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）			
				年々、自己評価を行っていく中で関係団体からの期待の高まりを感じている。相談件数の増加はサービスを利用する障害者の純増ももちろん関係しているが、我々の活動が地域に認知されていることから様々な機関から基幹センターを紹介されていることもその要因だろうと考えている。差別解消のとりくみ、地域移行のとりくみ、地域生活支援拠点など、我々基幹センターが中心になって取り組むべき活動がますます重要になっている。自立支援協議会の活動を行い、地域とさらに密接なつながりを作り、個別の支援を基盤としながらますます地域に必要とされる基幹相談支援センターとしての活動を行っていきたい。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			平野 区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要			令和6年度
	1－1 実施状況について		
		法人名称	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
		開所曜日	月曜日から金曜日（祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く）
		開所時間	午前09時00分から午後05時30分
		同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障がい児相談支援事業 指定障害者支援施設（施設入所支援／自立訓練／生活訓練／短期入所）、児童発達支援センター福祉型
		事業所の特長	当該事業所は大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内に設置されています。リハビリテーションセンターとは「障がいのある方へ福祉・医療・教育・労働など多くの分野を有機的に連携しながら、総合的立場から障がいのある方の福祉の向上を図る」という趣旨に基づき4部門の事業から構成されており、そのうちの訓練部門となる指定障がい者支援施設、児童発達支援センター、職業能力開発校については、当該法人がそれぞれの所属や特性を踏まえ一体的に運営しております。当該平野区障がい者基幹相談支援センターについては、その他の事業として位置づけられており、障がいのある人たちへの相談支援事業をおこなう地域の社会資源として役割を果たしているところです。

1－2 職員の状況

	常勤職員	非常勤職員	計
専任	4	1	5 人
兼務	5	2	7 人
計	9 人	3 人	12 人

1－3 専門資格の保有状況

社会福祉士6名、精神保健福祉士3名、介護福祉士2名、保健師1名
相談支援専門員9名（主任：1名、現任1名）

1－4 ピアカウンセリングの実施体制

障がい名	実施曜日	実施時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針

当センターの運営管理に際しては、「障がい者総合支援法」や「大阪市障がい者支援計画」などの関連法規、関連施策や設置条例等を最大限に尊重し、障がいのある子ども・障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を実現し、「その人らしく豊かで自立した生活」が営めるように、「主体性の尊重」「権利擁護」「地域生活の推進」を実現することを基本理念としています。また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた福祉サービス等が、多様な関係機関から総合的かつ効率的な支援が提供されるよう配慮するとともに、利用者のニーズ充足や課題の解決の過程で、地域において必要な社会資源の改善や開発につとめ、地域福祉の推進に貢献していくことを基本方針とします。

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	58.5	342

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	2481	206.8

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1425 件	63 件	387 件	394 件	212 件		2481 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	11			12			3						26
	聴覚	8	2	17	2				1	10				40
	肢体	146	3	46	42		5	20	21	2				285
	内部													0
	計	165	5	63	56	0	5	23	22	12	0	0	0	351
難病		9												9
重症心身障がい		33		1			2							36
知的障がい		536	11	82	192		26	113	74	33	1	20		1088
精神障がい		481	9	90	207	18	20	58	42	26		3		954
発達障がい		6			2									8
高次脳機能障がい		33		1	1									35
そ の 他														0
合計		1263	25	237	458	18	53	194	138	71	1	23	0	2481

事業所名		平野　区障がい者基幹相談支援センター		
2－2　相談支援に関する分析				
		令和06年度の相談件数は、合計2481件となっており、昨年度の一割程度増加しています。障がい種別では、知的・精神の占める割合が高く、評価年度は、知的障がい者からの相談が精神障がい者を上回る結果となっています。相談内容については、福祉サービス利用援助にかかる相談が全体の約半分を占めており、昨年度に比べ3割増しているほか、家族関係や家計経済、保育教育など世帯にかかる支援が2.2倍に増加しています。相談対応の方法に関しては、電話が最も多く、次いで来所、訪問の順となっていますが、健康問題や社会活動に不安を抱え、計画相談に繋がっていない対象者が増えており、サービス事業者や公的機関等への同行支援が昨年度の1.5倍の実績となっています。現在、平野区の人口は大阪市で2番目に多く、総人口も大阪市と比べ減少幅が大きくなることが見込まれるなか、障がい者手帳の発行数や福祉サービスの受給者数は、24区最大となっており、年齢を問わず福祉サービスへのニーズが高まっています。一方で、高齢者の人口割合が約3割を占め、障がい者の高齢化などあらたな生活課題が広がる中、引き続き、単身生活者の増加や親亡き後の支援など、深刻な地域課題を抱えている状況です。		
3　業務に対する自己評価				
3－1　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	総合的かつ専門的な相談対応や地域の相談支援体制を強化する取り組みができるよう、社会福祉士や精神保健福祉士、その他専門的資格を有する職員を基準配置しています。	本市の意向により国家資格の所持者についても、配置人員が相談支援専門員の資格取得を検討していきます。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	専門的資格を有する職員が中心となり、手帳の所持者数や福祉サービス等の事業者数に照らした地域アセスメントを実施しており、地域の支援ニーズを把握しながら、相談者数や相談件数の妥当性を自己評価しています。	他分野との連携体制が整ってきており、引き続き、区役所の各部門、社会福祉協議会や地域包括支援センターと実務者レベルで、地域の障がい者を取り巻く状況等を共有していきたい。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	ケアマネジメントの基本姿勢として、ライフステージや心身の状況を踏まえ、利用者の主体性や個別性を重視したストレングスアプローチが行えるよう、センターとしては、計画相談支援事業所やその他関係機関と利用者の希望する暮らしのイメージを具体化・共有化するための取り組みをおこなっています。	
3－2　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	地域における見守り活動が進むにつれ、表面化していなかった要援護者の掘り起しも進んできており、専門的な支援を必要とするケースも増えています。複合的な課題や適切な支援機関がみつからない困難事案も増えており、配置された有資格者が専門的なノウハウを持って相談対応・サービス調整・ネットワークの構築に努めています。	
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	3	専門機関として地域生活定着支援センターや砂川厚生福祉センターが主催する研修等に積極的に参加するほか、出所後の地域生活において、福祉的な調整が必要な利用者の支援を関係各所と連携しながら対応しています。	
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	3	ケースの緊急性や困難性から、地域の相談支援事業者に振り分けにくい状況にあると判断した場合に限定して、利用者及びその家族に休日夜間の連絡先を案内しています。	地域定着の利用を検討しながら　伴走支援を行い、地域の相談支援専門員に繋いだ後は、必要に応じて後方支援を行うよう努めていく。
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	3	地域生活支援拠点等の整備に係る5つの機能を担って頂ける機会として、相談事業部会で取り扱われる事例報告等の折に触れ、個別に地域の実情と事業者登録について説明しています。	引き続き「緊急時の受け入れ」に関してセンターが対応した緊急時一時保護事業の事例については、背景や経過を含め、相談部会等を通じて報告する機会を持っていきたい。
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	令和06年度に依頼を受けた事業者選定件数は、合計100件で昨年の1.4倍となっています。計画相談支援を希望する利用者について、区役所の窓口で便宜が図れるよう、事業者の空き状況等を相談事業部会で共有するほか、センターが議事録を作成し、区内の相談事業者へ状況を報告しています。	
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	令和06年度は合計41件の相談を受付けています。区域の相談支援専門員に対し、伴走型の支援を継続しながら連携の緊密化を図るほか、支援が困難な事例は、当センターが個別に会議を開催するなど後方支援を展開しています。	引き続き、相談支援従事者のインターバル対応のほか、必要に応じてサービス等利用計画の内容やモニタリングの結果を共有しながら、専門的見地から検証・評価をおこない、相談支援専門員の質の向上や公正・中立性を高める機能を高めていく。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	4	令和06年度は「つながる場」に計7回参加しています。また、他機関主催のケース検討会議にも14回、その他、連携強化を目的とした連絡会には9回参加しております。機関協働が必要されるケースなど、積極的に検討できる機会が増えています。	

事業所名			平野　区障がい者基幹相談支援センター	
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	3	個別課題を幅広く把握する立場にあるセンターを中心に、課題分析から地域の課題を抽出・集積するなど、個別支援から発信された課題に対する取り組みが行われるよう、関係機関等の協力等を求めるなど、相談支援の基盤整備を進めています。	現在、ホームページを活用した積極的な情報発信の仕組みを検討しています。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	3	評価年度は、協議会の代表を兼ねて「つながる場」に参加しており、相談事業部会においても、参加者の困りごとを吸い上げる仕組みと個別事例を取り扱うプラットホームづくりに努め、定例の運営委員会にて検討が行える体制が整備できています。	個別事例の内容を精査し、取り扱いについては相談部会と運営会議、つながる場との位置づけや関係性を検討していく必要があります。
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	3	個別支援から地域課題を抽出する仕組みづくりを念頭に置き、地域支援の可能性を広げるためには、自立支援協議会の機能を活用しながら、関係機関とのコーディネートに努め、チームアプローチの展開が円滑に進むよう、センターとして尽力しています。	地域力を開発する意味では、既存の制度や資源の活用方法の提案に留まらず、俯瞰的な視点から地域の課題を捉え、支援全体のマネジメント能力が発揮できるようにチームアプローチを意識していきたい。
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	令和06年度は、児童施設から6件、精神科病院から3件、生活保護施設から1件の相談を受付けています。基幹センターが実施する地域相談支援コーディネートの流れに沿って、区域の相談支援事業所等へ受入れ体制の整備にかかる調整等を行っています。	こども相談センターや救護施設からコーディネートする際に措置や契約それぞれの制度に従った対応が求められるため、事業者との間で関係機関との連携体制を整えていく必要がある。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	4	令和06年度は親元からの自立等に向けた相談を10件受け付けています。わけても8050問題が内包される事案については、高齢分野との連携を密に対応を図りながら、専らグループホームの体験を通じて世帯分離を促す事案が増加傾向にあります。	地域生活拠点整備等の実情に照らし、地域自立生活の促進を図っていきたい。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	3	令和06年度のセンターでの通報届出はありませんでしたが、コアメンバー会議に3回出席しています。養護者からの虐待以外にも、利用者や相談支援専門員等から施設従事者等による虐待を疑う相談を数件受付ており、本市の対応窓口を案内の上、対象者の権利擁護の観点から、必要に応じた相談対応を実施しています。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	評価年度に1件相談対応を実施しています。相談事項の解決に向けては、大阪市と関係団体と連携を図りました。令和06年度から事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務化されており、引き続き相談窓口として関係機関との連携を図りながら、傾聴や建設的対話を心掛けた初期対応等に努めていきたい。	
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	3	福祉サービスの利用を必要としない人のニーズを把握する過程で、家族との対人関係、虐待、差別など様々な問題が背景となっていることが多く、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ、権利擁護にかかる専門相談が必要なケースは、適切な支援機関へ繋ぐことを心がけています。	
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	3	令和06年度は、個別ケース検討会議に計25回参加、内11回は自センターが主催しています。事例検討については、センターが主催して2回実施しております。	就労や児童に関する研修会の開催については、法人内の専門機関を通じて検討をしていきたい。
b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	インターバルの受入実績は、現任15件、初任25件となっており、新規開設の事業所については、部会参加の案内を行うほか、事業者選定の依頼にかかる事業所の基本情報等の聞き取りに努めています。	年々インターバル対応件数が増加しており、短期間に受講者が集中する傾向があるため、主任相談支援専門員のほか、対応できる人材を管内で確保していく必要がある。

事業所名	平野　区障がい者基幹相談支援センター
3－8　その他の取組み	
	2024.05.31　大阪府福祉部障がい福祉室：障がい者虐待防止・権利擁護研修（基礎研修）演習に参加 2024.07.02　障がい者相談支援研修センター：本人と支援者の相互エンパワメントを目指して、講義参加 2024.07.11　平野区社会福祉協議会：合理的配慮とは何か～障がいを理由とする差別をなくすには～参加 2024.08.01　大阪市発達障がい者支援センター：発達障がいの理解と支援（実践編）に参加 2024.10.03　大阪市こころの健康センター：精神保健福祉関係職員研修「心のサポーター養成研修」に参加 2024.10.22　大阪市こころの健康センター：ひきこもり市民講座に参加 2024.10.25　大阪市地域リハビリテーション協議会：地域リハビリテーション協議会関係機関職員研修に参加 2024.11.05　大阪市こころの健康センター：OACミニフォーラム「知ってほしい依存症のこと」に参加 2024.11.13　大阪市福祉局生活支援部：令和6年度障がい者虐待対応研修（中堅期研修） 2024.11.21　平野区役所保健福祉課：総合的な相談支援体制の充実事業全体研修に参加 2024.12.12　障害者就業・生活支援センター：TALANT連絡会議「就労選択支援事業がやっていくる」WEB 2024.12.25　一般社団法人officeドーナツトーク：高校生支援と、「20歳の壁」に参加 2025.01.28　障がい者相談支援研修センター：よりよい相談支援のためのコミュニケーション力を磨くに参加 2025.02.05　大阪府立砂川厚生福祉センター：令和6年度窃盗回避支援を学ぶ研修に参加 2025.02.07　大阪市こころの健康センター：こころの健康講座「統合失調症について知ろう」に参加 2025.02.28　大阪府福祉部障がい福祉室：令和6年度権利擁護に係る意思決定支援研修会に参加 2025.03.04　障がい者相談支援研修センター：相談支援・ステップアップ研修～困難事例を通して考える～ 2025.03.06　大阪市福祉局生活支援部：令和6年度障がい者虐待対応研修（事例検証会議）に参加 2025.03.11　大阪府障がい者自立支援センター：大阪府主任相談支援専門員フォローアップ連絡会に参加 2025.03.14　大阪知的障害者福祉協会：支援者に求められる「社会性とは何か」に参加 2025.03.15　法人職員一斉人権研修：個人情報の保護、障がい者の人権（虐待対応と権利擁護）に参加
4　区における地域課題について	
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	
	令和07年03月現在の障がい者手帳交付数は、身体10054件、知的4049件、精神4997件で、区の人口に占める手帳の交付率も高く、自立支援医療の受給者（7767件）を含め、多くの方々が何らかの保障や支援の対象者と認識されます。その他、地域の特徴としては、公営住宅の整備率が高く、障がい者の居住支援も他区に比べて非常に多く存在しています。福祉サービスや制度が広がりを見せる一方で、障がい者の重度化・高齢化について、8050問題など親亡き後の生活を見据えた地域生活支援拠点等の整備も重要な課題となっています。 相談支援においては、令和07年03月現在、指定特定相談支援事業所が55か所、約90名の相談支援専門員が業務に従事されています。基幹相談支援センターとしては、重層的な相談支援体制の構築に向け、地域の様々な相談を受け止め、多機関連携の中核的な役割や相談員との伴走支援を備えた業務展開が図れるよう、より一層のネットワークづくりが求められています。一方で自立支援協議会においては、地域の相談支援事業所のケースから具体的に浮かび上がってきた個別課題を吸い上げ、地域課題として整理、分析する機能が求められており、個別ケースの情報を蓄積することによって、関係機関・団体で広く共有し、地域を取り巻く諸課題を解決する対策や対応を検討していく取り組みが望まれているところです。
5　自己評価を終えて	
5－1　区地域自立支援協議会での報告	
報告日	令和07年07月11日　相談事業部会で報告 令和07年07月24日　運営委員各位に報告
出席者からの意見　1　相談支援事業の概要について	当センターのリーフレットを配布し、受託事業所の概要や特長を参加者に説明しました。また、区障がい者基幹相談支援センターについて、各種の業務内容や職員配置など業務の実施状況を報告しました
出席者からの意見　2　相談支援の状況について	特に意見を頂いておりません。 障がい者手帳発行数の推移、障がい福祉サービス事業者の指定数、計画相談支援の支給決定者数など、業務地域の実情について、地域アセスメントを用いて、相談支援体制を理解するための報告をおこないました。
出席者からの意見　3　業務に対する自己評価について	特に意見を頂いておりません。 当センターとしては、これまでの活動実績を踏まえ、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの関係機関との連携強化に向け、協働作業の土台作りに貢献しつつ、引き続き、高度な要求水準に応える情報力・技術力の向上を目指した事業展開を図っていることをお伝えしています。
出席者からの意見　4　区における地域課題について	相談事業部会で共有した地域課題について、以下の点についてご意見を頂いております。 〇高齢分野のケアマネと障がい分野の相談員がどうつながればいいのか悩んでいる。 合同の研修会を開催するなど、連携強化の取り組みがあればいいと思う。 〇8050世帯で問題を抱えているケースがあり、複合課題の解決に向けどう支援していけばいいか悩んでいる。とくに緊急時の対応を見据えた支援のあり方について関係機関との情報共有が重要だと感じている。 〇親亡き後の支援や親元からの自立を検討するにあたって、地域に点在するグループホームと連携する機会が必要ではないか。（居住系部会の設置を検討してもらいたい）
5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）	
	各相談事業所とも人材の育成や定着に多くの課題を抱えるなか、定期開催する部会において、困難事例等の報告や各般の情報共有を通じた支援者交流が活性化しています。ここ数年は、包括支援センターや訪問看護ステーションなど、他職種の支援者が参加いただいており、地域の障がい者を取り巻く環境を共有しつつ、出席者から幅広い意見等を拝聴する機会に恵まれ、これまで以上に有意義な活動が展開されています。 一方で、地域の相談支援体制についても、区役所をはじめ、高齢、障がい、子ども、生活困窮の関係事業と分野を超えた連携が深まり、重層的な相談支援体制の構築に向け、協働作業の土台が形成されているところです。 計画相談の推進においては、新規参入を含め事業所が年々増加しており、60箇所越えが目前となっている中、各事業所とも運営管理や人材確保の課題を例外なく抱えられており、これまでの業務で蓄積されたノウハウやアセスメントを通じた地域課題へのフィードバック機能が今一つ高まっていないところです。 当センターとしては、引き続き、各種相談機関との支援体制の構築に向け、施策分野を超えたネットワーク強化を図りながら、事業者に対する後方支援や従事者へのインターバル対応など、多面的なマンパワー強化を展開することで、地域を支える福祉人材の基盤構築が促進するものと考えています。

自 己 評 価 シ ー ト

事業所名			西成区障がい者基幹相談支援センター
1 相談支援事業の概要			令和6年度
	1－1 実施状況について		
		法人名称	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会
		開所曜日	月曜日～金曜日（土日祝日を除く）
		開所時間	9:00～17:30
		同一場所で実施している その他の事業	生活介護、放課後等デイサービス
		事業所の特長	法人内サービスには子どもから高齢者支援の総合的サービスを実施しています。 そのため、子どもから高齢者に至るまでの支援がスムーズに行え、ライフステージに応じた支援を 生かしたサービス提供が行える強みがあります。

1－2 職員の状況				
		常勤職員	非常勤職員	計
	専任	4	1	5 人
	兼務	2	3	5 人
	計	6 人	4 人	10 人

1－3 専門資格の保有状況
主任相談支援専門員2名　相談支援専門員6名　精神保健福祉士8名　社会福祉士5名 介護福祉士6名　介護支援専門員3名

1－4 ピアカウンセリングの実施体制		
障がい名	実施曜日	実施時間

1－5 センター業務についての理念・基本方針
西成区障がい者基幹相談支援センターでは、障がい者の権利擁護と社会参加の推進に尽力する ために当事者の声を聞き、想いを共に実現していきます。 また、家族介護・入所施設に依存しない地域づくりのために、地域生活支援拠点等の整備・機能強化 を図ります 社会的に孤立している人たちの潜在的ニーズを把握して新たな施策につなげます

2 相談支援の状況

2－1 相談支援実績

①相談者数	月当たり相談者数	年間実相談者数
	83.7	510

②相談受付件数及び支援件数	年間相談受付件数	年間支援件数
	1937	3602

③受付方法別件数	電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計
	1289 件	36 件	288 件	213 件	54 件	57 件	1937 件

④支援件数の内訳		福祉サービス	障がい理解	健康・医療	不安解消	保育・教育	家族・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加	権利擁護	その他	計
身体障がい	視覚	14	1	14	2	0	0	5	3	0	0	0	0	39
	聴覚	8	4	27	0	0	0	0	4	0	0	10	0	53
	肢体	76	2	10	7	0	0	4	16	3	8	6	9	141
	内部	24	1	2	3	0	0	0	5	2	1	0	17	55
	計	122	8	53	12	0	0	9	28	5	9	16	26	288
難病		6	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14
重症心身障がい		10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
知的障がい		295	26	145	288	20	11	210	314	31	34	34	63	1471
精神障がい		425	36	217	286	6	23	219	174	41	36	23	62	1548
発達障がい		26	2	5	6	0	1	6	7	1	5	1	4	64
高次脳機能障がい		17	2	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	24
そ の 他		44	3	14	11	0	11	17	42	12	2	7	19	182
合計		945	77	442	604	26	46	464	566	90	86	81	175	3602

事業所名		西成区障がい者基幹相談支援センター		
２－２　相談支援に関する分析				
	昨年度と比較すると、延べ相談支援件数は1.2倍と増えている。特に、知的障がい者1.8倍、身体障がい者（肢体）1.5倍と増えている。支援内容としては①家計②健康医療③福祉サービス増加傾向となっている。特に精神障がい者の家計・経済は3.6倍、知的がい害の不安解消3.9倍となっている。家計経済についてはこまめなサポート体制が必要なケースも増えている。また、メールの相談件数も徐々に増えてきており、今後多様な相談の受け方に対応していく必要があると考える。 今年度に受け付けた新規相談の総件数としては287件。傾向として、対象者の男女比は男性165件・女性94件・不明28件で男性が特に多い。手帳による障がい種別は、不明107件を除くと精神が72件と一番多く、次いで療育58件、なし30件、身体28件の順となる。年代は40～60代・65歳以上の中高齢層が多いが、20～30代の若い世代も増えている。また外国籍の方からの相談も挙がってきており、外国人の人口増加傾向にあることから今後ますます増えてくることが予測される。外国人児童生徒の特別支援学級在籍率が日本人児童生徒より高い理由については検証されていないが、日本語能力の低さが影響を及ぼしている可能性があり今後ますます課題とになることが予測できる。 相談ルートは障がい福祉サービス事業所からが77件・本人からが66件と特に多い。次いで行政機関29件・高齢機関27件・医療機関25件・家族19件・生活困窮関係機関11件となる。見守り相談室やはぎサポート等生活困窮機関、一部NPO法人からの相談も増えており、いわゆるグリ下といわれる若者が少しづつ相談に上がっている。基幹センターが各関係機関に周知されることで繋がるようになった結果であると考えられる。相談内容としては、「障がい福祉サービスに関する問い合わせや申請手続きに関する相談」、「転居に関する支援希望（転居先やGHを探すサポート等）」、「GHや就B等事業所の情報が知りたいという相談」等が特に多いが、専門機関へ繋ぐなど単発で終わる場合もあれば継続的な関わりを続けているケースもある。特に、障がい認定は受けていないが生きづらさを抱えている、制度の狭間にいるような方のケース（金銭管理の問題、必要な医療や福祉サービスに繋がっていない、引きこもり・ゴミ屋敷状態等の問題）については継続的な関わりや支援を行っている場合が多い。			

３　業務に対する自己評価				
３－１　適切な障がい者相談支援の実施		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	3障がい及び難病患者等にかかる相談に適切に対応するとともに、常日頃から専門機関との連携を強めるなど、円滑な相談支援の実施に努めているか。	4	日頃より専門性が必要とされる相談内容については障がい別の専門機関と情報共有や、研修会等には積極的に参加し連携に努めています。	今後も引き続き医療機関や各関係機関とネットワークを構築していきます。
b	相談者数や相談件数について、区の規模や障がいのある人を取り巻く状況等に鑑みて、妥当なものとなっているか。	4	毎年西成区内の障がい者数や区分認定者数は増加が見られ、比例して新規相談件数及び総合相談件数も増加している。都度他機関と連携を図り対応しています。	潜在的なニーズや制度の狭間におられる方の早期発見の仕組みづくりが必要があります。
c	相談対応に当たっては、常にストレングスやエンパワメントの視点を踏まえ、必要に応じて計画相談支援事業所やその他の専門機関などにつなげるなど、最も適切な支援となるように努めているか。	4	ストレングスやエンパワメントの視点を常に持ち続けるために、職員間の相互確認を行い、複数人の視点で相談対応や支援方針について常に検討している。	相談者や相談内容についてのアセスメントを職員複数で行う前段として、相談者に関する情報が必要となってくるが、スキルアップを要する職員も居るため、向上に努めます。
３－２　専門的な知識を必要とするケース等への対応		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	専門資格を有する職員を配置し、必要な支援ネットワークの構築に努めながら、複合的な課題を抱えた事例や、問題が長期化している事例などへの対応を積極的に行っているか。	4	地域の幅広いニーズに対応するため、専門的資格及び知識を有する職員を配置しています。 つながる場に積極的に参加し、行政・高齢者支援事業所・障がい者支援事業所等と連携しており、横断的なニーズの把握と世帯ごとの支援対応に努めています。	
b	関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への必要な支援に適切に対応できるよう努めているか	4	大阪府地域生活定着支援センターと日頃より連携を図っており、司法関係者等とも協力し、地域で安定した生活が行える事を目的に地域の事業所と連携しています。	
c	緊急時の対応について、日ごろの備えや夜間、休日の連絡体制はできているか。	4	緊急時については連絡網を作成し、その内容によって適切に連絡調整が行えるように各職員は事業用の携帯を所持し業務を行っています。また、夜間・休日においても同様の対応を備えています。	
d	区における地域生活支援拠点等の面的な整備・充実に向け、登録事業所の増加、連携体制の構築、支援力の向上などに努めているか。	2	自立支援協議会において地域生活支援拠点についての情報提供や整備・充実に向けての依頼をしている。	自立支援協議会等において、地域生活支援拠点等の勉強会や啓発について取り組む必要があります。

事業所名			西成区障がい者基幹相談支援センター	
3－3　地域の相談支援体制強化の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援にかかる指定特定相談支援事業所の選定を公正かつ適切に行っているか。	4	選定依頼が届いた際には自立支援協議会相談支援部会内で受入れ先を選定。特定の事業所に偏りがでない様に配慮しており、受入れ先が決まらなかった場合は、改めて専門性等の最適な相談支援事業所へ依頼を行っている。	障害児の計画相談を受けてくれる事業所が少ないため、受入れ先を広げる取り組みが必要です。
b	地域の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者に対する後方支援として、必要な情報提供や助言等を積極的に行っているか。	4	自立支援協議会の各部会に参加し相談支援事業所以外の事業所とも顔の見える関係づくりに努め、地域全体で問題解決に向けた取り組みを行っています。 また、相談支援部会に参画されている事業所へ事業所のパンフレットや研修情報を送付し、地域の社会資源や研修について情報提供を行っています。	自立支援協議会の相談支援部会に参画されていない事業所へのアウトリーチが必要です。
c	地域包括支援センターなど、他分野の相談支援機関等との連携強化の取組や、「つながる場」への参画を積極的に行っているか。	3	自立支援協議会の精神連携部会に参加し、地域包括支援センター・社会福祉協議会等他分野で相談業務を行っている方々と交流をする事で情報収集や事例検討を行っており、包括的に地域の中で連携を図っています。。また包括支援センターが主催する認知症啓発の取り組みや相談会に定期的に参加、「つながる場」からの要請があった場合には積極的に参加している。	地域包括支援センター等の他分野の相談支援機関との連携を継続します。
3－4　地域自立支援協議会の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	区地域自立支援協議会の運営に主体的に参画し、様々な取組を提案するなど協議会の活性化に努めているか。	4	全ての自立支援協議会の部会に参加しており、就労部会では地域住民に向けた就労訓練事業所の周知と説明会や運営委員会ではワーキングチームを立ち上げ「改正障害者差別解消法」の研修会の企画・開催。精神保健福祉部会では「セルフネグレクト・ゴミ屋敷問題」の研修会、相談部会では「あいサポート研修」を開催する等、各部会で啓発及び研修会等の取り組みを提案、実施をして活性化を図っています。	運営委員会でワーキングチームを立ち上げ研修会を企画・開催を実施したが、今後も運営委員会で様々な取り組みをを提案し、活性化を行う必要です。今後は地域生活支援拠点等の取り組みについて検討を行う予定です。
b	協議会において、個別事例を情報共有のうえ、関係機関の連携及び適切な対応に努めているか。	4	精神保健福祉部会にて個別事例の検討会を多機関・多職種で包括的に実施。 地域課題の抽出と今後必要と考える社会資源について意見交換、情報共有を行っています。	
c	協議会において、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に向けて取り組まれるように努めているか。	4	全体会の中でどのような課題があるのか、それぞれが出し合い、ニーズ整理を行い新たな社会資源や制度に向けて大阪市の提言書でまとめています。	
3－5　地域移行の推進等に向けた取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	障がい者支援施設等からの地域移行の推進にかかる取組を積極的に行えているか。また、地域移行に関する相談があった場合、適切にコーディネートを行なえているか。	3	地域移行の新規相談及び新規申請は少ない中、相談があった場合は適切にアセスメントし、ご本人の希望に沿った地域生活が営める様に各関係機関と連携しながら実施しています。	継続して精神科病院及び入所施設等へのアウトリーチと地域の指定一般相談支援事業所との連携を行いながら地域で支えられる取り組みが必要です。 また利用者の多くが重度、高齢化しており、介護保険分野との連携も必要です。 西成区の入所施設からの地域移行の取組みを継続していきます。
b	親元からの自立等に向けた相談に応じ、「8050問題」予防の視点を持ちつつ、様々な体験等の機会が得られるよう取り組んでいるか。	3	問題が表面化した場合に相談があった際には適切に対応が行えていますが、「8050問題」に対し予防、早期発見、啓発の観点から自立支援協議会へ課題に対しての提案を行っています。	緊急時を作らない仕組みづくり、緊急であっても地域で支えれる地域づくりが重要です。予防、早期発見、啓発活動の仕組みづくりを自立支援協議会において具体的に検討することや、地域生活支援拠点等事業の登録事業者を増やす取り組みが必要です。
3－6　権利擁護の取組		評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
a	虐待通報・届出があった場合、関係機関と連携して適切な対応ができるよう、常日頃から職員の意識の高揚を図るなど、取組に努めているか。	4	職員は虐待防止研修を受講することで、意識を高めるよう取り組んでいます。また日頃から支援を通じて関係機関と連携しており、虐待通報・届け出があった際にも関係機関とスムーズに連携しています。	
b	障がい者差別に関する相談に対し、十分に傾聴するとともに、必要に応じて適切な助言や対応策の提案を行うなど、障がい者差別解消に向けた取組に努めているか。	3	障がい者差別解消法の研修会の参加、令和6年度に関しては自立支援協議会において職場での合理的配慮の研修会の開催をすることで一般事業所への障がい者差別問題解消に取り組みました。	地域住民に向けて障がい者差別解消法に関する研修会や啓発を継続的に実施していく必要があります。
c	権利侵害が発生しやすい状況を踏まえ、成年後見制度やあんしんさぽーと事業の利用など、必要に応じて適切な支援につなぐように努めているか。	3	家族間や共同生活援助（グループホーム）などでの金銭管理で権利侵害が発生しやすい状況を予測して、必要に応じて公的な制度に繋ぎ、安心して地域で生活できるよう支援しています。	権利擁護の視点や金銭管理に関する制度自体の認知度を高めるため啓発活動を行うことが必要です。また、相談員の権利擁護の視点を持った人材育成に取組みます。

事業所名				西成区障がい者基幹相談支援センター	
3－7　地域の計画相談を行う人材育成の取組			評価点	評価すべき事項、取組の成果など	今後の課題、反省点など
	a	研修会や事例検討の開催などにより、地域の相談支援事業者の人材育成に努めているか。	4	自立支援協議会の相談支援部会において、事業所の困り事を解消するためにミニ学習会や研修を基本に年間計画を企画、開催し相談支援専門員の人材育成に努めました。	
	b	相談支援従事者研修におけるインターバル受け入れ、相談支援事業所の新設や職員増員の働きかけなどに積極的に取り組んでいるか。	4	令和6年度は初任研9名、現任研24名の受け入れを行いました。インターバルに併せて基幹センターでは事業所の後方支援の説明を行う事で気軽に困りごとを相談が出来る関係づくりに努めました。	大阪府が実施する相談支援従事者研修以外で、通信課程のインターバル依頼があり、大阪府が推奨している5ピクチャーを使用していない場合の受入れについて今後どのように進めていくのか他区の基幹とも連携を行っていきます。
3－8　その他の取組み					
			①障がい当事者活動支援 ・スポーツイベント観戦、日帰り旅行、茶話会、調理レクレーション等の活動に協力しています。 ②おれんじまつり（認知症啓発イベント）への協力 ③サポーター養成講座の開催 ・認知症サポーター養成講座 ・あいサポーター養成講座 ・心のサポーター養成講座 ④障害者差別解消法改正の啓発 ⑤ネットワークづくり ・西成ボッチャカップ ・あったかハート・相談支援部会参画	
4　区における地域課題について					
	区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など				
			障がい者を取り巻く西成区の特徴として、単身世帯が多く、高齢化率、生活保護受給率が他区に比べて多い区となっています。さらに障がい者率については毎年精神障がい者手帳及び自立支援医療の増加が見られ、相談件数も増加傾向となっている中、新規相談内容が少しずつ変化しています。また、潜在的なニーズも多く、障害福祉サービス事業所の数も他区に類を見ないほど増加し飽和状態となっている事業も見受けられたり、多岐に渡る複合的な課題を抱えている相談が多く、より専門性や分野を超えて包括的な支援が必要な現状があります。 【新規相談から見られる変化】 ⅰ：10代～20代の若年層の新規相談の増加…近年インターネットでのSNS等の普及に伴い、安易に情報が得られる事や公的機関、障がい福祉サービス事業所以外の障がいに特化していない若者の支援を行っているユースセンター等からの相談も増加しています。 ⅱ：西成区に住まう多国籍住民…様々な国籍の方が増えており、特に障がい児の相談が増加傾向となっています。障がいがある児童及び保護者の方とのコミュニケーションにおいては言葉の壁もあり、必要であれば翻訳アプリ等を活用しています。 【障がい福祉サービス事業所の増加】 ⅰ：就労継続支援B型の著しい増加…区内において令和7年3月末時点で100か所を超えており、65歳以上の新規申請の増加が著しく、中には訓練と称し在宅ワークで生産活動になっているのか不明な作業も中にはある。工賃15,000円を謳い文句に利用者誘導されているケースも散見されており新たな貧困ビジネスとなっている。 ⅱ：共同生活援助の増加…区内において令和7年3月末時点で50か所を超えており、障がいがある方の地域生活を送れるための一助となっているが、その殆どがADLが自立されている方が入れる事業所が多く、重度の身体障がい者の受入れが行える事業所が少ない状況にあります。	
5　自己評価を終えて					
	5－1　区地域自立支援協議会での報告				
		報告日		6月17日	
		出席者からの意見	1　相談支援事業の概要について		
			2　相談支援の状況について	・障がい児の計画相談を受け入れてくれる事業所が少ないと書いてあったが、事業所一覧には31か所障がい児計画相談事業所がある。その事業所数でも足りないのか、どこもいっぱいで断られるのか	
			3　業務に対する自己評価について	・制度の狭間の方の相談件数	
			4　区における地域課題について	・外国籍の方の相談件数とファーストコンタクトはどこ、誰からなのか ・地域課題の「とりわけ地域づくりに関心の高い南津守住宅」というのは何をもって関心が高いのか ・養護者からの虐待・差別の通報の件数もしくは前年度と比べてどうか ・地域移行の住所地特例の方のアプローチは出来ているか ・GH、入所施設での地域推進会議が義務化になったが基幹Cに会議同席の依頼はあったのか、依頼してもいいのか	
	5－2　一連の自己評価のプロセスを終えて（総評）				
				・障害児計画相談支援事業所の選定に苦慮している現状がある。事業所数はあるものの障害児の計画相談を実施していないこともあるため受入れ事業所を増やしていく努力が必要と思われる。	